

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7（2025）年6月
沖縄国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 2. 内部質保証	10
基準 3. 学生	18
基準 4. 教育課程	34
基準 5. 教員・職員	45
基準 6. 経営・管理と財務	58
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	70
基準 A. 社会貢献を目的とした本学の地域連携	70
V. 特記事項	77
VI. 法令等の遵守状況一覧	78
VII. エビデンス集一覧	88
エビデンス集（データ編）一覧	88
エビデンス集（資料編）一覧	89

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

沖縄国際大学は、米国から日本へ施政権が返還された昭和 47（1972）年に、沖縄にある 2 つの私立大学を統合して設立された。本年、創立 53 周年を迎え、これまで 61,000 人を超える卒業生を送りだしてきた。現在、沖縄県内の高校卒業生の約 10 人のうちの 1 人が入学する地域密着型の大学である。

高等教育機関としての本学の目的は「学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成すること」（「学則」第 1 条）であり、本学大学院の目的は「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成すること」（「沖縄国際大学大学院学則」第 2 条）である。平成 18（2006）年には、大学院各研究科の教育目的を定め、平成 20（2008）年には、各学部学科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を定めた。

他方、設立にあたっては、「戦後沖縄の社会が幾重にも負った桎梏に耐えながらたどった歴史の道程」を踏まえ、「住民と社会が常に叫び、常に求めてきた真の自由と、自治の確立」を追求することが、「沖縄の私立大学」としての本学の存在意義であるとされた（設立趣意書）。平成 14（2002）年には、自己点検・評価委員会において、設立趣意書を踏まえ「真の自由と、自治の確立」という「建学の精神」を確認した。

また、自己点検・評価委員会での審議・承認、学部教授会での意見聴取、大学協議会での審議・承認、理事会への報告を経て、平成 15（2003）年には、「理念」を定めた（この際、「平和・共生」、「個性・創造」、「自立・発展」というキーワードもあわせて定められた）。

○理念

沖縄国際大学は、沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える学術文化を創造する。そして豊かな心で個性に富む人間を育み、地域の自立と国際社会の発展に寄与する。

昭和 62（1987）年ごろから用いられていた「地域に根ざし世界に開かれた大学」というキャッチフレーズは、設立趣意書で謳う建学の精神を踏まえ、理念を先取りするものであったといえる（平成 4（1992）年に広報委員会で本学公式キャッチフレーズとして確認）。

「万国津梁（世界の架け橋）」たることを旨とする「沖縄」は、アジアの十字路に位置し、独自の歴史・自然・文化を有する。この沖縄に立地する「沖縄の私立大学」（設立趣意書）であることが本学の最大の個性であり、沖縄のポテンシャルを活かしつつ、設立以来一貫して沖縄のさまざまな課題をみずからのものとして、「地域に根ざし世界に開かれた大学」をめざしてきた点に、本学の特色がある。

平成 22（2010）年には、こうした個性・特色を明確にするために、学部教授会での意見聴取、理事会での審議・承認を経て、建学の精神・理念に基づいて「本学の使命」、「教育目標」、「地域連携・研究目標」を定めた。

○本学の使命

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- (1) アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁（※）の魁（さきがけ）となる人材を育成します。
- (2) 沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

※「万国津梁」：「世界の架け橋」という意。1458年に尚泰久王が鑄造させ、首里城正殿に掲げていたという鐘に刻まれた銘文の一部。

○教育目標

- (1) アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。
- (2) 「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。
- (3) 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

○地域連携・研究目標

- (1) 地域協働、産学官連携を推進します。
- (2) 地域における生涯学習の拠点にします。
- (3) 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

さらに、ファカルティ・ディベロップメント委員会での審議・承認、教授会、大学協議会での審議・決定を経て、平成23（2011）年に、建学の精神・理念、本学の使命・目的、教育目標、地域連携・研究目標を踏まえ、大学及び学部各学科・専攻、研究科各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めた。

Ⅱ. 沿革

米国の施政権下にあった沖縄には、私立の沖縄大学と国際大学が設置されていたが、日本への施政権返還をひかえ、両大学で統合へ向けて話し合いが進められた。その結果、統合整備計画が成立し、琉球政府による承認を経て、昭和 47（1972）年 2 月 25 日（創立記念日）、沖縄国際大学は、新大学としての一步を踏みだした。同年 4 月 23 日には開学式及び第 1 回入学式が挙行され、同年 5 月 15 日、施政権の返還にあわせて日本の法令に適合した大学となった。

本学の設立基金としては、文部省（現文部科学省）から沖縄県私立大学統合施設整備費補助金 10 億円が交付され、さらに日本私学振興財団（現日本私立学校振興・共済事業団）から特別長期融資 4 億 4,000 万円の提供を受け、校地の取得、校舎の建設等、創立当初の事業を完成した。

開学にあたっては、沖縄大学から学生 493 人、教員 18 人、職員 21 人、国際大学から学生 1,315 人、教員 30 人、職員 34 人が移籍し、さらに新入学生 1,176 人、新採用教員 20 人、新採用職員 2 人を加え、当初の構成員とした。

その後、建学の精神・理念、本学の目的、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標の達成のために、種々の改組・整備を行い、現在では、4 学部 10 学科、3 研究科 5 専攻の学部・研究科により構成され、学生（大学院生含む）5,257 人、専任教員 134 人、専任事務職員 81 人を擁する名実ともに沖縄を代表する私立大学となった。今後も、建学の精神・理念、本学の使命・目的、教育目標、地域連携・研究目標を踏まえ、「地域に根ざし世界に開かれた大学」として、教育研究及び社会貢献の更なる展開を目指していく。

○沖縄国際大学の沿革

昭和 47（1972）年

- 2 月 学校法人沖縄国際大学設立
- 4 月 沖縄国際大学・同短期大学部開学・第 1 回入学式
- 5 月 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により学校教育法に規定する大学となる

昭和 48（1973）年

- 3 月 第 1 回卒業式
- 7 月 校章制定

昭和 52（1977）年

- 3 月 校旗樹立

昭和 53（1978）年

- 4 月 南島文化研究所設立

昭和 54（1979）年

- 1 月 校歌制定

昭和 57（1982）年

- 12 月 創立 10 周年記念式典

平成元（1989）年

6月 東海大学（台湾）と学術交流協定締結

平成2（1990）年

11月 厦門大学（中国）海外函授学院との学術交流協定締結

平成3（1991）年

4月 産業総合研究所設立

韓南大学校（韓国）と国際交流協定締結

平成4（1992）年

2月 創立20周年記念式典

3月 ヨノック大学（タイ）と国際交流協定締結（平成18（2006）年度終了）

平成5（1993）年

1月 札幌学院大学と単位互換協定

4月 ベイラー大学（米国）と国際交流協定締結（平成7（1995）年度終了）

平成7（1995）年

3月 文学部第2部、教養部廃止

7月 国際交流センター（至：平成28（2016）年3月）、情報センター設置
沖縄県私立大学協会加盟大学間における単位互換協定締結

10月 アルスター大学（英国）と国際交流協定締結（令和6（2024）年度終了）

平成9（1997）年

1月 放送大学と単位互換協定締結

3月 名城大学と単位互換協定締結

4月 大学院地域文化研究科開設

大学基準協会維持会員（平成29（2017）年度脱退）

6月 澳門大学（中国）と国際交流協定締結

11月 札幌学院大学と単位互換協定締結

沖縄法政研究所設立

平成10（1998）年

4月 大学院地域産業研究科開設

6月 外国語センター設置（至：平成28（2016）年3月）

平成11（1999）年

3月 京都学園大学と単位互換協定締結

桜美林大学と単位互換協定締結

4月 地域文化研究科に英米言語文化専攻開設

12月 短期大学部廃止

平成12（2000）年

9月 東村セミナーハウス竣工

平成13（2001）年

4月 文学部（国文学科、英文学科、社会学科）を総合文化学部（日本文化学科、英米言語文化学科、社会文化学科）へ名称変更し、総合文化学部人間福祉学科開設

10月 熊本学園大学と単位互換協定締結

平成14(2002)年

2月 創立30周年記念式典

4月 法学部法学科を法学部法律学科へ名称変更し、法学部に地域行政学科開設

平成15(2003)年

4月 大学院法学研究科開設、地域文化研究科に人間福祉専攻開設
エクステンションセンター設置(至:平成21(2009)年3月)

12月 カイロ大学(エジプト)と国際交流協定締結(令和6(2024)年度終了)

平成16(2004)年

4月 商経学部を改組し、経済学部(経済学科、地域環境政策学科)及び産業情報学部(企業システム学科、産業情報学科)開設

日本臨床心理士資格認定協会より「第2種大学院」指定

8月 本館ビルに米軍ヘリコプター墜落炎上

平成17(2005)年

3月 大学基準協会より認証評価の適合認定を受ける

6月 レンヌ第2大学(フランス)と国際交流協定締結

12月 松山大学と単位互換協定締結

平成18(2006)年

2月 マッコーリー大学(オーストラリア)と学術交流協定締結

平成19(2007)年

3月 福建師範大学(中国)と中国語研修学生派遣に関する協定締結

平成20(2008)年

3月 法学部第2部廃止

4月 日本臨床心理士資格認定協会より「第1種大学院」指定

ヘンダーソン州立大学(米国)と国際交流協定締結(令和6(2024)年度終了)

平成21(2009)年

9月 商経学部第2部廃止

平成22(2010)年

12月 エコアクション21認証・登録

平成24(2012)年

2月 創立40周年記念式典

3月 日本高等教育評価機構より「大学機関別認証評価基準」適合の認定を受ける

8月 六大学包括的連携協定締結

平成25(2013)年

3月 バンクーバーアイランド大学(カナダ)及び南ユタ大学(アメリカ)と国際交流協定締結

平成26(2014)年

9月 沖縄県内大学・短期大学・高等専門学校(計11高等教育機関)が連携し「大学コンソーシアム沖縄」設立

平成 27 (2015) 年

- 3月 天津外国語大学（中国）及びレオン大学（スペイン）と国際交流協定締結

平成 28 (2016) 年

- 3月 嘉泉大学校（韓国）と学生交流に関する協定締結
4月 グローバル教育支援センター設置（外国語センターと国際交流センターを発展的に統合）
8月 釜慶大学校（韓国）と学生交流に関する協定締結

平成 29 (2017) 年

- 5月 宜野湾市教育委員会と連携・協力に関する協定締結

令和元 (2019) 年

- 3月 日本高等教育評価機構より「大学機関別認証評価基準」適合の認定を受ける
6月 オスナブリュック大学（ドイツ）との国際交流協定締結（総合文化学部間）
8月 大東文化大学との単位互換に関する協定締結
9月 日本トランスオーシャン航空及び琉球エアコミューターとの包括連携に関する協定締結

令和 2 (2020) 年

- 2月 宜野湾市との包括連携協力に関する協定締結

令和 3 (2021) 年

- 3月 学生会館供用開始
一般社団法人東京中小企業家同友会と学校法人沖縄国際大学との産学連携に関する協定締結
8月 沖縄国際大学と日本税理士会連合会との寄付に基づく講座開設及び運営に関する覚書締結
沖縄国際大学と沖縄税理士会との寄付講座（日本税理士会連合会提供）に係る費用負担に関する合意書締結

令和 4 (2022) 年

- 2月 創立 50 周年記念式典、沖縄国際大学 50 周年特設サイトを設置

令和 5 (2023) 年

- 3月 FPT 大学（ベトナム）と大学間交流協定締結

令和 6 (2024) 年

- 10月 金武町と学校法人沖縄国際大学及び法務省那覇保護観察所の連携に関する協定締結
12月 東村と学校法人沖縄国際大学との包括連携協力に関する協定締結
学校法人沖縄国際大学と沖縄県中小企業診断士協会との包括連携協定締結

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ① 学内外への周知
- ② 中期的な計画への反映
- ③ 三つのポリシーへの反映
- ④ 教育研究組織の構成との整合性
- ⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

令和 6（2024）年 3 月、本学は建学の精神・理念、本学の使命・目的、教育目標及び地域連携・研究目標（以下、本学の使命・目的及び教育研究上の目的という）の全学的な周知・理解を強化すべく、趣旨、内容、構成を再確認した【1-1-2】【1-1-a】。

再確認された本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、本学ウェブサイト【1-1-1】、「大学案内」及び「大学院案内」【資料 F-2】、「学生便覧」【資料 F-5】、「事業計画」【資料 F-7】、「事業報告書」【資料 F-8】等に掲載することで学生、教職員、学外関係者へ周知している。また、事業報告を評議員会及び理事会の議題として審議することで、役員への周知に努めている【1-1-b】。さらに、入学式の学長挨拶【1-1-c】及び Weekday Campus Visit（高校生が普段の大学キャンパスで、一日大学生になるプログラム）【1-1-d】等を通じて、本学の使命・目的及び教育研究上の目的の周知を図っている。

1-1-② 中期的な計画への反映

「中長期経営計画書」には、本学の使命・目的及び教育研究上の目的に加え、3 つのポリシーが明記されている【資料 F-9】。これは、本学の使命・目的及び教育研究上の目的が計画策定の諸段階において基本的な枠組みとして参照すべきものであることを示すためである。特に、全学的観点からの調整においては、本学の使命・目的及び教育研究上の目的との整合を重視した上で中期経営計画が作成される。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学では、本学の使命・目的及び教育研究上の目的に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを体系的なものとして一体的にとらえ、策定している【資料 F-14】。つまり、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーには、本学の使命・目的及び教育研究上の目的に基づき入学者を受け入れ、教育課程を編成することが明示されている。また、ディプロマ・ポリシーが、自らが生きる社会の深い理解や自らの社会的責任の自覚を学位授与の要件とするのは、沖縄への寄与・貢献を求める、使命・目的及び教育研究上の目的の趣旨を踏まえたものといえる。

さらに、大学全体のポリシーに基づき、学部各学科・専攻、研究科各専攻単位で3つのポリシーを策定している。したがって、3つのポリシーは使命・目的及び教育研究上の目的を反映している。なお、学部各学科・専攻、研究科各専攻の3つのポリシーについては、社会情勢の変化を踏まえつつ、入試要項作成時など、随時、各学科・研究科において、その妥当性を確認している【1-1-e】。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

「学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成する」

（「学則」第1条）【資料 F-3】という本学の使命・目的及び教育研究上の目的を実現するために、4学部10学科を設置するとともに、各学部と連携した4研究所を設置している

【資料 F-6】。また、使命・目的及び教育研究上の目的をより効果的に達成するために、図書館、共通教育機構、総合研究機構、グローバル教育支援センター等を設置している【資料 F-6】。さらに、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成する」（「大学院学則」第2条）【資料 F-3】という本学大学院の教育研究上の目的を実現するために、4学部を基礎に3研究科5専攻を設置している【資料 F-6】。

教育研究に関する重要事項を協議する機関としては、学部教授会、大学協議会、研究科会、大学院委員会を設置している【資料 F-3】。これらの機関では、教育研究に関する事項について適時、学長に意見を述べるなど、学長による適切な組織運営を推進するための体制が構築されている。

1-1-⑤ 変化への対応

本学では、創立30年を経た平成15（2003）年を機に、沖縄の地域ニーズに応えることが本学の存立基盤であることを改めて確認し、建学の精神・理念を明確に定めた【1-1-f】。

また、平成22（2010）年度には、沖縄や大学を取り巻く社会情勢などを踏まえ、本学の個性・特色を明確にするため、建学の精神・理念に基づき、本学の使命、教育目標及び地域連携・研究目標を定めた【1-1-g】。地域連携・教育目標を具現化するため、「沖縄国際大学の社会貢献〔地域協働・産学官連携〕推進に関する基本方針」【1-1-h】に基づき、社会貢献（地域協働・産学官連携）担当の理事長・学長補佐を配置している【1-1-i】。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的並びに3つのポリシーは、事業計画及び中長期経営計画の策定時に点検・検証している。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 平成22（2010）年度に定めた「地域連携・教育目標」を具現化するため、令和3（2021）年度に「沖縄国際大学の社会貢献〔地域協働・産学官連携〕推進に関する基本方針」（学長裁定第24号／令和3（2021）年2月17日）を定めた。その後、学長裁定により社会貢献（地域協働・産学官連携）担当の理事長・学長補佐を配置した。この基本方針の策定以降に締結された協定の数は、本学が締結している全協定の約6割を占めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・平成 22（2010）年度に定められた使命、教育目標及び地域連携・研究目標と、平成 24（2012）年度に定められた 3 つのポリシーは、事業計画及び中長期経営計画の策定時に点検・検証しているものの、制定以来、一度も改訂されていない。ただし、学部各学科のポリシーは改訂の事例がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・本学の使命、教育目標及び地域連携・研究目標は建学の精神・理念に基づき定められたものであり、また、3 つのポリシーは、使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものである。したがって、現時点では特段の改善点は見当たらない。しかし、社会情勢の変化により使命、教育目標及び地域連携・研究目標も変化する可能性を認識しなければならず、そのためにも、不断の見直しを行っていくことで、社会の情勢や要請に柔軟に対応できる体制を整えていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針としては、「学則」第 2 条 1 項及び「大学院学則」第 3 条 1 項【資料 F-3】を踏まえて定められた「自己点検・評価委員会規程」第 1 条第 1 項において「本学の設立理念目的に沿って教育水準の向上に務め、教育・研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくため教育・研究活動全般について、不断の自己点検・評価を適正かつ円滑に実施する」ことを明記している【2-1-3】。加えて、内部質保証のより一層の強化が求められている近年の状況に鑑み、学長を最高責任者として副学長、常務理事及び理事長・学長補佐等が連携しつつ、内部質保証の点検・強化を図っていく全学的な方針を確認した（2024（令和 6）年度第 4 回自己点検・評価委員会）【2-1-1】【2-1-2】。これらの方針については、学内において全学的に共有するとともに、本学ウェブサイトでも公開している【2-1-1】【2-1-2】。

内部質保証推進のための中心的な組織としては、「自己点検・評価委員会規程」第 1 条第 2 項に基づき、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置しており、その構成員は、学部長、副学長、常務理事、教務部長、研究支援部長、学生部長、図書館長、事務局長、大学院研究科長及び専門委員会委員長である【2-1-3】。そして、自己点検・評価委員会には、専門委員会として、大学院等委員会、学部等委員会及び事務等委員会を常置し、自己点検・評価委員会が定めた全学的な点検・評価項目について各専門委員会に専門的に審議、検討させる体制を整えている。自己点検・評価委員会は、教学運営・法人業務に関わる課題について速やかに各専門委員会に対して諮問を行い、その答申を理事長・学長に報告することとなっている。その後、理事長・学長補佐からの意見聴取をした上で、理事長・学長は関係各部署等に対して、当該業務に関わる改善を指示している。

以上のように、内部質保証に関する全学的な方針を明示した上で、組織体制を整備し、責任体制を明確にしている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証を担保するための委員会（自己点検・評価委員会【2-2-1】）では、より効果的

かつ効率的な自己点検・評価を目指す観点から、平成 28（2016）年度以降、年度ごとに異なる点検・評価項目を設定し、特定のテーマにフォーカスした自己点検・評価を実施している。また、それらの点検・評価結果をまとめた報告書は本学ウェブサイトで公開されている【2-2-2】【2-2-a】。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、これまで様々なテーマを設定し自主的・自律的な自己点検・評価を実施しており、これまでの自己点検・評価については、自己点検・評価委員会の議事録等を通じてその経緯や結果の全学的な共有が図られている【2-2-3】【2-2-4】。

表 2-2-①-1 自己点検・評価のテーマ

平成 28（2016）年度	1) 3つのポリシーに関わる教育改革・改善の現状と課題 2) 社会貢献・地域連携に関わる現状と課題
平成 29（2017）年度	1) 3つのポリシーに関わる教育改革・改善の現状と課題の進捗状況 2) 図書館の現状と課題（図書館の教育機能と地域貢献活動）
令和元（2019）年度	1) キャリア支援の現状と課題 2) 学生サービスの現状と課題
令和 2（2020）年度	財務基盤と収支
令和 3（2021）年度	1) 単位認定、卒業認定、修了認定（教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知） 2) 教育課程・教授方法（①カリキュラム・ポリシーの策定と周知、②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性、③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成）
令和 4（2022）年度	「教員の諸活動に係る自己点検・評価」様式及び公表方法（①評価する領域の妥当性、②各領域の項目例及び評価指針の妥当性、③集計結果の公表方法）
令和 5（2023）年度	研究支援（①研究環境の整備と適切な運営・管理、②研究倫理の確立と厳正な運用、③研究活動への資源の配分）
令和 6（2024）年度	令和 7年度受審項目に基づく自己点検・評価

また、恒常的な内部質保証の取組みとしては、①講義等の充実・向上を図るために行われる「授業についてのアンケート（在学生に対して前後期各 1 回）」、②教育目標に関わる資質・能力（学修成果）を測るために行われる「卒業年次への満足度アンケート（4 年次に対して年 1 回）」、③ディプロマ・ポリシーの達成状況を把握するために行われる「本学卒業生に関する企業へのアンケート調査（企業に対して年 1 回）」があげられる【2-2-b】。

授業についてのアンケート（質問事項 26 項目＋自由記述）は、全教員の開講科目を対象として実施され、アンケート結果を担当教員及び各学科長に通知し授業の改善に役立てている。また、全体の平均値は個別データとともに各教員に通知されるとともに、ファカル

ティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会という）において報告され、大学協議会を通じて全学的な検討が行われている【2-2-c】。

さらに、卒業年次への満足度アンケート及び本学卒業生に関する企業へのアンケート調査は、ディプロマ・ポリシーが機能しているかを測ることを目的としたものである。本学では、両アンケートの結果を教学マネジメントの推進に資する貴重なデータと位置付けており、その分析結果を通じて地域社会や卒業生のニーズの把握・再確認のために活用している。

自己点検・評価の結果の学内共有の事例として、令和 6（2024）年度において実施した、「本学卒業生（OB・OG）ならびに本学卒業生（4 年生）に関するアンケート調査の改善について（諮問）」がある【2-2-d】。

この諮問は、学修者本位の教育の実現に向けて更なる教学マネジメントの推進を企図するため、キャリア支援委員会の主管であるキャリア支援課及び第 2 回内部質保証・自己点検・評価調整会議（令和 6 年 9 月 18 日開催）【2-2-e】における調整を経て、令和 6（2024）年度第 3 回キャリア支援委員会（令和 6 年 10 月 8 日開催）【2-2-e】へ提示され、キャリア支援委員は各学科・専攻において意見聴取を行った。

その後、令和 6（2024）年度第 4 回キャリア支援委員会（令和 6 年 12 月 19 日開催）において、各学科・専攻の意見聴取結果を踏まえ、学生部長が「本学卒業生（OB・OG）ならびに本学卒業生（4 年生）に関するアンケート調査の改善について（答申）」【2-2-f】を取りまとめた。この答申に基づき、副学長と総合企画室が中心となり、卒業時調査、卒業生追跡調査〔OB・OG 向け〕及び卒業生追跡調査〔関係機関向け〕の案を取りまとめた。この案は令和 6（2024）年度第 5 回キャリア支援委員会（令和 7 年 2 月 18 日開催）【2-2-g】において審議され、現在、継続審議中である。令和 7（2025）年度から改善された内容に基づくアンケート調査を実施する予定である。

さらに、各教員の教育研究活動の質向上のため、「教員の諸活動に係る自己点検・評価」を行っている。これは、各教員が年度ごとに 4 つの領域（教育・学生支援、研究、社会貢献、大学運営）に関する自己目標を設定し、それに対する自己評価と省察をもって自己研鑽に努めるものである。集計結果は自己点検・評価委員会を通じて各教員にフィードバックされ、本学ウェブサイトで公開している【2-2-h】。

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、「事務組織規程」第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 条に基づき、IR を担う部署として総合企画室を設置している【2-2-5】。総合企画室は理事長・学長の直下に位置し、理事長・学長から特命業務として IR 業務を命じられた専任教員 1 人（副学長）、専任職員 4 人（内部監査人 1 人を含む）を配置している。専任職員は IR 関連の研修等へ積極的に参加し、エビデンスに基づいた意思決定を行う際に不可欠なデータ解析手法等の修得に務めている【2-2-i】。

また、学内各部署で蓄積されたデータを総合企画室に集約することで、学内の諸課題に対して迅速な調査、分析が行える体制を整えている【2-2-5】。

なお、総合企画室は部署に属しておらず、理事長・学長の直下に配置しているため、理事長・学長及び副学長、常務理事、事務局長を中心に IR に関する検討のための調整会を随

時、必要に応じて開催している。そのため、IRに関する委員会等は特に設けていない。

IRの機能としては、全学的な観点からの多角的な情報の統合、分析等を行う仕組みを整え、理事長・学長の教育研究・大学運営上の意思決定や、教育研究・大学運営の両面における各種の改善をサポートする情報提供、政策提案に取り組んでいる（「事務組織規程」第2条第2項、「業務事務分掌規程」第2条）【2-2-5】。

具体的には、新入生アンケート、卒業生アンケート等の各種学生アンケートの分析、入学者選抜試験志願者動向の調査、入学者追跡調査、除籍・退学者のトレンド把握、財務状況の分析等が挙げられる。また、調査・分析の実施にあたっては、関係部署とも連携しながら行っている。

各種分析結果は、大学全体の長期的な戦略計画や教育改善、経営改善に向けた情報として理事長・学長に報告され、必要に応じて理事長・学長の指示のもと副学長、常務理事による各種委員会、教授会、大学協議会、理事会への報告等で全学的な共有が図られるとともに、執行部の意思決定を支援する重要な役割を担っている【2-2-j】。さらに、学生募集対応プロジェクト・チーム（以下、学生募集PTという）など各種プロジェクト・チームへの情報提供、学修支援や学生生活支援といった教学運営に係る業務の執行や、Weekday Campus Visit（高校生が普段の大学キャンパスで、一日大学生になるプログラム）の実施など大学運営上の企画立案等に役立てられている【2-2-k】。

以上のように、現状把握のための調査・データの収集と分析を行う体制を整備し適切に運用している。

2-3. 内部質保証の機能性

- ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望を把握するための取組みとして、「授業についてのアンケート」、「新入生アンケート」、「沖縄国際大学に関する卒業年次への満足度アンケート（以下、満足度アンケートという）」、「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」を実施している【2-3-1】【2-3-a】。

「授業についてのアンケート」は、FD委員会の審議を経て教務部長が、非常勤教員を含む全教員に対して、毎学期担当する科目（講義科目・演習科目）での実施を義務付けている【2-3-b】。同アンケートでは、講義内容に関する評価や要望のみならず、大学全般について学生の意見・要望を把握することが可能となっている。学生からの意見・要望については、学科の学修に関するものについては各学科が、大学全体に関するものについては各部署が状況を把握・分析し、適宜対策を講じている【2-3-2】。また、そうした対策の状況につ

いては本学ウェブサイトに掲載し、回答している【2-3-a】。これらの学生からの意見・要望を踏まえ、近年では駐車場の整備・拡充や在学生の食費負担軽減のために学生食堂への補助を行った。

入学時に全学生を対象に実施している「新入生アンケート」では本学での学生生活や学修環境に対する期待度やニーズを、また、卒業時に全学生を対象に実施している「満足度アンケート」ではカリキュラム・ポリシーに基づく学生個々の学修状況や本学の就学支援に関する課題等を把握するために毎年度実施しており、アンケート集計結果については本学ウェブサイトで開催するとともに【2-3-a】、学修支援、学生生活、学修環境のさらなる充実を図るための資料として活用している。

学部学生と同様に、大学院においても「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」を通じて意見・要望を把握しており、学修に関するものについては各研究科が、大学全体に関するものについては各部署が状況を把握・分析し、適宜対策を講じている。また、対策の状況については本学ウェブサイトを通じて公開し、回答している【2-3-a】。

その他、学修支援、学生生活等全般に関しては教務部学務課及び学生部学生課が、障がいのある学生の学修支援・学修環境に関しては学生支援室が随時学生からの相談を受け付けており、これにより把握された学生の意見・要望は、関係する委員会を通じて大学全体で共有し【2-3-c】、本学における教育活動等の改善・向上に反映させている。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望を把握するための取組みとして、後援会、校友会、沖縄県高等学校校長協会及び企業等の採用担当者との定期的な意見交換会を開催するとともに、「本学卒業生に関するアンケート」を実施している【2-3-3】【2-3-4】。

理事長・学長は、本学卒業生による同窓会組織である校友会や、在学生の保護者を中心に構成されている後援会と定期的に意見交換する機会を設けている。校友会については、支部長会議や「新春の集い」などのイベント時における意見交換に加え、校友会長と理事長・学長との意見交換会も随時行っている。また、後援会については、定期総会や支部総会、拡大役員会等で意見交換をしており、両組織との連携を図りつつ、そこで寄せられた意見・要望を本学における教育研究や大学運営の改善・向上に活かしている【2-3-d】。また、校友会・後援会から学外ゼミ助成費や奨学金などの寄付を受けることにより、学修支援、学生生活支援の充実、学修環境の整備（直近では、厚生会館のリノベーション事業）に取り組んでいる【2-3-e】。

両組織に加え、本学は沖縄県高等学校校長協会とも定期的（年1回）に意見交換会を実施している【2-3-f】。こうした3組織との繋がりを踏まえ、令和6（2024）年度からは、沖縄県高等学校校長協会には本学の「アドミッション・ポリシー」について、校友会には「ディプロマ・ポリシー」について、後援会には「カリキュラム・ポリシー」について、それぞれ、その適切性や達成度等に関して意見を聴取する取組みを開始している【2-3-d】【2-3-f】。

また、キャリア支援課では、本学の教育をより理解してもらうとともに、企業等の採用担当者と本学教職員との意見交換を目的に、「大学と企業の就職懇談会」を毎年度開催している。本学からは教育内容、インターンシップ、就職・キャリア支援の現状について、企

業側からは採用状況、採用意欲及び卒業生の現況などの意見を交換することで連携を深めている【2-3-g】。

さらに、内部質保証活動の一環として、卒業生の主な就職先企業に対して、「本学卒業生に関するアンケート」を毎年度実施しており、アンケートの集計結果を本学ウェブサイトで公表している【2-3-a】。このアンケートの結果を、本学の教育研究や大学運営により反映可能なものとするために、令和6(2024)年度に、副学長主導で、キャリア支援委員会がアンケート項目の見直しを行っており、令和7(2025)年度から、従前のアンケートに新たな項目を追加した上で実施している。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

3つのポリシーを起点とした内部質保証としては、基準項目2-1で記載した通り、自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価を行い、その結果等を踏まえて、改善策の実施や次なる目標の設定へと繋げる全学的なPDCAサイクルの仕組みを構築することにより、本学における教育研究活動の改善・向上に反映させている【2-3-5】【2-3-6】。

また、教育の質の保証に係る活動の一環としては、令和3(2021)年度に、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに焦点を当てて自己点検・評価を行い【2-3-7】、各学部・学科において改善策・向上方策に取り組んでいる。加えて、全学的な対応を要する事項については、自己点検・評価の結果を踏まえて、FD委員会が、副学長の諮問等により、指定プロジェクトとして取り組んでいる。令和3(2021)年度には、FDの成果を教学運営にフィードバックすることにより、カリキュラム・ポリシーを踏まえた全学科・全科目群のナンバリングを実現するなど【2-3-h】、教育課程の体系的編成に資する新たな制度を設計・構築することに繋げている。さらに、令和4(2022)年度以降は、ディプロマ・ポリシーの達成度に関連して、本学の学生や学外関係者に対してより理解しやすい学修成果指標を提示することを目指し、学修成果の可視化等に取り組んでいる【2-3-i】。

これに対して、個々の教員の教育研究活動については、令和3(2021)年度より、自己点検・評価委員会が、各教員に対して「教員の諸活動に係る自己点検・評価」の実施を義務付けており【2-3-j】、毎年度各教員が自身の教育研究等の目標を設定し、学生による授業評価の結果等も踏まえつつ、当該目標に係る自己点検・評価を実施している。

その他、副学長が主宰する学生募集PTでは、入学者選抜制度に関わる諸課題を析出・検討し、また、教学マネジメント推進の特命を受けた理事長・学長補佐による業務の遂行も、内部質保証を支える仕組みとして機能している。

大学運営全般に関しては、建学の精神と教育理念に基づき本学の使命を実現するために、自己点検・評価の取組みや認証評価等の結果も踏まえつつ、4年ごとに大学運営全般に係る中長期経営計画を策定している。現在は、令和7(2025)年度よりスタートした「第5次中長期経営計画書」の下で、教育の質保証の再構築及び大学ガバナンスの充実・強化に重点において大学運営の改善に取り組んでいる【資料F-9】。併せて、毎年度実施する事業計画【資料F-7】及び事業報告【資料F-8】により、中長期経営計画に盛り込まれている事業の進捗管理や改善策の検討を行うことで、PDCAサイクルの仕組みを確立している。

平成16(2004)年度の大学基準協会、平成23(2011)年度及び平成30(2018)年度の日

本高等教育評価機構による認証評価の結果、及び毎年度実施している自己点検・評価の結果については、本学ウェブサイトで公表している【2-3-7】。加えて、毎年度開催される校長協会との意見交換会において、自己点検・評価に関する説明を行っている。

また、各種アンケートによって把握した学生からの意見・要望についても、その対応状況を本学ウェブサイトに公開することで【2-3-a】、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努めている。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・より効果的かつ効率的な自己点検・評価を目指す観点から、年度ごとに点検・評価項目を設定し、特定のテーマにフォーカスした自己点検・評価を実施している。これにより、各テーマにおける課題を明らかにするとともに、具体的な行動や目標を提示し、その課題に対して段階的に取り組むことで、着実に成果を積み重ねることを可能としている。また、その結果は、本学ウェブサイト及び自己点検・評価委員会の議事録等を通じて、その経緯や結果の全学的な共有が図られている。
- ・令和3（2021）年度に行った自己点検・評価では、教育の内部質保証の重要項目である単位認定、卒業認定、修了認定と、教育課程及び教授方法について焦点を当て自己点検・評価を行った。その結果、ディプロマ・ポリシーは本学の使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえ定められたものであり、学内外に対して広く周知されていることが確認された。また、カリキュラム・ポリシーも全学的な科目ナンバリング制度の導入を進めていることを含め、ポリシーに沿ったカリキュラム編成や教員配置が行われており、それが学生・大学院生に適切に示されていることが確認された。
- ・内部質保証に関する組織体制を強化するために、学長指名による理事長・学長補佐制度を導入している。この制度の導入により、本学では、令和6（2024）年から内部質保証、自己点検・評価、教学マネジメント、社会貢献〔地域協働・産学官連携〕の推進を担当する理事長・学長補佐を置いている。この配置により、内部質保証体制の実質化、教学マネジメントの推進、地域連携の強化を図ることができている。
- ・平成30（2018）年度にIRの担当部署である総合企画室を設置した。新入生アンケート、卒業生アンケート等の各種学生アンケートの分析、入学者選抜試験志願者動向の調査、入学者追跡調査、除籍・退学者のトレンド把握、財務状況の分析等を行っている。令和6（2024）年2月から時限的に設けた学生募集PTにおいて、副学長と総合企画室が中心となり、入学者選抜制度改革を実施した。学生募集PTにおいて、本学学生募集の現状に関する種々の分析を行い、エビデンスに基づいた提言を行うことによって、学校推薦型選抜試験の改革（授業料減免型区分（タイプS）の創設、名称変更、選抜方法変更など）や、特待生選抜制度の創設、Weekday Campus Visitの開催、指定競技スポーツ奨学生の学修環境改善などの改革が実現した。
- ・大学と企業の就職懇談会（本学主催・令和6年11月15日開催）に参加する企業を対象に本学の学修成果への取組みについて、アンケート調査を実施した。アンケートでは、企業が役に立つと考える学修成果、大学が育む学修成果と企業が求める学修成果の比較、企業にとって効果的であると感じる大学教育等について調査を行った。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・沖縄県高等学校校長協会に対して本学の教育研究等に関する意見聴取を依頼したが、依頼内容に関わる説明が不十分であったため、回答数が3件と少なく、十分な情報を得ることができなかった。
- ・本学後援会との拡大役員会（令和6年12月13日開催）で、本学のカリキュラム・ポリシーについて意見交換を行った。その中で、本学カリキュラム・ポリシーについて、保護者への周知が課題であることが明らかになった。
- ・本学校友会との意見交換会（令和7年4月15日開催）で、本学のディプロマ・ポリシーについて意見交換を行った。その中で、本学ディプロマ・ポリシーについて、地域社会への周知が課題であることが明らかになった。
- ・学外関係者（校長協会、後援会、校友会）に対して自己点検・評価、認証評価などの結果を説明し、理解・支持を得る努力が不十分であった。
- ・教員の諸活動に係る自己点検・評価については、各教員が自身の教育研究等の目標を設定し、その達成度や課題について自己点検を行っているものの、それらの点検結果を3つのポリシーと関連させつつ教育研究の改善に活かすまでには至っていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

- ・沖縄県内の高等学校等におけるアドミッション・ポリシーの浸透度について、令和7(2025)年度から実施方法を変更した。具体的には、令和7(2025)年5月から入試センターにおいて実施する高校進路指導部訪問において、進路指導担当者へアンケート調査を依頼し、校長と進路指導部にて協議の上で回答頂くよう対面での依頼を行い、その回答結果を令和7(2025)年7月に開催される沖縄県高等学校校長協会との懇談会において報告し、学外におけるアドミッション・ポリシーの浸透度やその課題について意見交換を行う。
- ・本学のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに関する保護者への認知度を高めるため、本学後援会と連携しながら、「後援会便り」や本学 SNS による発信、保護者向けの出張出前講座などを活用し、周知徹底を図る。また、図表や動画を活用し、保護者に分かりやすく伝える方法も確立する。
- ・本学ディプロマ・ポリシーに関する地域社会への認知度を高めるため、本学校友会と連携しながら、「校友会報」や本学 SNS による発信、OB・OG や企業向けの出張出前講座の開設など、ディプロマ・ポリシーの周知徹底を図る。また、卒業生追跡調査等を活用し、教学マネジメント推進体制について、OB・OG や企業向けに分かりやすく伝える方法も確立する。
- ・学外関係者（校長協会、後援会、校友会）に対して、自己点検・評価、認証評価などの結果についての理解促進を図るため、平易な説明資料等の作成を検討する。
- ・教員の諸活動に係る自己点検・評価についても、大学の教育研究の内部質保証と関連付けられるような活用方法の再検討を行う。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ① アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、大学としての目的や使命・目標を定めるとともに、学部各学科・専攻が人材の養成及び教育研究上の目的を定めている。これらを踏まえ、入学者の選抜については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、大学全体、学部各学科・専攻のアドミッション・ポリシーを策定し【3-1-2】、求める学生像を明確に示している。

アドミッション・ポリシーは、「大学案内」【資料 F-2】、「入学者選抜試験要項」【資料 F-4】、本学ウェブサイト【3-1-1】等により公表するとともに、オープン・キャンパス（年 4 回開催）、本学主催の進学相談会、学外主催の進学ガイダンス、また、沖縄県内の高等学校進路指導担当教員向け入試説明会（毎年 6 月開催）、沖縄県高等学校校長協会・沖縄国際大学懇談会、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員等に対し、具体的に説明・周知している【3-1-a】。

また、大学院でも、大学院としての目的を定めるとともに、研究科各専攻が人材養成に関する教育研究上の目的を定めている。これらを踏まえ、大学院における入学者の選抜については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、研究科各専攻のアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示している。

アドミッション・ポリシーは、「大学院案内」【資料 F-2】、「大学院入学者選抜試験要項」【資料 F-4】、本学ウェブサイト【3-1-1】等により公表するとともに、研究科各専攻による進学説明会を通じて、具体的に説明・周知している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜にあたっては、多様な入試区分を設定し、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに沿ってそれぞれの出願資格や選抜方法を決定し、「入学者選抜試験要項等」【資料 F-4】で公表している。

入学者選抜は、「入学者選抜試験委員会規程」に基づき入学者選抜試験委員会（以下、入試委員会という）を設置し、学長を委員長として適切な体制のもとに運用している【3-1-3】。

本学では、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学科別アドミッション・ポリシーを平成 14（2002）年度から「入学者選抜試験要項」に明記している。また、出願資格に「沖縄国際大学のアドミッション・ポリシー（学科別アドミッション・ポリシー含む）を熟読し、十分に理解した者」を追記し、入学希望者へ理解を促す方を講じている【資料 F-4】。アドミッション・ポリシーを記載した「入学者選抜試験要項」は、毎年度、その

内容について各学部教授会の審議を経て、大学協議会において審議決定される【3-1-b】。

出題及び採点等に必要な専門委員は同委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が委嘱する【3-1-c】。また、副学長を会長とする一般選抜試験問題作成者連絡会及び小論文問題作成者連絡会を開催し、アドミッション・ポリシーの実質化、問題作成にあたっての注意事項、作成・点検・校正のスケジュール、ミス防止の方策等を確認している【3-1-d】。こうした確認を踏まえ、委嘱された専門委員（問題作成者）は、それぞれの試験科目の問題作成作業部会を設置し、機密性の保持を図るとともに出題過誤が出ないよう作業部会構成員によって相互確認を行い、そうして作成された問題は入試センターにおいて厳格に管理されている。

本学で令和4（2022）年度に実施した一般選抜試験における入試問題の出題ミス等を踏まえ、出題過誤等の防止強化のために、過誤防止に関する意識の共有化と相互チェック体制の強化による再発防止に努めている【3-1-e】。具体的には作問・校正時の全体チェック回数増、試験実施時の担当者全員による解答実施及び解答妥当性確認等を実施し、出題過誤の防止に努めている。

また、一般選抜試験問題及び小論文問題の「出題の意図」を本学ウェブサイトで公表し【3-1-f】、外部評価を受けやすい環境を整え、アドミッション・ポリシーに沿った入学試験問題の作成に繋げている。

令和2（2020）年度から、すべての選抜種別において、アドミッション・ポリシーとの整合性のチェックと学力の3要素の多面的・総合的測定について「書類等評価」と「面接等評価」または「その他の学力評価」を組み合わせた評価基準（ループリック）を作成し、本学ウェブサイトにおいて公表している【3-1-g】。また、適切な入学者選抜試験制度を設計・実施するために、ループリックは毎年度、その内容について各学部教授会で審議決定している【3-1-h】。

その他、毎年度入学者選抜試験全種別実施後に開催される入試委員会において、年間を通した各試験種別の実施状況について検証し、指摘のあった課題や気づきは、翌年度の「入学者選抜試験要項」策定時や各入学試験実施要項策定時の諸提案に繋げている。

大学院入学者の選抜は、「沖縄国際大学大学院学則」【資料 F-3】（以下、「大学院学則」という）第19条に基づき行われている。大学院でも、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、研究科の専攻・領域ごとのアドミッション・ポリシーを平成25（2013）年度から「大学院入学者選抜試験要項」に記載している【資料 F-4】。平成30（2018）年度からは出願資格に「沖縄国際大学大学院のアドミッション・ポリシー（専攻別アドミッション・ポリシーを含む）を熟読し、十分に理解した者」を追記し【資料 F-4】、入学希望者へ理解を促す方策を講じている。アドミッション・ポリシーを記載した募集年度の「大学院入学者選抜試験要項」は各研究科会での審議精査後、大学院委員会において審議決定されている。また、「大学院入学者選抜試験要項」に基づき、入試問題作成者・面接者が選出されている【3-1-i】。

大学院入学者選抜試験については、大学院入学希望者及び研究科ごとの専門性に鑑み、各専攻・領域において検証し、必要に応じて翌年度の「大学院入学試験実施要項」策定時の諸提案に繋げている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員は、「学則」第14条において定めている【資料 F-3】。さらに健全な大学運営のため、適切な学生数を維持するよう、中長期経営計画に従って学生募集人員を入学定員数の1.13倍として在籍学生の管理を行っている【資料 F-9】。令和6(2024)年度においては、総合文化学部日本文化学科と社会文化学科で入学定員を下回ったものの、それ以外の学部・学科では入学定員を充足していた。さらに、令和7(2025)年度入学者においては、当該2学科においても入学定員を充足しており、適正数を確保している。

また、令和5(2023)年度から、理事長・学長指示のもと「学生募集対応プロジェクト・チーム会議」を立ち上げ、受験者数増につなげるための適時適切な広報活動や、本学の強みや特徴を活かした、受験者にとって魅力的な入学者選抜試験制度の改善を検討している【3-1-j】。

大学院においては、一部の研究科を除いて近年入学者確保が難しい状況にあり、収容定員を充足できていない状態が続いている。

表 3-1-③-1 沖縄国際大学の在籍学生数、入学学生数

学部	学科 専攻	在籍学生数			入学者数		
		A 収容 定員	A 在籍 学生	B/A	C 入学 定員	D 入学 者数	D/C
法	法律	446人	500人	1.12	110人	128人	1.16
	地域行政	446人	520人	1.17	110人	128人	1.16
経済	経済	470人	533人	1.13	115人	140人	1.22
	地域環境政策	470人	514人	1.09	115人	139人	1.21
産業 情報	企業システム	470人	525人	1.12	115人	134人	1.17
	産業情報	470人	548人	1.17	115人	134人	1.17
総合 文化	日本文化	452人	475人	1.05	110人	128人	1.16
	英米言語文化	516人	558人	1.08	120人	137人	1.14
	社会文化	332人	343人	1.03	80人	101人	1.26
	人間福祉 社会福祉	336人	353人	1.05	80人	89人	1.11
	人間福祉 心理カウンセリング	308人	337人	1.09	75人	94人	1.25
合計		4,716人	5,206人	1.10	1,145人	1,352人	1.18

表 3-1-③-2 沖縄国際大学大学院の在籍学生数、入学学生数

研究科	専攻	在籍学生数			入学者数		
		A 収容 定員	A 在籍 学生	B/A	C 入学 定員	D 入学 者数	D/C
地域文化	南島文化	20人	11人	0.55	10人	6人	0.60
	英米言語文化	6人	7人	1.17	3人	4人	1.33

	人間福祉	20人	14人	0.70	10人	6人	0.60
地域産業	地域産業	20人	8人	0.40	10人	0人	0.00
法学	法律学	16人	11人	0.69	8人	6人	0.75
合計		82人	51人	0.62	41人	22人	0.54

3-2. 学修支援

① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学修支援を明記した方針を定めていないが、第 568 回理事会（令和 6 年 10 月 23 日開催・令和 6 年度第 6 回）【3-2-a】で承認された「第 5 次中長期経営計画書」【資料 F-9】における「Ⅲ 教育・学修・研究・連携・交流に関する事業計画」のうち「1. 教育・学修に関する事業」において、本学の学修支援に関連する事業の基本項目を定めている。

「第 5 次中長期経営計画書」に基づいて策定された「令和 7 (2025) 年度事業計画」【資料 F-7】では、「Ⅲ. 教育・学修・研究・連携・交流に関する事業」のなかで「1 教育・学修に関する事業」が 5 項目から構成されており、その中には「2) FD 事業」「3) TA・SA 事業の強化」等の項目が含まれている【3-2-1】【3-2-3】。

また、「令和 7 (2025) 年度事業計画」では、上記の他にも「4 図書・情報メディアサービスに関する事業」として「4) 情報メディア環境の整備強化事業」、「6 国際交流・連携／グローバル教育支援に関する事業」として「2) 語学教育教科に関する支援事業」、「8 障害者支援に関する事業」等の関連事業が計画されている。

これら学修支援に関して計画された事業の実施は、「事務組織規程」によって設置された学内事務部署が、「業務事務分掌規程」によって定められた業務及び事務分掌に基づいて実施している。例えば、「事務組織規程」第 2 条第 1 項第 4 号で設置されている教務部は、同条第 5 項で「教学に関する事務（中略）を処理する」と規定されており、第 6 条で「教務部に教学課、学務課をおく。」と定められている【3-2-b】。このうち、学務課については、「業務事務分掌規程」第 8 条第 1 項において、「履修登録事務の企画及び運営に関すること」「授業時間割の編成及び運営に関すること」「正課の免許、資格課程の履修指導等に関すること」「委託生、編入学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人学生に関すること」等、20 項目の所掌事務が規定されている。学務課では、この規定に基づき、正課科目や資格課程科目の履修、国内協定校への留学等について、主として窓口対応による学生への支援を行っている【3-2-c】。

また、学務課は教務委員会、共通教育運営委員会、教職課程委員会、博物館実習実施委員会等の委員会を所管しており【3-2-d】、学生の学修に関する多様な事項に関する審議結果に基づき、教員と連携・協力しながら、学生の支援にあたっている。

さらに、図書館図書課は図書委員会を主管し、「図書館利用の指導に関すること」「文献の案内、利用指導、複写等に関すること」その他、図書館の利用に関して学生を支援している【3-2-b】【3-2-c】【3-2-d】。センター統括部グローバル教育支援センターはグローバル教育支援センター運営委員会等を主管し、「本学学生の海外留学及び海外研修等のための派遣並びに外国人特別学生、外国人研修生の受入れに関すること」「外国人留学生及び帰国子女に対する学修活動の指導助言・協力・便宜の提供に関すること」その他、国際交流に関して学生を支援している【3-2-b】【3-2-c】【3-2-d】。学生部学生課は厚生補導委員会等を主管し、「学生の課外教育に関すること」「学生の課外活動に関すること」「学生の適応相談に関すること」その他、学生生活全般に関わる支援をしている【3-2-b】【3-2-c】【3-2-d】。これらの学生支援は、学務課と同様に教職協働で行われている。

以上のように、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

学修支援の充実を図る制度として、まず、教育支援者（以下、TA・SA という）制度がある。平成 22（2010）年度に「沖縄国際大学教育支援者（TA・SA）制度に関する規程」【3-2-3】を定め、現在まで継続している同制度は、学部・大学院に在籍する学業及び人物共に優秀な学生が推薦され、教育的補助業務に従事し、学士課程の充実に資するよう活動してきた。TA・SA 及び受講学生を対象としたアンケートと教員による「教育支援者（TA・SA）実績報告書」から、TA・SA が導入された授業における質の向上、TA・SA 本人の資質の向上、受講生の学習動機の高まり（わかりやすい、TA・SA への憧れなど）が認められ、高評価であることから、TA・SA による学修支援は充実していると評価できる【3-2-e】。

次に、アカデミック・アドバイザー（以下、AA という）によるオフィス・アワーの運用が挙げられる。学生からの授業内容や学修方法に関する相談や質問、単位取得に関する相談、卒業後の進路など、学生生活全般にわたってのあらゆる相談に対応するために、「専任教員担当時間規程」第 5 条に基づき、専任教員がオフィス・アワーの時間を設けている【3-2-f】。全教員のオフィス・アワー時間に関しては、履修ガイド【資料 F-13】及び本学のポータルサイトを通じて学生に周知することで【3-2-4】、AA のみならず所属学科の教員、または他学科の教員にも質問や相談に訪れやすい制度として運用されている。

障がいのある学生への学修支援については、「沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」【3-2-5】に基づき、障がいのある学生への対応指針が定められている。同要領では、学長が全体を総括し、総括監督責任者（副学長）及び監督責任者（常務理事、各学部長、教務部長、研究支援部長、学生部長、図書館長、事務局長）が障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずることが明記されている。具体的には、各教室に車いす用座席の設置や、多目的トイレの設置、バリアフリー環境の整備、さらには学生支援室及び対面朗読室を設置するなど、合理的な配慮を行うための体制の構築と施設の整備を行っている【3-2-g】。学生支援室では、代筆や文字おこし、ノートテイクなどを支援し、対面朗読室では点字・墨字訳や朗読などを支援するなど、障がいのある学生のニーズに応じた学修支援を行っている。このような合理的配慮の申請や相談に基づく一人

ひとりへの支援に加えて、ノートテイク養成講座や点字講習会などを通じて学生サポーターを育成するなど、担当の学生課及び関係部署と連携しながら障がいのある学生へのより充実した学修支援体制作りを図っている【3-2-5】。

中途退学や休学、留年などの実態については、総合企画室がデータをまとめ、各学部長や学科長に送付し、その対応の検討を促している【3-2-h】。それを受けて、各学部学科では、学生に関する情報を共有するなど、中途退学等の防止について議論している【3-2-6】。さらに、学生相談室・ハラスメント相談室（以下、キャンパス相談室という）を設置している【3-2-i】。キャンパス相談室は、安全・安心な学修環境整備としてのハラスメント相談・支援が主な役割であるが、学修困難や、進路への不安、学修動機の低下などといった様々な心理的背景により学業不振になった学生への臨床心理士及び精神保健福祉士による相談・支援によって、中途退学や休学、留年などにつながることを事前に防ぐ役割も担っている。キャンパス相談室の実績はハラスメント人権委員会及び教職員向けの研修会を通じて共有され、今後の改善等の議論につなげている【3-2-j】。

3-3. キャリア支援

① 教育課程におけるキャリア教育の実施

② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

教育課程におけるキャリア教育に関しては、キャリア科目群部会の調整後、共通教育運営委員会を経て、共通教育協議会において審議・決定される【3-3-a】。

①共通科目キャリア教育科目群は、初年次からキャリア教育の充実を図ることを目的に行われており、平成 26（2014）年度より共通科目に「キャリア教育科目群」を創設し、現在は「キャリア入門」、「自己表現入門」、「ジョブインタビュー入門」、「キャリア・デザイン」を開講している【3-3-2】。また、平成 29（2017）年度からは、夏期集中講義として「グローバル・キャリア」を提供している。キャリア教育科目群は開設当初より学生のニーズが高く、令和 6（2024）年度は 1,094 人の学生が受講した【3-3-b】。受講希望者の多い「キャリア入門」は 4 クラス開講しており、令和元（2019）年度以降、毎年度 600 人～800 人程度の受講者で推移している【3-3-b】。さらに、令和元（2019）年度から集中講義「グローバル・キャリア・デザイン演習」とこれと併せてマレーシア（学習言語：英語）で海外実習を行う「グローバル・キャリア・デザイン A」、「同 B」を開講しており、コロナ禍で中断したが、再開した令和 5（2023）年度に 70 人、令和 6（2024）年度は 58 人が受講した【3-3-b】。

②専門科目「インターンシップ I・II・III・IV」は、キャリア教育の一環として位置付けており【3-3-2】、例年、多くの学生が受講している。令和 6（2024）年度は 46 社 89 人の学生が参加した【3-3-c】。現場での職業体験だけでなく、意義や目的、ビジネススキル、目標設定などを行う事前ガイダンスの受講と、体験後の振り返りとして学科報告会を実施す

るまでを必須とした【3-3-3】【3-3-d】。

上述した科目以外にも、企業から与えられた課題に対してチームで作業を進めていくPBL型講義（経済学部：キャリアデザイン論）やビジネスの現場で求められるスキルを知るための講義（人間福祉学科：キャリア心理学）等が開設されており、学部学科を問わず全学的にキャリア教育を推進している【3-3-2】。

③大学院におけるキャリア支援に関しては、地域社会の発展に貢献することのできる高度な専門的職業人の養成を目指すという教育研究及び人材育成上の目的を念頭に、その養成に必要な資格を取得することが可能なカリキュラムが編成されている。例えば、地域文化研究科人間福祉専攻では公認心理師資格の取得が可能となっており、これまで83人の公認心理師を輩出している【3-3-e】。また、法学研究科では、税理士試験一部科目免除となる修士論文指導を行っている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

キャリア支援に関する方針・計画については、事業計画において明示するとともに、詳細については、キャリア支援委員会において意見を聴取した上で、学長に報告し承認を得ている【3-3-1】【3-3-3】。

具体的には、①キャリア・ガイダンスの実施、②就職試験・各種資格取得対策講座の実施及びキャリアサポート助成金、県外就職活動補助金の交付、③SNS等での情報提供である。

①キャリア・ガイダンスは、学生の就業に対する意識づけを行う取組みであり、全学生に対して就活手帳「Life Design Diary」を配布し、新入生向けにキャリア・ガイダンスを開講している。少人数を対象にした各種セミナーでは、学年や目的別など学生の様々なニーズを探りながら積極的に開催し、有意義な学生生活と卒業後の自立に向けた取組みを行っている【3-3-4】。また、各学科の要望に応じて、キャリアアドバイザー等を派遣する「出張キャリア・ガイダンス」を提供している【3-3-4】。さらに、同世代の先輩と気軽に相談する等、様々な機会をとおして、就業に対する意識づけを行うため、就職内定した卒業年次学生5名を含む学生団体「Bridge」が就活支援のイベントを企画し、相談等の活動を行っている【3-3-4】。

②就職試験・各種資格取得対策講座の実施【3-3-4】及びキャリアサポート助成金【3-3-f】の交付は、学生の自主的なキャリア形成を支援するための取組みである。令和6(2024)年度は、就職試験・各種資格取得対策講座を13種類開設し、合計336人の学生が講座を受講した【3-3-4】。また、各学科の専門教育と資格取得を有機的に連動し、学生の資格取得意欲を高めるためにキャリアサポート助成金を48種類の資格に対して合計381人に交付し、専門教育の資格取得の拡大を図った【3-3-4】。

また、県外での就職を希望する学生にとって就職活動における県外への渡航費、滞在費は負担となるため、3、4年次及び大学院1、2年次に年1回3万円の県外就職活動補助金を支給している【3-3-4】。

③SNS等での情報提供は、学生が場所・時間を問わずいつでも情報収集できるように、YouTubeにてオリジナルの動画を配信している。内容は、職種別に「社会人基礎力」や「企業説明」、「企業訪問体験報告」など多岐にわたり、学生が自分のペースで何度も繰り返し

学ぶことができる【3-3-g】。また、就職活動に関する情報以外にも、学内イベントなどの告知も、学生にとってより身近なツールである Instagram を有効に活用している【3-3-g】。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

<学生サービス、厚生補導のための組織の設置>

本学で、学生サービス、厚生補導を所管しているのは学生部学生課である【3-4-a】。学生の厚生補導を強化するために「厚生補導委員会規程」【3-4-2】を整備し、「学生の奨学援護に関する事項」「健康管理に関する事項」「厚生施設の管理運営に関する事項」「学生生活活動に関する事項」その他学生の厚生補導に関する各事項について、学生部長を議長として、各学科学生主任、学生事務部長、学生課長で構成する厚生補導委員会を設けて諸課題の解決や支援策の検討にあたっている。

委員会は、審議した事項を学長に具申し、その指示を得て学生に指導助言を与えることとしており、実際の執行を担う学生部長を補佐している。

厚生補導委員会の担う活動のうち、とりわけ、「学生生活活動に関する事項」の支援のために「学生の個人相談に応じ、学生が自主的判断によって適切な学生生活を過ごすことができるように援助することを目的とする」学生相談室を置いている（「学生相談室規程」第2条）【3-4-2】。

学生の相談を受ける者は専門のカウンセラーであり、寄せられた相談については同室長を介して同室の業務運営を管理する学生相談室運営委員会に報告され、その後、厚生補導委員会、部局館長会、教授会、課長会にも報告され、大学全体で学生の抱える問題・課題の理解と情報共有に供しているとともに、類似の悩みを抱える学生の援助・助言・指導に役立てている【3-4-b】。さらに、学生が抱える問題が当該学生固有の課題に留まらず、制度や諸構成員に関わる、あるいは、起因する課題であった場合は、学生相談室と学生課が連携して、研修などの企画立案や支援施策の提案に繋げている【3-4-c】。こうしたことから、学生の厚生補導に資する組織の設置と機能性は担保されている。

<本学における学生支援メニュー>

本学では在学中の学びを、より良く継続していくための学生支援メニューを多岐にわたって設けており、各メニューはサービス内容等を踏まえて各事務部署が役割を分担している。主な学生支援メニューを表 3-4-①-1 に示す。これらのメニューを学生に周知するために学生部学生課では入学時に各窓口や施設設備の紹介等を記載した「学生便覧」【資料 F-5】を配布している。

表 3-4-①-1 学生サービスの種類と主な業務内容

学生サービス	名称	サービス内容
健康相談 心的支援	健康相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・ケガ・体調不良への応急処置 ・学校医による健康相談（月1回）
	キャンパス相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・専門カウンセラーによる相談（心理相談） ・ティーアワーの開催等 ・ハラスメントに関する相談
生活相談	学生課及び 学生支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある学生への支援 ・障がいのある学生への支援のための学生サポーター制度 ・大学が借り上げたアパートへの入居斡旋 ・アルバイト求人情報紹介
	情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・無線ネットワークの提供 ・情報教室の利用支援
	グローバル教育支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生の生活支援 ・大学が借り上げたアパートへの入居斡旋
学生の課外活動への支援	学生課	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル活動支援 ・学生生活への支援（学外ゼミへの費用補助等）

① 健康相談・心的支援

学生の健康相談・心的支援については、「厚生補導委員会規程」及び「学生相談室規程」**【3-4-2】**、「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」**【3-4-d】**に基づき、健康相談室とキャンパス相談室を設置・運営している。

健康相談室では、「学校保健安全法」に基づく定期健康診断の実施、学校医による健康管理のための指導・助言、専任看護師による怪我や体調不良に対する応急処置等を行っている。キャンパス相談室では、専門のカウンセラーが心理相談を含め学生生活の悩みや迷いの相談を受けるとともに、定期的に相談室のイベント（ティーアワー等）を開催し**【3-4-e】**、来談しやすい雰囲気づくりに努めている。加えて、ハラスメントあるいは、それと疑われる事案類の相談を受け、カウンセリングによる心のケアとともに必要に応じた調査等の対応も行っている。

② 生活相談

学生の生活相談に対応する部署は多岐にわたっている。具体的な部署としては、学生課及び学生支援室、情報センター、グローバル教育支援センター等がある。

学生支援室は「学生支援室運営規程」**【3-4-2】**に基づき設置・運営されており、障がいのある学生に対する修学支援、トイレ介助や学生生活に関する相談、居場所支援等を行っている。また、近年はフードバンクや生理用品支援も実施している**【3-4-f】**。なお、これらの

うち、修学支援については、学生サポーター制度を活用している。

また、大学近隣に2軒のアパートを借り上げ、学生課とグローバル教育支援センターが主管となって、冷蔵庫・洗濯機・テレビ等を備え付けた部屋の提供を行っている。令和7年(2025)5月現在、全39戸中21戸の入居があり、主に県外、離島遠隔地出身学生及び国外協定校受入学生を優先的に利用させている。さらに、入居時に必要な敷金礼金は不要の上、一定の家賃補助を行っている【3-4-g】。

加えて、学生へのアルバイトの求人情報については、学生が安心して就業できるよう、学生課がその内容を精査した上で、本館2階学生ロビー内のアルバイト情報閲覧スペース及び学内ポータルで閲覧できるようにしている。

また、情報センターでは、情報教室(PC教室)の利用支援や学内無線ネットワークの提供を通じて学生の「学ぶ環境」を整えており、これにより生活環境の相違や経済的理由に起因する学生間のデジタルディバイド(情報格差)の是正に努めている。上述した生活相談以外にも、例えば、グローバル教育支援センターによる外国人留学生支援等が行われている。

さらに、令和6年(2024)度には、近年増加している種々の詐欺被害について、学生への注意喚起及び加害者にならないための啓蒙活動を目的として、弁護士による「大学生のための詐欺トラブル予防セミナー」を実施し、約70名が受講した【3-4-c】。

③ 学生の課外活動への支援

学生の課外活動への支援について、令和6(2024)年度の公認団体として体育系サークル29団体、文化系サークル38団体の合計67団体に対し、活動経費や大会等への遠征費、備品、消耗品等の購入代金の一部を学生補助金として補助し、支援している。

体育運動をとおして学生・教職員の心身を錬磨し、会員相互の親睦を図ることを目的とした「体育会」【3-4-3】が昭和47(1972)年度に設立され、体育系団体への補助やゼミ単位でのスポーツ大会等で発生する経費の一部を補助している【3-4-h】。他方、文化活動をとおして学生及び教職員の人格陶冶を図り、会員相互の親睦を目的とした「文化会」【3-4-3】が平成20(2008)年度に設立され、文化系団体への補助やゼミ単位での博物館見学や文化活動体験等で発生する経費の一部を補助している【3-4-h】。また、「学外ゼミ費」として講義時間以外に、学外での調査・研究、課外授業、社会見学等に発生する諸経費の一部を補助しており、学生の経済的負担を軽減している【3-4-h】。また、こうした活動の場としても利用できるよう、東村に宿泊・研修施設であるセミナーハウスを有している。

<経済的支援>

本学の奨学金の柱は本学独自の給付型奨学金であり、奨学金種別ごとの各選考基準、選考方法に基づき採用された学生に対して、「奨学金規程」【3-4-4】に従って奨学金給付が行われている【3-4-i】。

奨学生の募集は、原則毎学年度の始めに行っている(「奨学金規程」第16条)。奨学生の採用については種別ごとに各選考基準、選考方法に設けられ、奨学金の選考はその種別に応じて厚生補導委員会及びグローバル教育支援センター運営委員会での選考を経て、奨学生候補者が所属する学部の教授会に諮った上で、学長が決定する(「奨学金規程」第18条)。

学生への経済的支援を強化するために、平成29(2017)年度には、離島遠隔地出身学生

の経済的支援を目的とした離島遠隔地関連支援奨学金を設置した【3-4-j】。令和 6（2024）年度は、「入学時離島遠隔地出身学生支援奨学金」を 26 人に、「離島遠隔地出身学生支援奨学金」を 17 人に支給した。

新型コロナウイルス蔓延により急遽オンライン授業となったため、令和 2（2020）年度は全学生へ、令和 3（2021）年度は新入生へ、緊急的対応として「特例授業修学支援奨学金」として一人 5 万円を支給し、希望者へ無償で PC を貸与した【3-4-k】。

また、さらなる奨学金制度の強化・拡充を図るため、令和 6（2024）年度に減免型奨学金として「学校推薦型選抜試験タイプ S 奨学金」を導入した。

上述した支援以外にも、「長期履修生制度」（「大学院学則」第 14 条第 2 項）【資料 F-3】を設け、職業を有している等の事情による標準修業年限を超える可能性のある大学院生については、申請が認められた場合には標準修業年限経過後の授業料等を減額するなど経済的負担を軽減する措置を行っている。

3-5. 学修環境の整備

① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

② 図書館の有効活用

③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、沖縄県宜野湾市に 10 万 4,731.7 m²の校地面積、4 万 8,678 m²の校舎面積（講堂兼体育館、サークル棟、厚生会館を除く）を有し【エビデンス（データ編）共通基礎様式 1】、「大学設置基準」で必要とされる校地面積・校舎面積を十分満たしている。校舎等の建物については、原則管財課が管理運営を行っており、図書館やコンピュータ教室、体育施設等の専門的な施設については、図書課や情報センター等と連携を取りながら管理運営を行っている。

全ての校舎に空調設備を設けるとともに、新設校舎では、建物日よけ（ルーバー）を斜め下方向に設置して斜光を抑え、壁を一部設置せず風が吹き抜ける構造とすることでエネルギー効率を抑えるといった環境面に配慮した設計を施しており、亜熱帯気候という地域特性を考慮した快適な教育環境を実現している。

体育施設については、体育館、夜間照明付き多目的屋外競技場（400m トラックグラウンド）、両翼 90m の野球場、テニスコート 2 面を有している。講堂兼体育館にはメインアリーナとサブアリーナ、トレーニング室、柔道場、剣道場、空手道場、講義室を設け、共通科目健康科目群の科目はもちろん、講義等が行われない時間帯について、体育系・文科系の両学生サークルの活用の他、学生や教職員の自主的な交流の場としても活用されている。

校外施設としては、沖縄本島北部・東村に敷地面積 44,917.5 m²、建物合計面積 1,395.37 m²のセミナーハウスを有し、正課内外の学修活動に供している。

施設概要は以下のとおりである。

表 3-5-①-1 主要施設概要

名称	構造	延床面積等	主要施設
1号館	RC造 地上6階建	3,753.93 m ²	事務室、会議室など
2号館	SRC造 地上3階建	1,674.17 m ²	学生食堂、カフェ、コンビニエンスストア
3号館	SRC造 地上5階建	5,639.28 m ²	講義室、演習室、実験室など
5号館	RC造 地上6階建	12,124.71 m ²	講義室、演習室、研究室、会議室など
6号館	RC造 地上2階地下1階建	4,585.08 m ²	体育館（メインアリーナとサブアリーナ、トレーニング室など）、講義室
7号館	RC造 地上2階建	1,523.45 m ²	講義室、心理相談室
8号館	RC造 地上3階建	2,830.42 m ²	サークル棟（クラブ室、会議室）
9号館	RC造 地上6階建	4,054.18 m ²	講義室、演習室、研究室、会議室、福祉・ボランティア支援室、学生相談室、健康相談室など
10号館	RC造 地上4階建	2,344.39 m ²	ラウンジ、多目的スペース、ホール、会議室、事務室、書店
11号館	RCB造 地上1階建	90.60 m ²	倉庫
12号館	RC造 地上4階地下2階建	10,096.46 m ²	図書館
13号館	RC造 地上6階建	5,268.33 m ²	講義室、演習室、研究室、事務室、会議室、図書資料室など
セミナーハウス	RC造 地上3階建	1,395.37 m ²	宿泊施設、研修室など
建物合計		55,380.37 m ²	
セミナーハウス用地	—	44,917.58 m ²	グラウンド、テニスコートなど
運動場用地	—	35,899.23 m ²	多目的屋外競技場、野球場など

本学では、共通科目の情報科目群や情報関連専門科目の講義及びゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内の全情報システムの管理運営を情報センターが行っている【3-5-1】。学生が随時利用できるPCは、現時点で1,210台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要となる情報収集、データ解析まで

有効に利用されている。

学生・教職員へのサポートとしては、学内に設置されたコンピュータ管理室にヘルプデスク置き、グループウェア（電子メール・電子掲示板）の利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している【3-5-2】。

また、有線 LAN を全ての教室・研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内 174 か所に設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所有するノート PC やスマートフォン、タブレットでの Wi-Fi 利用については、従来は申請することで学内での利用が可能であったが、平成 30 (2018) 年 12 月より、国立情報学研究所 (NII) が運営する国際学術無線 LAN ローミング基盤「eduroamJP」に加盟し、本学アカウントを利用して申請なしに利用することが可能となり、その利便性が向上した。

3-5-② 図書館の有効活用

図書館の面積は、地上 4 階地下 2 階の 10,096 m²で、蔵書（図書）51 万 1,374 冊に加え、定期刊行物 3,529 タイトル、電子ジャーナル 9,739 種類、視聴覚資料（マイクロフィルム、CD、DVD、BD 等）32,376 点、といった各種情報源を収集・提供している。他にも、契約データベースとして 25 種類が利用可能である。また、郷土関係資料室や米軍ヘリ墜落事件に関する資料室を整備している。

開館時間は、月～金 8:00～21:00、土曜日 9:00～18:00 となっており、休館日は年末年始・日祝祭日・月 1 回の定期休館日（館内整理日）、その他学校行事（入試等）である。充実した閲覧席（756 席）、PC を備えた研究個室（21 室）、PC コーナー（57 台）、グループ学習室（6 室）、ラーニングcommons（30 席、PC19 台、ノート PC10 台、プロジェクター2 台、スクリーン 2 台）など、学生の主体的な学修活動に応えられる設備も充実しており、最上階には 99 人収容可能な AV ホールと、可動式パネルを備えた多目的ホールも設けられ、情報源を通したインプットだけでなく、正課内外の学生たちのさまざまな表現活動（アウトプット）にも対応する施設となっている【3-5-4】。

学術情報へのアクセスについては、図書館のウェブサイトや学術情報のポータルサイトとして位置づけ【3-5-a】、蔵書目録の検索が可能であるだけでなく、学内で利用できる電子書籍へのアクセス方法、電子ジャーナルやデータベース等のリンク集を掲載したパスファインダーも公開している。また、貸出中資料への予約、資料購入依頼、文献複写物の取り寄せ (ILL) にもサイト内で対応できるようになっており、学生及び教員の教育研究活動を支援するための学術情報が適切に提供されている。

こうした施設面での対応だけでなく、平成 25 (2013) 年度からは、学部学生への学修支援のより一層の充実を目指して、「レポートライティングサポート」事業もスタートしている【3-5-b】。これは、大学院生及び司書課程で学ぶ 4 年次の学生がレポート作成に必要なライティングスキルと文献検索スキルをグループ学習室やラーニングcommonsを用いて個人指導する取組みであり、平成 25 (2013) 年度より延べ 728 人がこのサービスを利用した【3-5-b】。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学の施設設備については、中長期経営計画及び事業計画に基づき安全性の確認や利便

性の改善が行われている【資料 F-7】【資料 F-9】。

キャンパスのバリアフリー化については、学内各所にスロープ、手摺り、点字ブロック、専用駐車場を設置している。各建物については、建築時期が異なるため、バリアフリーへの対応に差はみられるものの、平成 28 (2016) 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮として、急斜面への車いす用迂回路や多目的トイレ等を設置し、さらに、各建物を結ぶ屋根付き通路の整備も進めている【3-5-c】。また、平成 21 (2009) 年以降に設置された 13 号館と 3 号館については、設計段階からバリアフリーの観点を取り入れ、全ての講義室、演習室のドアを引き戸にし、各教室には車いす専用の机や、車いすでも利用できる机も整備している。トイレについては、13 号館及び 3 号館にオストメイト対応設備を取り入れ、3 号館のトイレについてはすべて車いす使用者が利用できる広さを確保するとともに、各所に手摺りを設置し、1 階の多目的トイレには、おむつ替えシート、ベビーチェアなども備えている。その後、新築・改修された学生会館・厚生会館も含めて、より多様なニーズに応えられるようにしている。

本学では、平成 23 (2011) 年度に耐震診断を実施した【3-5-5】。その結果、耐震性に大きな問題があるとされた 3 号館については建て替えを行い、平成 28 (2016) 年度より利用を開始している。図書館や研究所の図書資料室では、地震対策として書架の固定（書架止め）に加え、書籍の落下を防ぐため書棚の上段部にブックキーパーを取り付けるなどの対策を施している。地震による建物倒壊、火災に備えて、図書館地下 2 階には貴重書庫を設け、郷土文化を伝える地域資料を中心に資料保存に務めている。また、書架の狭隘化対策として、地下 2 階書庫に可動式集密書架を設置した。

施設設備の保守点検業務については、外部に委託しており、構内電話交換機保守、エレベーター設備保守、電気設備保守、消防設備保守、浄化槽設備保守、空調設備保守等の契約を締結し、維持管理している【3-5-d】。また、5 号館、図書館は特定建築物に指定されているため、関係法令に従い、所定の環境測定を行っている。飲料水についても、週 1 回の残留塩素測定と年 2 回の法定水質検査を実施しており、ガス設備も漏れや配管劣化等の点検を年 1 回実施している。

外壁がタイル貼りの建物については、剥離の可能性を目視及び打診検査によって診断し、剥離の恐れがあるものについてはタイル撤去工事を実施している。最近では平成 28 (2016) 年 2 月及び平成 29 (2017) 年 8 月に図書館の外壁工事を行った。

体育施設については、修繕・拡充を随時進めており、平成 28 (2016) 年度に野球場施設（境界フェンス含む）の改修工事を実施し、令和 5 (2023) 年度に、多目的屋外競技場の夜間照明の大規模な立て替え工事を行った。また、学生・教職員の健康維持と、体育系サークル所属学生の筋力強化のため、令和 6 (2024) 年度にトレーニング施設・設備の拡充を行った。

なお、講堂兼体育館には管理者を配置し、施設の予約受付、スポーツ器具・備品の管理等、学生並びに教職員のサポートを行っている。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・初年次教育の重要性に鑑み、1 年次では「フレッシュマンセミナー」や「基礎演習」等、

AA が担当する科目を必修科目とし、新入生が大学生活に速やかに適応できるよう支援を行っている。また、学年全体の交流を深めるために、学科によって独自のメンバーシップ・トレーニング（合宿型、1日研修型）を実施し、学生と教員並びに学生間の「つながり」を醸成するための支援を行っている。

- キャリア支援については、正課のみならず正課外のインターンシップ先の探し方、インターンシップ先への面接練習・エントリーシート添削などのサポートを行っている。また、就職活動における島嶼県の不利性を補うため、県外での就職活動への支援も行っている。具体的には、県外企業の選考やインターンシップに伴って発生する旅費に対して、3・4年へ1年間で1人当たり3万円まで助成を行うとともに、企業とのオンライン面接を静寂な環境で受けられるよう、学内に専用の個室を提供している。
- 学生サービスに関する取組みとして、コロナ禍にあってオンライン授業が主となった令和2（2020）年度と令和3（2021）年度に、通信環境を整えるための学生支援として、本学学生全員へ一人5万円の「特例授業修学支援奨学金」を支給し、さらにPC貸与（実績795人）を実施した。また、令和6（2024）年度には、学校推薦型選抜入試を対象に学費減免型の奨学金（タイプS）を導入した。
- 校地・校舎の整備については、「大学設置基準」を上回る環境を整備しており、講義に使用する校地を一箇所に集約することで、学生や教職員の移動負担を軽減し、教育研究活動に適した環境を提供している。図書館の学術情報資源についても、私立大学の平均蔵書数を大きく上回る蔵書を備え、契約する電子ジャーナル・データベースも年々充実させている。閲覧用座席数についても、旧「大学設置審査基準要項細則」の基準を大幅に上回る水準を維持し、学生が快適に学修できる環境を提供している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 大学院において、収容定員を充足できていない研究科がある。
- 正課内科目である「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を履修する学生が減少傾向にあり、令和4（2022）年の三省合意によるインターンシップの役割の変化への対応が十分でない点が課題として考えられる。
- 企業の採用活動の早期化が進んでおり、一部の学生はこの流れに追いついていない点が課題である。
- 図書館については、職員の専門性向上を目的とした研修の充実や、利用者とのコミュニケーションを強化する取組みが必要である。資料・図書を提供だけでなく、高度な学術情報サービスを提供する場所としての役割が求められている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 大学院地域産業研究科において、「財政学特殊研究」を創設した。今後、税理士資格取得希望者の本研究科への受験・入学を促す。
- 三省合意によるインターンシップの役割変化に対応するため、正課ではカリキュラム改革を実施し、令和7（2025）年度には1年次が受講可能な「インターンシップ入門（共通科目）」を開講した。正課外では、インターンシップを受け入れている企業による合同企業説明会を実施し、本学正課「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の受入企業以外で

学生自身が受入先を開拓する機会を提供している。

- 早期化する企業の採用活動に追いつけない学生をサポートするため、入学後すぐにキャリア・ガイダンスを実施し、入学前の学生へは「大学入門講座」にてキャリア関係の講座を提供している。
- 図書館職員の専門性向上を目的に、学術情報サービスに関する研修や外部講習会への参加を引き続き奨励し、レファレンスサービスの質の向上に努める。また、学修支援の強化を図るため、学修相談の充実や電子資料の利便性向上に資する研修や外部講習会への参加を奨励する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学としての目的や使命・目標を定めるとともに、学部各学科・専攻が、人材の養成及び教育研究上の目的を定めている。また、大学院でも、大学院としての目的を定めるとともに、研究科各専攻が人材養成に関する教育研究上の目的を定めている。これらを踏まえ、学位授与については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、大学全体、学部各学科・専攻、研究科各専攻のディプロマ・ポリシーを策定している。

大学全体のディプロマ・ポリシーは「大学案内」【資料 F-2】、「学生便覧」【資料 F-5】に、学部各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは「履修ガイド」【資料 F-13】に、研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは「大学院案内」【資料 F-2】に掲載・周知している。すべてのディプロマ・ポリシーを本学ウェブサイト【4-1-1】で公表していることから、本学では「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 第 4 項「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表」を遵守している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

大学全体のディプロマ・ポリシーには、「本学における所定の教育課程を終え、〈学士〉を授与される学生は、以下の資質を有する人物です」と記載している。さらに、学部各学科・専攻、研究科各専攻のディプロマ・ポリシーには「所定の教育課程や教育目標に則って学位を授与する」ことを記載している【4-1-2】【4-1-3】。本学では、これらのディプロマ・ポリシーを踏まえて、高等教育に関する法令の定めに基づいて準拠して単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定している。

まず、単位認定基準については「学校教育法施行規則」第 4 条第 1 項 4 号の学習の評価に関する事項を「学則」に記載することを定めた条文及び「大学院設置基準」第 27 条の適切な方法での単位の授与を定めた条文に基づき、「学則」第 29 条で「試験の成績を、秀、優、良、可、不可の 5 段階に分け、秀、優、良、可を合格」とする単位認定基準を記載し

【資料 F-3】、学部の成績評価は「学部履修規程」第 16 条に基づき評価を行っている【4-1-5】【4-1-a】。各授業科目に対する課程修了の認定は試験によるものとし、試験は各学期末又は学年末においてそれぞれの履修科目について行い、学修の評価は 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とすることが定められている（「学則」第 27 条）。また、大学院の成績評価は「沖縄国際大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という）第 40 条に「履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする」、第 41 条に「成

績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする」と定めている【資料 F-3】。点数区分については、以下のとおりである。

表 4-1-②-1 成績評価基準（学部）

点数区分	成績評価	合否
100～90 点	秀	合格
89～80 点	優	
79～70 点	良	
69～60 点	可	
59 点以下	不可	不合格

表 4-1-②-2 成績評価基準（研究科）

点数区分	成績評価	合否
100～90 点	秀	合格
89～80 点	優	
79～70 点	良	
69～60 点	可	
59 点以下	不可	不合格

また、すべての講義科目について提供されるシラバスにおいて、ポリシーとの関連性が示されている。そして、そのポリシーに基づいた講義概要、講義計画が示されると同時に各科目における到達目標と単位認定に関する評価の基準も明示され、修得を目指す学生に対して周知されている。各学期末等においては、それに従った評価に基づき、それぞれの講義科目を担当する教員が成績及び単位を認定する。

さらに、成績評価の公平性を担保するための工夫としては、「学部履修規程」第 17 条より「評価された成績について疑問のある学生は、成績通知後 1 週間以内に所定様式の『成績評価確認願』を提出するものとする」として成績評価確認願制度を設けている【4-1-a】。これは、成績評価について疑義を持つ学生が、成績通知後 1 週間以内に所定の手続をとることにより、教員から成績判定の内容や根拠等の説明を受けることができる制度である。

本学では進級に関わる基準については特に設けていないが、1 学年の修得単位が 16 単位未満の学生への指導・訓戒を行うなど、単位修得状況が良好ではない学生に対して厳正な指導を行っている。具体的には、「学則」第 48 条第 1 項第 4 号に基づき、最終学年次を除き、1 学年の修得単位が 16 単位未満の者は除籍の対象となる【資料 F-3】。ただし、「学則」第 48 条第 4 号による除籍の取扱要領【4-1-5】により、学科長あるいはアカデミック・アドバイザーが面接し就学の意思が確認された場合は、1 年間に限り除籍猶予期間を設け、当該除籍猶予期間内に 20 単位以上修得できた場合には除籍処分は取り消される。こうした、厳正な制度を通じた履修指導が、進級基準に代わる学生自身の体系的な単位修得を担保している【4-1-5】。なお、令和 6（2024）年度の修得単位状況は【エビデンス集（データ

【編】表 4-2】のとおりである。単位修得 20 単位以下の学生は 1 年次 6.1%、2 年次 6.6%、3 年次 8.6%である。

卒業認定基準については、「学校教育法施行規則」第 4 条第 1 項 4 号及び 6 号の課程修了の認定及び卒業に関する事項を「学則」に記載することを定めた条文に基づき、「学則」第 6 条で「本学に 4 年以上在学し、所定の単位数を取得した者に対して、当該学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する」と認定基準を記載している【資料 F-3】【4-1-5】。また「学則」第 7 条で「学士の学位は、前条で卒業を認定された者に対して授与する」と規定している【資料 F-3】。なお、卒業に必要な単位数は、「学則」第 22 条より 124 単位以上であると定めている【資料 F-3】。卒業判定にあたっては、各学部教授会の議を経て学長が認定する【4-1-6】。

ただし、「学則」第 6 条の 2 より、3 年以上の在学であらかじめ定められた認定基準を満たしていれば、本人の申請により早期卒業認定を行うこともできる（現在、早期卒業制度を有しているのは産業情報学部のみである）【資料 F-3】【4-1-b】。

修了認定基準については、前述の法令に加え、「大学院設置基準」第 15 条の大学院の各授業科目の単位を定めた条文に基づき、「大学院学則」第 42 条で課程の修了要件を「本大学院の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、講義 24 単位以上、演習 8 単位、合計 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする」と定めており【資料 F-3】、これらの要件を満たした者に対して研究科会の議を経て学長が修了を認定する（各研究科会規程の第 3 条）【4-1-6】。学位論文（修士論文）の評価・審査にあたっては、「大学院学則」第 41 条の 2 の「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、研究科ごとに『学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項』を別に定め、当該基準にしたがって適切に行うものとする」により、学位論文（修士論文）の評価・審査に客観性と厳格性を求めることを定めている【資料 F-3】【4-1-4】。また、「沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等に係る行動指針について（大学院委員会申し合わせ）」【4-1-4】でも、学位論文の審査において、倫理に係る行動方針を定めており審査の公正性を確保している。さらに、修士の学位を授与された者の不正行為が判明した場合は、各研究科会の議を経て、学位の授与を取り消すことが規定されている（「沖縄国際大学学位規程」第 6 条）【4-1-4】。

これらの単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、学部では「履修ガイド」【資料 F-13】に「学則」【資料 F-3】及び「学部履修規程」【4-1-a】が記載され、大学院では「大学院履修ガイド」【資料 F-13】に「大学院学則」【資料 F-3】及び各研究科の「履修規程」【4-1-a】が掲載されることで周知が図られている。

以上のように、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定めた上で、周知するとともに、厳正な適用を行っている。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④ 教養教育の実施

⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学としての目的や使命・目標を定めるとともに、学部各学科・専攻が人材の養成及び教育研究上の目的を定めている。また、大学院でも、大学院としての目的を定めるとともに、研究科各専攻が人材養成に関する教育研究上の目的を定めている。これらを踏まえ、教育課程編成については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、大学全体、学部各学科・専攻、研究科各専攻のカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは「大学案内」及び「大学院案内」【資料 F-2】、「履修ガイド」【資料 F-13】、本学ウェブサイト【4-2-1】等により公開して広く周知を図っている【4-2-3】。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学におけるカリキュラム・ポリシーは、本学の目的や使命・目標との体系性を担保するため、以下のプロセスを経て策定された。

当時の理事長・学長の私的機関であった経営対策委員会（平成 22 年度第 2 回（通算第 20 回）・平成 22 年 5 月 20 日開催）において、「大学の使命・人材育成目標」について検討がなされ、本学における 3 つのポリシー策定の出発点として、本学の建学の精神を再解釈し、本学の理念、使命及び目標を今日的な文脈で捉え直す検討が行われた【4-2-a】。

この検討結果に基づき、平成 22（2010）年度第 9 回部局館長会（平成 22 年 6 月 2 日開催）において、本学の使命・目標に関するその後の意思決定の方向性が示され【4-2-a】、教授会における意見聴取を経て、第 404 回理事会（平成 22 年 6 月 30 日開催）において、「沖縄国際大学の使命・目標」に関する案が承認され【4-2-a】、ここで承認された目標は大学全体の教育目標と地域連携・研究目標によって構成された。

他方、平成 22（2010）年度第 6 回～第 11 回 FD 企画・調査小委員会（以下、小委員会という。平成 22 年 7 月 6 日～12 月 6 日）において、全学的な 3 つのポリシー作成の作業が行われた【4-2-a】。その作業にあたっては、3 つのポリシーを同時に作成することが困難であることを共有し、ディプロマ・ポリシーを起点に作成を行うことが承認された。その後、小委員会において、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意し、上述の教育目標を前提としたカリキュラム・ポリシーの案が作成された。この案は、平成 22 年度第 5 回ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会という。平成 22 年 12 月 10 日開催）の議を経た後、各学部教授会の議を経て、平成 22（2010）年度第 11 回大学協議会（平成 23 年 1 月 19 日開催）で決定された【4-2-a】。

その後、学部各学科・専攻及び研究科各専攻に対して、全学的な方針に即した上で、各教育課程の実状に応じた 3 つのポリシーを策定するよう依頼がなされ【4-2-a】、学部各学科・専攻及び研究科各専攻の 3 つのポリシーを平成 23（2011）年度中に規定した。これに

より、全学から学科・専攻レベルに至るまで、一貫性と整合性のある教育方針体系が構築された。

したがって、本学のカリキュラム・ポリシーは、教育目標とディプロマ・ポリシーとの整合性を意識しつつ、体系的な教育課程編成が可能となるよう構築されていることから、一貫性を確保していると言える。

さらに、各学科・専攻、研究科各専攻レベルにおいて、カリキュラム・ポリシーの実効性と質の向上を目的に継続的な見直しと改善を行っている【4-2-2】【4-2-b】。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、広範かつ基本的な知識・技能を身に付け、良識を養うための「共通科目」、学問的関心を喚起し、専門知識を系統的に習得させるための「専門科目」、そして、専門職業人として社会貢献できる能力を習得させるための専門的な知識と実践的な経験に基づく「資格科目」から構成され、これらは学生が体系的に履修できるよう編成の工夫がなされている。

共通科目は「1. 社会人として自立するために必要な広範かつ基本的な知識・技能を身に付け、良識を養うための共通科目の提供」というカリキュラム・ポリシーに基づき、本学の教育理念である「国際化」「情報化」「地域化」に対応した科目群から構成されている。具体的には、分野別に「人間文化」「社会生活」「自然環境」「国際理解」「情報」「沖縄」「健康」「外国語」「キャリア教育」の9つの科目群で設定されている（表4-2-④-2）。多くの共通科目では、学生が在学中にいつでも履修できるように全学年を受講対象年次としているが、特に、5つの科目群では、学びの深化を図りたい学生のために、2年次または3年次以上が受講対象となる「課題研究Ⅰ」、3年次または4年次が受講対象となる「課題研究Ⅱ」を配置して、それぞれの科目群のテーマをさらに深く学べる機会を設けている。また、科目ごとの目的、到達目標、授業内容、評価方法を明示したシラバスを提示し、授業の全体像を把握しやすくするとともに、「履修ガイド」には、科目のレベルや授業形態などを考慮した科目群ごとの「科目ナンバリング表」を掲示することで【4-2-4】、共通科目をより体系的に履修できるようにしている。また、キャリア教育科目群については、学生が入門・応用・発展と段階的に履修できるよう、科目や受講年次の配置が工夫されている。

次に、専門科目は、「2. 自らが専攻する学問的関心を喚起し、専門知識を系統的に習得させるための専門科目の提供」というカリキュラム・ポリシーを基に策定された各学科の定めるカリキュラム・ポリシーに基づいて、必修科目や選択科目の配置、受講年次の設定がなされており、学科によってはコース制を導入して段階的な専門科目を配置するなど、体系的な教育課程の編成がなされている。さらに、学科による「履修モデル」の策定や「科目ナンバリング表」の策定【4-2-4】、科目ごとのシラバスを提示することで、学生自身の選択で体系的な学びを実現できるようにしている。

さらに、本学では、「3. 専門職業人として社会貢献できる能力を習得させるための専門的な知識と実践的な経験に基づく資格科目の提供」というカリキュラム・ポリシーに基づいて、教育職員免許状取得のための科目をはじめ、博物館学芸員、日本語教員、図書館司書、学校図書館司書教諭、認定心理士、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、公認心理師受験資格などの資格取得のために必要な資格科目を配置するとともに、これら

を学生が体系的に履修できるようにオリエンテーション等を通じて履修指導を徹底している。加えて、学生の学びの意欲に応じて上級情報処理士、社会調査士、環境マネジメント実務士、上級環境マネジメント実務士、ウェブデザイン実務士、スクールソーシャルワーカー、レクリエーション・インストラクターといった資格についてもそれぞれの学科専門科目に対応して配置し、希望に応じて履修指導を行っている。

なお、大学院でも、研究科各専攻の教育目的を達成するために必要な講義科目を開設し、体系的な教育課程を編成している。また、研究科各専攻が「履修モデル」や「科目ナンバリング表」を設定し【4-2-4】、計画性ある研究活動の遂行を促している。

各科目の配置について、専門科目は教務委員会、共通科目は共通教育運営委員会、資格科目については各資格課程の委員会において毎年度時間割編成方針を検討・策定し、学生が体系的に履修できるようにしている【4-2-6】。

以上のようなカリキュラム・ポリシーに沿った「共通科目」、「専門科目」、「資格科目」による教育課程の編成は、共通教育運営委員会、各学部教授会等で審議された上で、シラバスの適切な整備と活用ならびに履修登録単位数の上限の適切な設定と運用が図られている【4-2-6】。

「シラバスの適切な整備と活用」については、全教員に対してシラバス作成期間及び編集期間を設けている【4-2-7】。シラバスは、学生にとって学修を進めるための重要なガイドラインになるため、科目ごとにカリキュラム・ポリシーとの関連性や、到達目標等の項目について明確に記載することを促している。特に、単位実質化の観点から15回の授業計画と時間外学習は具体的に記述することになっている。加えて、評価方法においても明確な評価基準を記載し、試験・レポート・発表等の学修成果に応じた成績評価を徹底している。作成されたシラバスは、学科長及び科目群責任者等によるチェック期間と編集期間を経て、学生が履修登録する際には本学のポータルサイトである CAMPUS SQUARE に表示されることから、科目の具体的な内容を把握した上で登録を判断することができる仕組みになっている。このような、適切なシラバスの整備は、学生の計画的な学修を支える重要な指標になっている。

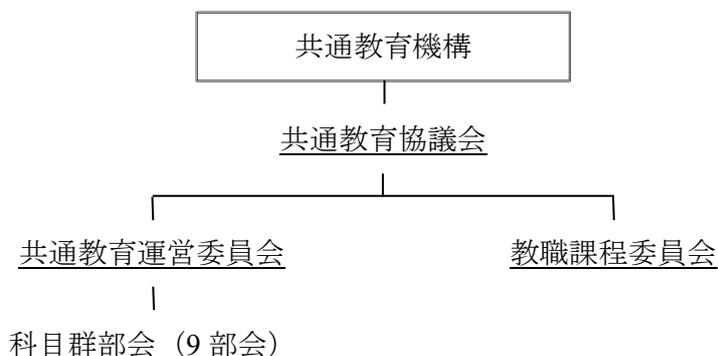
「履修登録単位数の上限の適切な設定と運用」については、本学では年間履修登録単位数の上限として、「学部履修規程」第10条に基づき、1年間の登録上限数は1～3年次で40単位まで、編入生、別学科からの転籍学生、早期卒業候補学生及び最終学年次においては52単位までとなっている【4-2-5】。このような履修登録単位数の上限の設定は、学生が過度に科目を履修することを防ぎ、卒業まで計画的に学修を進めることにつながっており、これらの情報は「履修ガイド」に掲載され履修指導に活用されている【資料 F-13】。さらに、各学科では履修指導の際に、学修の段階や順序を明示した「科目ナンバリング表」を用いることで、単位制度が形骸化せず、学生はより計画的かつ体系的に学修を進めることが可能になっている。

以上のように、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成に加え、単位制度の実質を保つための「シラバスの適切な整備と活用」及び「履修登録単位数の上限の適切な設定と運用」が工夫・実施され、学生の体系的な履修と学びにつながる仕組みとなっている。

4-2-④ 教養教育の実施

本学では教養科目を共通科目と呼称しており、学生の学修意欲に沿った科目選択ができる他、学科の専門科目とも有機的かつ効果的に連携した一貫性ある大学教育を目指し編成している。共通教育に関連して図 4-2-④-1 に示す運営組織が設置されている。

図 4-2-④-1 共通教育機構図



共通教育を主体的に運営する共通教育運営委員会は共通教育機構長（教務部長）、共通科目主任、科目群責任者、教務事務部長で組織されており、本学における共通教育を全学的な見地から幅広く検討・運営している【4-2-8】。共通教育運営委員会での審議結果は、共通教育協議会に報告されることで、専門教育との連携が図られている【4-2-8】。

カリキュラム・ポリシーに基づいて、本学の教育理念である「国際化」「情報化」「地域化」に対応した講義を提供するために、表 4-2-④-2 に示す 9 つの科目群で構成された共通科目が設定されている。

表 4-2-④-2 共通科目群の構成

科目群名称	科目数	内容
人間文化科目群	哲学など 24 科目	人間や文化のありかたを、さまざまな角度から多面的に学ぶ
社会生活科目群	地理学など 27 科目	複雑な社会の仕組みを的確に捉え、自分自身の生活にどのように直結しているかを理解する
自然環境科目群	生物学など 17 科目	自然の摂理と環境問題に向き合うための知識を深めていく
国際理解科目群	国際政治など 20 科目	異文化に対する理解及び国際関係の理解を通じて、大学生として必要な教養を深める
情報科目群	インターネットと情報倫理など 3 科目	情報化社会に対応するために必要となる技術や知識を養成する

沖縄科目群	沖縄の自然環境など 20 科目	日本の中の沖縄だけでなく、アジアという地域的な広がりの中で、自然・文化・歴史などを学ぶ
健康科目群	健康と運動の科学など 24 科目	体育・スポーツに関する理論と実践能力の習得などを通じて、豊かな人間性の育成を目指す
外国語科目群	英語など 54 科目	多様な言語学習を通じて、国際交流に役立つコミュニケーション能力を磨く
キャリア教育科目群	キャリア入門など 9 科目	卒業後の進路選択・進路決定に必要な多様な価値観をさまざまな学習プログラムを通じて学ぶ

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、教授方法の工夫・改善を進めるために、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会という）を設置し、教育内容及び教授方法の開発と運用のための研究などに関する基本方針を策定している【4-2-c】。また、「沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程」に基づき、教育方法の改善や教育開発に関する諸活動、教育制度の改善に関する諸活動などのプログラムを実施している【4-2-d】。プログラムの成果は学内で共有できる仕組みとなっており【4-2-e】、組織的 FD の推進・実質化を図っている。令和 4（2022）年度～令和 5（2023）年度においては、オンライン教材を活用した学習環境の検討や、アカデミック・ライティングテキスト作成と指導法の確立、ルーブリックを用いた成績評価のモデル構築、大学全体における学修成果指標の検討などのプログラムが実施され、学内研修会を通じて情報共有されている。

これらの FD 委員会における教授方法の工夫と情報共有を通じて、効果的な教育の実施のために、各学科の科目はもちろん共通科目においても、学生が主体的に授業活動に参加し学びを深める演習・実習科目、フィールドワークなどの少人数科目を多数配置している【4-2-f】。

また、各科目の受講生数については、各担当教員が自らの担当科目の特性を踏まえ、教育効果を十分に上げられるような履修上限者数を設定し、履修希望者が超過した場合には一定の基準で選抜するなど、受講者数の適切性を確保している【4-2-g】。

教室についても、必要に応じて机や椅子が簡単に移動できる構造にすることで、グループワークやアクティブラーニングを行いやすい環境を整えている。これらの教室は各学科の演習科目で使用するだけでなく高大接続教育にも活用しており、2024 年 9 月と 11 月、そして 2025 年 4 月に開催された Weekday Campus Visit（高校生が普段の大学キャンパスで、一日大学生になるプログラム）では、これらの教室を活用し高校生が大学生と一緒にアクティブラーニングを体験した。さらに、教室にはプロジェクターやスクリーンなどの設備による視聴覚教材の有効利用はもちろん、全教室に無線 LAN を配備してオンラインツールやデジタル教材の活用を可能とすることで、教育効果の向上に努めている。

上述の取組みの他にも、3-2-②であげた教育支援者（TA・SA）制度も、学業及び人物ともに優秀な学生を教育支援者として授業内の教育的補助業務に従事させることにより、学部教育の効果的な実施とさらなる充実に資するものとして評価されている。

4-3. 学修成果の把握・評価

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、学部各学科・専攻、研究科各専攻ごとの人材の養成及び教育研究上の目的（大学院では人材養成に関する教育研究上の目的）を踏まえて、3つのポリシーが策定されており、これらを「大学案内」及び「大学院案内」【資料 F-3】、「履修ガイド」【資料 F-13】や本学ウェブサイト【4-3-a】に掲載することによって、本学が養成を目指している学生像を明らかにしている【4-3-2】。また、学生の学修成果については、3つのポリシーに基づき作成された「学修成果の把握に関する方針（以下、アセスメントポリシーという）」を公表している【4-3-1】【4-3-3】。これらのアセスメントポリシーを踏まえ全科目のシラバスに、各科目と本学のポリシー（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）との関係及び各科目の到達目標を記載し、学修成果の目安を学生に提示している【4-3-2】。

全学的な学修成果の把握については、修得単位数、GPA、学位取得状況、「授業についてのアンケート」の結果、就職状況、及び卒業予定者を対象とした「沖縄国際大学に関する卒業年次への満足度アンケート（以下、「満足度アンケート」という）」の結果、本学卒業生の主な就職先企業を対象とした「本学卒業生に関するアンケート調査（以下、「卒業生アンケート」という）」の結果などを用いて行っている【4-3-1】【4-3-3】。

「授業についてのアンケート」は毎学期実施しており、授業科目レベルでの学修成果を把握している。「授業についてのアンケート」の実施結果については、教務部が全学的な特徴や課題等の分析とその評価を取りまとめ、これを FD 委員会及び大学協議会において報告・検討するとともに、部局館長会を経て、各学部の教授会でも報告し、共有を図っている【4-3-4】【4-3-6】。さらに、個々の授業に関する詳細なアンケート結果については、当該授業科目の担当教員に提供し、授業改善に役立てている。

「満足度アンケート」は、本学のカリキュラム・ポリシーに基づく学生個々の学修状況や本学の修学支援に関する課題等を、卒業予定者の視点から評価するものであり、「本学卒業生に関するアンケート調査」は、本学のディプロマ・ポリシーで規定している資質・能力が修得されているか否かを、卒業生を受け入れている企業の視点から評価するものである。これらの調査結果については、学生部が就職状況と併せて分析・評価した上で、キャリア支援委員会で報告することとなっている。

さらに、教員免許、博物館学芸員資格、図書館司書資格等、本学に課程を有する全学的

な資格の取得状況については当該資格に関連する各種委員会において把握し、これを学内において共有している。例えば、教職課程委員会においては、教職課程の履修者数、教育実習者数、教員候補者選考試験合格者数などをもとに、その結果について評価・検討している【4-3-b】。

また、就職状況や教員・公務員採用試験の合格状況は、キャリア支援課が卒業（修了）年次学生を対象として実施する「進路決定状況調査」等により把握・分析・評価した上で、キャリア支援委員会を通じて学部各学科・専攻に共有されている【4-3-5】。

上述したアンケートや調査以外にも、資格取得・試験合格を果たした学生に対して支給しているキャリアサポート助成金の現状から、キャリア支援課が各資格・検定試験の合格状況と学修成果との関係を把握・分析し、その情報をキャリア支援委員会で報告し、制度の見直し等に活用している【4-3-c】。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、各学科の教育内容及び各科目の授業内容・授業方法等の改善に役立てるため、各教員が、毎学期の授業期間の終わりに、担当科目について「授業についてのアンケート」を実施している。アンケートの質問項目は、学生による授業評価項目のみならず、学生が自らの学修成果について自己評価する項目も含まれており、教員・学生双方が学修成果を振り返ることができる内容となっている【4-3-d】。

アンケート実施後は、学部各学科・専攻の特徴や分析結果について全学的な会議体や教授会等において共有するとともに、個々の授業に関する詳細なアンケート結果については、当該授業科目の担当教員に提供することで授業の改善を図り、教員自身の自己点検評価にも役立てている【4-3-e】。

さらに、個々の授業に関する詳細なアンケート結果については、当該教員が所属する学部長・学科長にも提供しており、これらを学部・学科のさらなる教育内容・方法の改善に活用する他、各学科に対する学生からの改善要望に対しては、その対応状況につき、学科長がコメントを公表して学生へフィードバックしている【4-3-5】。

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学は、使命・目的及び教育研究上の目的を明確に定め、これを実現するための方策として3つのポリシーを定めており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を担保するために、授業評価アンケートの活用やFD活動を通じた教育課程の検証及び教授方法の改善等を行っている。
- ・FD委員会の令和4（2022）年度指定プロジェクトにおいて「本学の『学修・教育成果指標（案）』」が取りまとめられており、その成果はFD研修会等を通じて、教職員に共有が図られている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果について、その成果を具体的に示すためにアセスメントポリシーを定めた（令和7（2025）年4月23日 大学協議会承認）。

- ・学修状況の点検・評価については、教員による学生の学修状況確認や資格取得状況の情報共有、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されている。「満足度アンケート」においては、本学のカリキュラム・ポリシーに基づく学生個々の学修状況や本学の修学支援に関する課題等を、卒業生の視点から評価している。「卒業生アンケート」では、ディプロマ・ポリシーで規定された資質・能力を本学の卒業生が修得できているかについて、卒業生が勤務する企業を対象にアンケート調査を行っており、これにより企業の視点から本学のディプロマ・ポリシーを評価する仕組みを整えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・令和4（2022）年度のFD委員会において、本学の「学修・教育成果指標（案）」を取りまとめ、さらに令和7（2025）年度においてアセスメントポリシーを定めた。今後はこれらの方針等を踏まえて、学科・専攻ごとのアセスメントポリシーを作成する必要がある。
- ・従来より「満足度アンケート」及び「卒業生アンケート」を実施し、本学の教学運営に活用してきたところであるが、他方でこれらのアンケートについては、内部質保証や教学マネジメントに基づく検証がなされておらず、今後はそうした検証作業を行う必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・令和7（2025）年度を目途に学科・専攻ごとのアセスメントポリシー制定のためのロードマップを作成し、令和8（2026）年度以降に学科・専攻ごとのアセスメントポリシーの策定に着手する。
- ・「満足度アンケート」及び「卒業生アンケート」の検証作業について、令和6年度第4回キャリア支援委員会（令和6（2024）年12月19日開催）において、アンケート調査の改善に向けた答申が出された。本答申に基づき、副学長、教学マネジメント担当理事長・学長補佐、総合企画室を中心に学修成果の可視化に向けた体制の整備及びアンケート項目の改善点等について検討を行い、キャリア支援委員会へ「満足度アンケート」及び「卒業生アンケート」の改善案を提案した（令和7（2025）年2月18日）。これにより、令和7（2025）年度以降は、改善されたアンケートを用いて調査を実施していく予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ② 権限の適切な分散と責任の明確化
- ③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、「学校教育法」第 92 条第 3 項の規定に従い、学長の位置づけは、「学則」第 9 条で「学長は、校務を掌り、職員を統督する」と規定されている。学長は、教育研究に関する重要な事項について、各学部教授会及び各研究科会から意見を聴くとともに、各学部長等で構成される大学協議会、各研究科長等で構成される大学院委員会、全専任教員で構成される全学教授会を招集・開催し、議長として様々な意見を聴いた上で、意思決定を行い、業務を遂行している（「学則」第 36 条第 3 項、第 37 条第 2 項、第 38 条第 3 項、「沖縄国際大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という）第 10 条、第 12 条第 1 項）【資料 F-3】【5-1-3】。なお、各会議体における教育研究に関する重要な事項の具体的な内容は、平成 27（2015）年 9 月 1 日付の学長裁定で定めており、学内への周知も図っている【5-1-a】。

学長を補佐する体制としては、「学則」第 8 条に基づき副学長を置き、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る」（第 9 条の 2 第 1 項）と規定している【資料 F-3】。加えて、学長は、必要に応じて、特命事項を担当する学長補佐を任命することができる【5-1-b】。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長及び学長補佐は、学長が示すビジョンを具体化し、学長の意思決定に対して健全な批判を行うなど、模範的フォロワーとしての役割を果たす体制が整えられている。さらに、既存事業の改善や新規事業を企画、立案する部門を強化するため、平成 30（2018）年 4 月の組織改編によって理事長・学長の下に総合企画室を設置した【資料 F-6】。

以上のように、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を整え、適切な教学運営を行っている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

「学則」第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項により、「学長は、校務を掌り、職員を統督する」、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る」と定め、学長が校務に関する最終的な決定権限者であることが明確にされている【資料 F-3】。

加えて、学長を補佐する体制としては、上述の通り、副学長を置き、教務、研究支援、総合研究機構、入試、学生、情報、国際交流に関する業務の総括にあたらせており（「副学長職務細則」第 3 条）【5-1-c】、本学の教育研究活動は、学長の統督の下、副学長によって総括され、教務部長、研究支援部長、学生部長、図書館長及び事務部長が所属職員を指導監督して掌理する体制が整えられている。また、必要に応じて学長補佐を任命し、特命事項にあたらせることで、学長の指示の下、機動的に取組みを進めることができる体制を構

築している【5-1-1】。

他方、学位授与の基本単位である学部各学科、研究科各専攻に関して、そのマネジメントの中心となるのが学部長、学科長、共通科目主任、教職課程主任、研究科長、専攻主任であり、その権限や役割については、以下の通り、組織上明確に定められている。

「学則」第10条で設置されている学部長の職務は、同条第2項において「当該学部に関する校務を掌る」と規定されている【資料 F-3】。同第12条で設置されている学科長、共通科目主任及び教職課程主任は、それぞれ「当該学科に関する校務を掌る」(同条第1項)、「共通科目に関する校務を掌る」(同条第2項)及び「教職課程に関する校務を掌る」(同条第3項)と規定されている【資料 F-3】。また、大学院の研究科長、専攻主任はそれぞれの研究科会規程によって設置が規定されており、研究科長の職務は「当該研究科に関する校務を掌る」(「大学院学則」第56条第2項)【資料 F-3】、専攻主任の職務は「当該専攻の校務を掌る」と定められている(「沖縄国際大学大学院地域文化研究科会規程」第2条、「沖縄国際大学大学院地域産業研究科会規程」第2条及び「沖縄国際大学大学院法学研究科会規程」第2条)【5-1-d】。

学長と教授会及び研究科会の関係については、「学則」第36条第3項、「大学院学則」12条第1項により、教授会及び研究科会は、学生の入学・卒業・課程の修了及び学位の授与の他、教育研究に関する重要な事項について審議し意見を述べる機関として位置づけられ、組織上明確に定められている【資料 F-3】【5-1-4】【5-1-5】【5-1-d】。また、上述のとおり、学長が別に定める教育研究に関する重要な事項については、学長裁定において明示され【5-1-a】、全学的に周知されている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学の教育研究活動を担う主たる部署は教務部及び研究支援部である。教務部の事務分掌は「業務事務分掌規程」第5節で規定され、研究支援部の事務分掌は同規程第6節に規定されている。

まず、教務部教学課の所掌業務は、同規程第7条において、「教科課程の総括並びに連絡調整に関すること」「大学協議会、全学教授会及び大学院委員会の議案、議事録及び庶務に関すること」「教務上の調査、統計及び発表に関すること」「教務関係予算資料の作成及び配当予算に関すること」等と明記されている【5-1-7】【5-1-8】。

次に、教務部学務課の所掌業務は、同規程第8条において、「学則その他教務関係諸規定の制定に関すること」「学生の入学及び卒業に関すること」「学年暦の制定に関すること」「授業時間割の編成及び運営に関すること」等と明記されている【5-1-7】【5-1-8】。

令和4(2022)年度には、それまで教務部に位置付けられていた研究支援課を研究支援部研究支援課とし、学外資金の獲得強化、研究費に関するコンプライアンスの遵守、ガバナンスの充実等、研究活動のさらなる支援の充実を図った。研究支援課の所掌業務は同規程第9条において、「教員の研究助成に関すること」「学部、大学院及び研究機構、研究所の学術報告、紀要等に関すること」「研究機構、研究所の運営に関すること」等と明記されている【5-1-7】【5-1-8】。

これら所掌業務を遂行するために、教務部長、研究支援部長が教務部及び研究支援部の所属職員を指導監督して所掌事務を掌理することとなっている。職員配置については、「教

職員定数規程」により、教務事務部長 1 人、教学課 3 人（課長を含む。以下、同じ）、学務課 12 人、研究支援課 5 人の専任職員が配置されている【5-1-e】。

また、所掌業務を運営するために、教学課では全学教授会、大学協議会、学部教授会、大学院委員会、大学院研究科会、共通教育協議会、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会（以下、FD 委員会という）等、学務課では教務委員会、共通教育運営委員会、教職課程委員会、博物館実習実施委員会、図書館司書及び学校図書館司書教諭資格課程運営委員会、日本語教育運営委員会等、研究支援課では研究助成費審査委員会、総合研究機構会議等の諸会議を所管している【5-1-7】【5-1-8】。これらの委員会は規程に基づき選出された教員・職員の委員によって構成されており、その審議結果はすべて、学長が議長となる部局館長会に報告され、学部教授会、大学院研究科会等で報告・審議される。その後、学長が議長となる大学協議会、大学院委員会に必要に応じて上程され、報告・審議される【5-1-2】。

職員の採用・昇任については、「就業規則」第 27 条、「事務職員昇任及び異動方針（部局館長申し合わせ）」及び「再任用職員規程」において、採用・昇任」の規則が定められている。

職員の採用手続は、「就業規則」第 27 条に基づき、適正に行われている【5-1-f】。常務理事を委員長とする職員採用試験委員会が、募集要項の作成、試験内容・方法を審議し、選考作業を行う【5-1-g】。同委員会において選考された採用候補者を理事会に諮り承認された後、採用は理事長が行う【5-1-f】。

採用後の昇任・異動については、「事務職員昇任及び異動方針（部局館長申し合わせ）」に基づき行われる【5-1-9】。また、定年退職後の再任用については、「再任用職員規程」に基づき行われる【5-1-h】。

以上のように、教育研究活動のための職員の配置と役割の明確化及び職員の採用・昇任については、各規程に基づき適切に運用されている。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置は、「教員の任用及び昇任に関する規程」、「共通科目担当を主とする教員等の任用委員会規程」に基づき運用している。また、教員数及び各学部・学科等への配置定員は、「教職員定数規程」別表第 1 によって定められており【5-2-a】、【エビデンス（データ編）共通基礎様式 1】に記載したとおり、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」上必要な専任教員を確保し、適切に配置している。

教員の退職等により同表が定める教員数を欠いた場合、当該教員が同表中の「基準教員

数」における「表1」「表2」のいずれの枠内での採用かによって、採用の根拠規程や採用方法が異なる。

「表1」教員については、「表1」枠で採用された教員の退職事案が生じ、当該教員が所属する学部教授会で当該退職が承認されると、学部長から学長に宛てて後任人事開始についての要望が出される。この要望を踏まえ、部局館長会での調整を経て、人事作業の開始が承認される。その後、当該学部では、自学部や採用予定学科の教育目標や教育課程、教員の年齢構成等を踏まえて採用予定者の専門分野、学位、教育経験、研究業績、その他の項目について検討し、公募要項としてまとめ、学部教授会において審議、決定する。その後、当該人事作業を進めるために教授会は任用審査委員会を設置する。任用審査委員会は、募集要項に記載した各項目について、「教員の任用及び昇任に関する規程」に基づき評価を行い、面接と必要に応じて模擬授業を実施した上で、採用候補者を選定し、教授会での審議を以て採用候補者を決定する。そして、当該学部の学部長が教授会の決定を学長に報告した後、部局館長会での調整、大学協議会での審議・承認、理事会での審議・承認を経て、採用に至る【5-2-1】【5-2-2】。

「表2」教員については、「表2」枠で採用された教員の退職事案が生じた場合、当該教員が所属する学部の学部長から学長に宛てて後任人事開始についての要望が出され、部局館長会での調整を経て人事作業の開始が承認される。その後、「共通科目担当を主とする教員等の任用委員会規程」第3条に基づき、学長は共通教育機構に対して任用委員会の設置を命じ、同規程第4条に基づき共通教育協議会に任用委員会が設置される【5-2-2】。任用委員会の構成は、同規程第4条第2項及び第3項の規定により、共通教育機構長、共通教育副機構長、欠員の生じる科目群の責任者(教職課程専任教員の任用の場合は教職課程主任)、共通教育運営委員会推薦の委員2人(教職課程専任教員の任用の場合は教職課程主任推薦の委員2人)、任用予定学科の学科長及び学科長推薦1人の全7人で構成される【5-2-2】。このように、共通教育を主務とする教員であっても、任用予定の学部学科との調整が可能な任用委員会を構成することで、任用予定学部学科の要望する学位、教育経験等を踏まえつつも、全学的な見地から共通教育として必要な専門を有する科目担当者を公募することが可能な仕組みになっている。また、任用委員会の任務としては、同規程第5条の規定により採用予定者の任用学科、担当科目に関する事項を調整するとともに、募集要項と審査委員会の構成に関する原案を作成し、当該教授会へ上程することになっている(それ以降の手続は「表1」と同様である)【5-2-1】【5-2-2】。

一方、教員の昇任については、「教員の任用及び昇任に関する規程」に定める基準を満たす場合は、本人の申請に基づき所属学科の議を経て、教授会において昇任審査委員会を設置する。委員会は各申請者につき3人以上の教授を含むこととし、申請者の教育経験年数及び研究業績を審査する。教授会は、同委員会の報告を受けた上で投票を行い、その結果によって昇任候補者を決定する。その後、部局館長会での調整、大学協議会の審議・承認を経て、理事会で当該候補者の昇任を最終決定する【5-2-1】【5-2-2】。

大学院担当教員については、「沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程」の定める基準に基づき、各研究科会及び大学院委員会において学位、専門性、能力、教育経験、業績等を内容とする資格審査を実施した上で採用している【5-2-b】。

以上のように、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」に則り、必要な専任教員を確保

し、適切に配置しており、また、教員の採用・昇任も規程に基づき適切に行われている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、「学則」第 19 条の 2 及び「大学院学則」第 33 条において、教育内容・方法などの改善を図るために組織的な研修及び研究を行う旨を定め【資料 F-3】、これを実践する全学的な組織としてファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会という）を設置し、FD 活動を推進する組織的な体制を整えている【5-3-a】。

FD 委員会は、学部・研究科の長である各学部長・各研究科長等で構成され、毎年度 FD に関する活動計画を定めて FD 推進施策を立案するとともに、その進捗状況の把握や計画の見直しを行う等、本学における FD 推進の中心的役割を担っている【5-3-1】【5-3-b】。また、その下部組織として、学科長等で構成される学部専門部会、研究科専攻主任等で構成される大学院専門部会を設置し、FD 委員会が策定した施策を迅速かつ効果的に実践する体制も整えられている。そして、これらの FD 活動については教務部教学課がサポートしている【5-3-a】。

本学がこれまで進めてきた主な取組みとしては、次のとおりである。

<FD 支援プログラム>

このプログラムは「沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程」に基づき、教育の質の向上に繋がる FD 活動に対して必要な補助を行うもので、本学の組織的 FD の推進と実質化を図ることを目的としている【5-3-c】。補助の対象となるプログラムは、これまでの FD 活動も踏まえつつ、本学における教育内容・方法の改善を目指して FD 委員会が指定した取組みを行う「指定プロジェクト」と、教職員が着目した本学における FD 活動の課題の改善に向けた取組みを実施するために自由に応募できる「公募プロジェクト」との 2 種類があり、いずれも FD 委員会の審議・承認を経て実施されている【5-3-d】。なお、「指定プロジェクト」には職員も参加し、教育内容・方法を改善するための研修・研究を教職協働で行っている。

FD 支援プログラムの成果については、全学的に共有する必要から公表が義務付けられており、本学ウェブサイト等で成果の概要を公表している【5-3-2】。

表 5-3-①-1 指定プロジェクトのテーマ

平成 30（2018）年度	2021 年度入学者選抜の実施に向けた各種ルーブリック案の作成
---------------	---------------------------------

令和元（2019）年度	履修系統図の作成および科目ナンバリングの実施
令和2（2020）年度	コロナ禍のため実施なし
令和3（2021）年度	科目ナンバリングと教学デジタル化の推進:本学における統一的モデルの構築
令和4（2022）年度	1) 本学におけるマクロレベル（大学全体）の「教学マネジメント指針」の策定 2) ルーブリックを用いた成績評価に関するモデル構築
令和5（2023）年度	1) 本学におけるマクロレベル（大学全体）の「教学マネジメント指針」の策定（継続） 2) ルーブリックを用いた成績評価に関するモデルの検証
令和6（2024）年度	外国語科目群におけるルーブリック作成と検証

<FD 研修会>

FD 研修の一環として、指定プロジェクト及び公募プロジェクトの成果については、プロジェクト構成員による報告会を毎年度開催している他、取り組むべき教育的課題等に関しては専門家を招聘した講演会を開催して、全学的な研修の機会を提供している【5-3-2】。

また、学外で開催されているFD 関連の研修・講座等の受講を促すため、参加を希望する教職員に対して参加費や旅費の補助を行っている。個々の教職員が自らの意思で、教育内容等につきブラッシュアップを図る機会を確保するとともに、研修・講座等参加者による報告会も開催して、その成果を全学的に共有する取組みを実施している【5-3-2】。

表 5-3-①-2 FD・SD 研修会の実施状況

平成30（2018）年度	FD 関連出張報告会（5月25日開催）
令和元（2019）年度	コロナ禍のため開催せず
令和2（2020）年度	コロナ禍のため開催せず
令和3（2021）年度	1) 科目ナンバリング勉強会（9月10日開催） 2) ルーブリック評価の事例共有（3月25日開催）
令和4（2022）年度	ルーブリックの理論と作成の基礎に関する研修「自律的な学習者を育むルーブリックの導入」（11月18日開催）
令和5（2023）年度	学修者本位の学びに向けて：教学マネジメントの理念と実際～共愛学園前橋国際大学の実践に触れながら～（年11月3日開催）
令和6（2024）年度	1) 2023年度公募プロジェクト報告会（9月6日開催） 2) 本学の「学修・教育成果指標（案）」について（12月13日開催）

<授業についてのアンケート>

基準 2-2 及び 2-3 で述べたように、本学の全科目を対象に、専任、非常勤を問わず、すべての教員に、毎学期、「授業についてのアンケート」の実施が義務付けられている。アン

ケートの内容は、「学生による教員の授業評価」及び「授業の理解度に関する学生の自己評価」で構成されており、その主な目的は、教員にとっては授業のあり方や改善方法の検討に資するため、学生にとっては自己の学修成果を振り返り、今後の学修へ繋げていくことを促すためである。アンケートの全学的な分析結果については FD 委員会や大学協議会において共有し、挙げられた課題の改善に努めるとともに、個々のアンケート結果については授業の担当教員に通知して、次年度の授業改善に役立てている。加えて、学部長、研究科長、学科長、研究科専攻主任、共通科目の科目群責任者等に対しても、所属・科目担当教員のアンケート結果を通知することで、教育内容・方法などの具体的な改善を可能としている。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

教職協働のもと、大学の組織全体として学生を育て支援するため、職員の果たす役割の重要性は増し、加えて、多様化する業務への対応・遂行能力の向上が求められている。また、IT 化、DX 化の推進により目指す業務効率化は、既成の業務の変革をもたらしている。そのような背景を踏まえ、職員研修の機会を設けている。なお、研修の実施にあたっては、事業計画において定める SD 研修実施方針に基づき研修を企画している【5-3-3】。

令和 5（2023）年度には、本学の教学マネジメント指針の策定に向け、「学修者本位の学びに向けて：教学マネジメントの理念と実際」（講師：共愛学園前橋国際大学・大森昭生教授）を FD・SD 研修として全学の教員・職員を対象に開催し、教学マネジメントの理解を深める全学的な機会とした【5-3-2】。

また、令和 6（2024）年度は、これまでの FD 委員会による指定プロジェクトの成果報告として「学修・教育成果指標（案）」についての報告を行う FD・SD 研修会を行った【5-3-2】。

さらに、「公的研究費使用に関する説明会」、「公的研究費コンプライアンス研修」、「研究倫理教育研修」は毎年度開催され、教員はもとより、後述（5-4-②）のとおり、学内研究費及び公的研究費業務に携わる職員の参加を義務付けている。

職員の研修は、年度初めの課長会にて承認する事務職員研修年間予定に基づき行っている【5-3-e】。事務職員初任者研修は常務理事、事務局長、事務部長、課長が初任者に対して、私立大学の基礎知識、本学の沿革、本学の財政、各部署の業務、法令と諸規程の関係等について解説を行っている。また、学内の意思決定の流れや業務内容の理解を深めるために、各部署が運営する会議・委員会を傍聴する機会を初任者に与え、研修の一環としている【5-3-4】。

初任者、入職後 2～3 年を経た若手職員に学外の高等教育関連機関等が開催する研修会へ派遣し【5-3-4】、5～10 年を経た中堅職員、管理職等、階層別に研修を企画し研鑽を積ませている【5-3-f】。

事務職員夏期総合研修は毎年度全職員を対象に実施され、令和 5（2023）年度は、副学長による「大学と AI の関係性」を研修し、令和 6（2024）年度には、常務理事による「学校法人が作成する計算書類と本学の財政」というテーマで学校法人会計の計算書類の概要及び本学の財政状況についての研修を行った【5-3-4】。

さらに、他大学との情報交換とネットワーク形成のために県内外大学との人的交流も堅

調に実施されており、北星学園大学、日本福祉大学、広島修道大学、松山大学、熊本学園大学と本学が合同で毎年度開催している六大学職員交流研修会や、九州産業大学、九州国際大学、熊本学園大学、鹿児島国際大学と本学の総務担当者による九州地区大学総務担当者連絡会議、沖縄県私立大学協会共同 SD 研修会といった大学間の合同研修への職員派遣も継続して行っている。加えて、国外協定校である韓国の韓南大学校とも、協定に基づき、年度ごとに派遣校、受入校の役割を交代しながら数日間の滞在研修を実施している【5-3-4】。

研修の運営と学外研修派遣者の人選は事務局長と総務課で行っている。内容の見直し、改善については年度始めに総務課長から事務局長へ前年報告と計画素案が提示され、その確認の後、各事務部長が加わった職員研修の調整会議での原案作成を経て、課長会において研修計画を審議し、理事長へ上申して実施運営している【5-3-g】。

また、従前より、加盟する日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団及び独立行政法人日本学生支援機構等が主催する各種研修会への参加を積極的に奨励し、研修の機会を維持している【5-3-4】。長期研修も行っており、日本私立学校振興・共済事業団「私学研修生」としてこれまで4人が1年間の研修に派遣され、令和7（2025）年4月より1人が私学研修生として、私学助成、私学経営情報等について学んでいる。

その他、教職員全体に対しての倫理教育のためコンプライアンス研修、ハラスメント研修を、また、教職員の健康維持のためメンタルヘルス研修などを随時行い、より適切な大学教職員としての知識・能力の涵養を図っている【5-3-4】。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、全ての専任教員に対し、適切な研究環境を維持するため、個別の研究室を割り当てている【資料 F-5】。すべての研究室には、空調（エアコン）、電話線、インターネット（有線 LAN 及び無線 LAN）、机、椅子、本棚、洗面台、防音窓を完備して、各教員に快適な研究環境を提供している。また、学部各学科には、共同研究室の他、必要に応じて実験室や実習室も整備し、それぞれの研究活動を支援している【資料 F-5】。研究室の設備不具合が発生した場合は、担当部署が即時に対応する体制も整えている。加えて、大学院生に対しても、共同研究室に個別の机を配置し、別室には大学院生専用の PC 端末とコピー機を設置している。さらには大学院専用の図書室も備えている。このように、大学院生が互いに研究交流を持ちながら、十分なスペースで研究を進めていける体制を整えている【資料 F-5】。

さらに、本学では、個々の教員の専門的な研究を結集し、最大限に生かす研究組織とし

て総合研究機構を設置し、全学的な研究活動推進体制を整備している。機構の下には4つの研究所（南島文化研究所、産業総合研究所、沖縄法政研究所、沖縄経済環境研究所）を置き、各研究所には所員選挙により選出される所長、所長が任命する副所長を配置して、各研究所が毎年度策定する事業計画に基づき、独自の研究活動を実施している【5-4-2】【5-4-a】。

教員の研究活動の支援強化を目的に、令和3（2021）年度に研究支援部を設置し、教員の研究活動を組織的に支援する体制を整えた。研究支援部は、各教員の学内外の研究費申請及び執行に係る手続等を支援するとともに、学内外の研究費等の執行に関する運用ルールの見直しや改善等を図り、適切な研究費の執行・管理に努めている【5-4-b】。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する以下の規程を設け、厳正に運用・管理している。

<規程>

○「沖縄国際大学における研究者等の行動規範」

本学では、本学において学術研究を行うすべての者に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている【5-4-3】。

○「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程」

本学では、個人を対象とし、行動・環境・心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的基準及び研究計画の審査に関する事項を定めている【5-4-3】。

○「研究活動の不正行為防止に関する規程」

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて（平成26年（2014）年8月26日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成26（2014）年2月28日改正文部科学大臣決定）に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めている【5-4-3】。

○「沖縄国際大学における公的研究費の取り扱いに関する規程」

本学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19（2007）年2月15日文部科学大臣決定・平成26（2014）年2月28日改正）等に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている【5-4-3】。

<運用・管理>

○人を対象とする研究倫理審査委員会の開催

本学では、「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規定」（以下、研究倫理規定という）第8条に規定する研究計画等の審査をする目的で、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下、研究倫理審査委員会という）を設置している【5-4-c】。「研究倫理規定」を厳正に運用、管理するために、研究倫理審査委員会を毎年度、月1回のペースで計画的に開催している。

○定期的な説明会、コンプライアンス研修会等の実施

本学では、専任教員、担当職員等を対象に、「公的研究費の使用に関する説明会」を、各年度に一度、定期的実施し、学内使用ガイドブックを作成、配布している。研究支援部を所管として行われる本説明会では、本学における公的研究費の使用ルールを説明し、適切な研究費使用を促すと同時に、研究費の不正使用や論文の捏造・改ざん等が起こることのないよう注意を促し、大学として組織的に不正事案が起こらないよう万全を期している。なお、本説明会後は、学科ごとの出席率を公表している【5-4-4】【5-4-d】【5-4-e】。

また、本学では、公正な研究活動推進のため、毎年度、実績を持つ外部機関に委託して、公的研究費コンプライアンス研修会・研究倫理教育研修会を実施している。令和6(2024)年度は、オンデマンド配信で研修を開催した。受講対象は、専任教員、本学所属の日本学術振興会特別研究員(PD)、公的研究費の運用、管理業務に関わる事務職員である。研修内容としては、研究をとりまく環境、研究活動におけるコンプライアンス、研究経費の妥当性判断、研究活動における不正行為及び研究公正、研究データマネジメント、研究インテグリティなどを扱っている。受講者に公的研究費の不正使用や、捏造・改ざん等、研究活動における不正行為が厳罰に処されることを周知し、研究者として守るべき研究倫理について研修を行った。受講の際には出席を兼ねた理解度テストを実施し、本研修実施後は、学科ごとの出席率を公表している【5-4-d】【5-4-e】。

その他、研究倫理教育の一環として、専任教員、大学院生、担当職員等を対象に、研究倫理を学修できるよう作成されたeラーニング教材「エルコア」の受講を実施している【5-4-d】【5-4-e】。本学に着任した新任の専任教員、新たに本学所属となった日本学術振興会特別研究員(PD)にも必ず「エルコア」を受講させている。また、研究倫理審査委員会における研究倫理審査の際には、「エルコア」受講済みの証書の添付を義務付けている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員には、研究費に関する規程(「研究助成費交付規程」)が整備され、適切に運用されている。学内資金による専任教員個人への研究費の配分は、「研究助成費交付規程」に基づき行われており、その種類としては、一般研究費、特別研究費、特定寄付金に基づく研究費がある【5-4-5】。

一般研究費は、専任教員に毎年度一人当たり50万円を助成するもので、研究に必要な備品等の購入費、調査研究旅費、図書購入等に充てることができる。他方、特別研究費は専任教員の申請に基づき研究助成費審査委員会の審査を経てそれぞれの交付額を決定するもので、交付の対象となる研究の種類としては「特定研究」、「奨励研究」、「その他の研究」がある【5-4-5】【5-4-f】【5-4-g】。

また、研究活動の成果の公表等に対しても支援を行っており、「研究成果刊行費助成交付規程」に基づく著書等刊行物への助成、「学会発表助成費交付規程」に基づく国内外の学会発表への一部諸経費の助成、「シンポジウム・学会等助成規程」に基づく学会開催等への助成を行っている【5-4-5】。

さらに、各研究所においては、複数の所員(専任教員)や特別研究員が共同で行う共同研究に対して、その研究活動に必要な旅費等の経費を支援するとともに、研究所主催の研究会・講演会・シンポジウム等を通じて成果公表の場を提供するなどして研究活動に係る

支援を行っている【5-4-5】。その他、研究活動への人的支援として、研究支援助手を配置し、所長の監督の下、共同研究の遂行などの支援にあたらせている【5-4-6】。

また、学外の研究費としては、教員が応募し、ピアレビューによる審査を通過して研究資金が支給される「科学研究費助成事業」（以下、科研費という）の獲得を強く推奨している。特に、競争的研究費である科研費の獲得については、大学の研究力を示す指標ともなるため、本学としても科研費をはじめとする外部資金獲得に向けて、以下のような取組みを整備している。

① 特別研究費申請の際の科研費応募の義務

学内資金である特別研究費のうち、「特定研究」及び「奨励研究」については申請条件に科研費への申請義務を課して、各教員に外部資金獲得のインセンティブを与える取組みを行っている。その他に、特別研究費には「その他の研究」という科研費申請のための準備的な研究に対して助成する研究費も設けられており、これにより科研費の申請率や採択率の向上を目指している【5-4-g】。

② 科研費獲得に向けたアドバイザー制度

本学では、令和2（2020）年度より、科研費の申請率や採択率の向上を図る方策として、科研費の採択実績や審査員経験を持つ本学教員等をアドバイザーとして、科研費の申請予定者等に対して具体的なアドバイスをする体制を整備している。具体的には、アドバイザーのアドバイスにより、応募に必要な研究計画調書の修筆を行い、完成度の高い研究計画調書を作成している【5-4-h】。

③ 科研費獲得者の講話を含む科研費応募の学内説明会

本学では、毎年度、次年度に向けて、科研費獲得に向けた学内説明会を開催している。研究支援部が、応募の変更点等を含めた応募方法の説明を行い、さらに、科研費採択経験のある専任教員が講話を行い、応募の心構えや研究計画調書作成の工夫等についての説明を行っている【5-4-7】。

過去5年間の科研費の採択状況の推移を示せば、以下のとおりである【5-4-8】【5-4-i】。

表 5-4-③-1 科研費の採択状況 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	7 (26.9%)	3 (13.6%)	6 (30.0%)	11 (28.9%)	5 (18.5%)
継続	23	25	21	16	18

注1) 新規のカッコ内は採択率。

注2) 令和7（2025）年度は、挑戦的研究（萌芽）を採択率に含めていない（審査結果が7月上旬に通知されるため）。

本学の応募新規採択率は、令和元（2019）年度までは全国平均を大きく下回っていたが、アドバイザー制度導入後、年度によるバラつきはあるものの、全国平均を上回るか、あるいは遜色ない値を保っている。

科研費の研究代表者・分担者の円滑な手続の執行に資するため、研究支援課に、専任職員とともに、科研費の間接経費を活用して事務補佐員を配置し、科研費に基づく研究活動につき人的支援体制の充実を図っている【5-4-b】。

なお、研究活動における設備等物的支援については、5-4-①で記述した以外に、科研費間接経費を物品の購入に充てている。また、RA（Research Assistant）等の人的支援は制度化していないが、科研費等を原資として、研究補助者を雇用することを可能としている。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・総合企画室は、理事長・学長の下に置かれ、経営政策、企画、IR、内部監査、地域連携及び理事長・学長からの特命業務を担い、理事長・学長の意思決定に寄与している。
- ・組織的なSD活動の一環として、人的ネットワーク形成のために大学間連携でSD活動を堅調に実施している。北星学園大学、日本福祉大学、広島修道大学、松山大学、熊本学園大学と本学が合同で毎年開催している六大学職員交流研修会や九州産業大学、九州国際大学、熊本学園大学、鹿児島国際大学と本学の総務担当者による九州地区大学総務担当者連絡会議、沖縄県私立大学協会共同SD研修会といった大学間の合同研修への職員派遣も継続して行っている。加えて、国外協定校である韓国の「韓南大学校」とも、協定に基づき、年度ごとに派遣校、受入校の役割を交代しながら数日間の滞在研修を実施している。
- ・本学では、職員の資質向上と組織の発展を目的とした越境学習の一環として、長期研修を実施している。これまで、日本私立学校振興・共済事業団の私学研修生として4名が1年間の研修に派遣され、令和7（2025）年4月からは新たに1名を派遣している。本研修では、私学助成制度や私学経営に関する最新の情報と実践的な知識を習得するだけでなく、他機関との人的ネットワークを構築し、本学の経営戦略や教育活動に還元することを目指している。特に、研修生が学び得た知見を基に、本学独自の私学経営支援策の改善（私立大学等経常費補助金研修会の開催等）や、他大学との人的ネットワークの構築に寄与するなど、具体的な成果が生まれている。こうした越境的な学びの実践は、個人のスキルアップのみならず、組織全体の変容を促進する取組みとして位置づけられており、本学の持続的な発展に資する特色ある人材育成制度となっている。
- ・令和2（2020）年度より、外部研究費採択率向上を目的とし、学外研究費の獲得を目指す教員をサポートするための「学外研究費獲得支援のための学内アドバイザー制度」を導入している。導入後、応募新規採択率が上昇したことから、一定の効果があったと考えられる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・副学長は教学運営の責任者であるとともに、研究支援、入試、学生、情報、国際交流等に関する業務を総括しているため、その職務内容は増大している。職務軽減及び権限の分散が求められる。
- ・職員のSD研修の更なる充実を目的として階層別研修を実施しているが、人事異動に伴う担当者変更等により、研修の実施がスムーズに進行しない課題が生じている。
- ・科研費、宇流麻学術研究助成基金以外の外部資金の獲得状況の把握が不十分である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 副学長が総括する職務を軽減し、権限を分散するため、複数副学長制または副学長補佐の配置を検討する。
- SD 研修の企画、運営について、人事担当者の SD の企画運営に資する研修や外部講習会への参加を奨励するだけでなく、推進のために特命担当の配置を検討するなど、本学の職員組織上の課題解決に資するテーマを設定し、他部署の職員と協働しながら横断的に階層別 SD 研修を行う仕組みを継続的に実施することで実効性を担保していく。
- 外部資金等公募情報の集約、共有、提供に努め、科研費、宇流麻学術研究助成基金以外の受託研究、共同研究、研究助成、補助金等の獲得を促すとともに、外部資金の獲得状況の把握に努める。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

① 経営の規律と誠実性の維持

② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、「寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校その他の教育事業を経営することを目的とする」と規定し、第 13 条及び第 14 条第 6 項において、理事長がこの法人を代表し、その業務を総理し、理事会が学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すると規定している【資料 F-1】。

建学の精神に基づく私立大学としての使命を果たしていくために、令和 5（2023）年 9 月には、本学の経営方針、姿勢を自主的に点検して、健全な成長と発展に繋げていくこと、及び自律的なガバナンスを確保し学生と保護者等のステークホルダーに積極的に説明責任を果たすことを目的に「学校法人沖縄国際大学ガバナンス・コード」を制定した【6-1-1】。令和 6（2024）年度には内部監査人によるガバナンス・コードの適合状況調査を実施し、調査結果は教職員に周知を図るとともに、本学ウェブサイトで公開している【6-1-2】【6-1-a】。

組織倫理に関する規則については、「就業規則」第 3 条、第 8 条及び第 63 条において、規則の遵守義務、禁止行為、懲戒に関する事項を定めている。また、「研究活動の不正行為防止に関する規程」、「公益通報に関する規程」、「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、全ての教職員に対して高い倫理性と責任ある行動を求めている【6-1-1】。

教育研究活動等の状況の公表については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に規定される 10 項目、「教育職員免許法施行規則」第 22 条の 6 に基づく教員養成の状況、その他法令により定められている事項を本学ウェブサイトで公表している【6-1-2】【6-1-3】【6-1-b】。また、組織や財務に関する情報等も本学ウェブサイト、学報等で積極的に公表している【6-1-2】。なお、財務関係については、毎会計年度終了後 2 月以内に資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書等を作成し、財務部会計課に備え付け、閲覧に供するとともに、本学ウェブサイトでも公表している【6-1-2】【6-1-4】。

後述するように、理事、評議員、監事、会計監査人のそれぞれの職務については「寄附行為」に規定されており、職務執行に係る体制等、法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムが整備されている【資料 F-1】。また、「学校法人沖縄国際大学内部統制システム整備の基本方針」も令和 6（2024）年開催の理事会において決議・承認された【6-1-5】【6-1-6】【6-1-7】。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全>

本学は「沖縄国際大学環境方針」の中で、基本理念及び環境方針を掲げ、環境保全に取り組んでいる【6-1-c】。また、平成 8（1996）年に環境省が策定した中小企業、学校、公共機関向けの環境経営システム（環境マネジメントシステム）である「エコアクション 21」の認証を平成 22（2010）年度に取得し、平成 30（2018）年度まで毎年度、実地審査を受けて、評価・見直しを行ってきた【6-1-d】。令和元年（2019）年度より「エコアクション 21」の認証登録を行わず、令和 3（2021）年度から大学独自の環境保全活動に取り組み、学長を環境経営最高責任者とし実施体制を整えた。また、環境管理事務局会議を立ち上げ、副学長を環境管理責任者とし「エコアクション 21」の後継会議として活動を行ってきた。

さらに、学生・教職員が一丸となって環境保全に取り組むため、令和 3（2021）年度に新たに「沖縄国際大学環境経営マニュアル」（令和 5（2023）年改訂）【6-1-c】を策定し、令和 4（2022）年度から学生環境委員会が発足し活動を始めることとなった。

委員会は、活動の立案から実行までを行う企画グループ、環境レポートの制作に携わる編集グループ、委員会の活動を発信する広報グループ、学祭などのイベントに参加する学祭グループ、令和 5（2023）年度より大学周辺の交通渋滞の緩和に取り組む技術グループの 5 つに分かれている。主にビーチクリーン活動や他大学との交流会等を行っている。ビーチクリーンでは、初の活動として豊見城市の支援を受けながら瀬長島ビーチクリーン活動を行い、南城市の NEOS アウトドアパークで琉球大学エコロジカル・キャンパス学生委員会や南城市役所、南城市在住の市民の方々や他団体の活動家の 5 団体合同でのクリーン活動を実施してきた。琉球大学との合同ビーチクリーン活動や県外大学を訪問しての環境活動の取組の視察等、活動の幅を広げている【6-1-e】。

<人権への配慮>

本学を構成する全ての者が個人として尊重され、快適な環境において教育研究活動を行い、働くことができる大学づくりを目的として、「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」及び「個人情報保護に関する規程」を制定している。「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」は、本学におけるハラスメントの防止・対策に関し必要な事項を定めており、ハラスメント人権委員会を常設し、防止・対策に取り組んでいる。学内にハラスメント相談室も設置しており、専門相談員を常時配置している。相談事案の場合は、「ハラスメント相談運用規程」に基づき対応し、調停事案または苦情申立事案が発生した場合には、「ハラスメント調停及び苦情申立手続規程」に基づき、誠実に対応できる体制を整えている【6-1-8】。また、学生、教職員及び関係者の個人情報を適切に管理し、保護するために「個人情報保護に関する規程」を制定し、個人情報の漏洩や不正利用の防止に努め、安心して教育研究活動を行うことができる環境を構築している【6-1-9】。

<安全への配慮>

平成 16（2004）年 8 月に在沖米軍基地所属のヘリコプターが本学内に墜落炎上し、多大な被害を被った。その後、危機管理規程の整備に着手し、平成 20（2008）年に「学校法人沖縄国際大学危機管理規程」（以下、危機管理規程という）を制定した。第 1 条には、「こ

の規程は、学校法人沖縄国際大学において発生、又は発生するおそれのある諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、教職員（非常勤等含む）及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的責任を果たすことを目的とする」と本規程の目的が示されている【6-1-10】。

令和 2（2020）年に新型コロナウイルスが日本を含む世界各地で発生し、沖縄でも多数の感染者が発生した。本学では危機管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、週一回の会議を令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度まで計 141 回開催（令和 2 年度 53 回、令和 3 年度 44 回、令和 4 年度 41 回、令和 5 年度 3 回）した。会議では本学の感染状況の報告、オンラインでの講義の実施、奨学金等の学生支援等が協議され、また琉球大学と連携してワクチン接種の対応等、感染拡大防止に努めた【6-1-f】【6-1-g】。

また、「防火・防災管理規程」に基づき、防火・防災管理に努め、大学祭準備期間を活用した全体訓練や、図書館、東村セミナーハウスでの部分訓練を毎年実施している【6-1-10】【6-1-11】。

AED（自動体外式除細動器）をキャンパス内に 7 箇所、東村セミナーハウスに 1 箇所設置し【6-1-h】、非常時に対応できるよう操作方法について、SD 研修の一環として事務職員研修会で講習会を実施した【6-1-i】。

防犯面では、学内に防犯カメラを設置し、「防犯カメラ運用規程」に基づき、大学内での犯罪の予防及び事故の防止に努めている【6-1-j】。また、「労働安全衛生法」に基づき、衛生委員会を設置し、インフルエンザ予防接種費用の補助やストレスチェックを実施することで、職員の健康障がい予防、健康の保持増進等に努めている【6-1-k】。

6-2. 理事会の機能

① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人では、この法人の業務は理事会で決定するという「寄附行為」第 13 条の規定に基づき、理事会を最高意思決定機関として、使命・目的の達成に向けて、意思決定し、事業計画を執行する体制を整備している【資料 F-1】【6-2-1】。

理事会は、学長、副学長、学部長 4 人、事務局長の 7 人の教職員に、卒業者及び学識経験者等 8 人（学外から 7 人を含む）を加えた理事 15 人で構成される【資料 F-1】【資料 F-11】。理事の任期は「寄附行為」第 9 条により 3 年となっている。従来、理事の選任については、旧「寄附行為」（改正前の寄附行為には「旧」を付ける）第 6 条に基づき行われていたが【6-2-a】、令和 7（2025）年 4 月 1 日以降の「寄附行為」改正後は、理事の業務に対するけん制機能の強化や選任過程の透明性を図る観点から、理事の選解任にあたっては、理事選任機関である評議員会の承認を得ることとした（「寄附行為」第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）【資料 F-1】【6-2-3】【6-2-4】。

理事会の長である理事長は、法人を代表し、その業務を総理する（「寄附行為」第14条第6項）【資料 F-1】。旧「寄附行為」は「理事長は学長をもってこれにあてる」（第8条）と定めていたが【6-2-a】、「寄附行為」改正後は、理事長は理事会の決議により、理事の中から選定される（「寄附行為」第14条第2項）【資料 F-1】。

理事会は、原則、毎月1回（8月を除く）開催され、令和6（2024）年度は11回開催した。理事会では、「理事会上程議案及び添付資料について（申し合わせ）」に定められた事項を基本とした議案について審議し、法人の業務に関する重要な事項についての意思決定を行っている【6-2-b】。

理事会の議案のうち、重要な資産の処分又は譲受け、多額の借財、予算及び事業計画並びに中期的な計画の作成又は変更等については、評議員会の意見を聴いた上で決定することとしている（「寄附行為」第38条第2項）【資料 F-1】。また、事業報告についても、決算と併せて理事会の議題としている。理事会開催については事前に議案書を送付しており、書面会議や電子会議は行っていない。理事会の開催状況や理事会への理事の出席状況は適切な状況であり【資料 F-11】、令和6（2024）年は11回開催している。なお、理事会を欠席する際に、委任状の提出は求めている。

理事（理事長を除く）のうち1人を代表業務執行理事とし、理事長の下で代表権を有し、理事会で定められた範囲で職務執行権限を有する理事として、理事会の決議により選定している（「寄附行為」第14条第3項及び第7項）【資料 F-1】。また、理事長を補佐して法人の業務を掌理する業務執行理事を置き、常務理事をもってあてている（「寄附行為」第14条第4項及び第5項）【資料 F-1】。さらに、「私立学校法」第39条（理事の報告義務等）に基づき、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事の理事会への職務執行状況の報告義務を定め、その頻度を3月に1回以上とした（「寄附行為」第18条）【資料 F-1】。

以上のように、関連法令に基づいた学内規程の運用により、使命・目的の達成に向けて、意思決定できる体制を整備し、それは適切に機能している。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学における業務の執行は、原則として中長期経営計画を踏まえつつ、年次の事業計画に基づいて行われる。中長期経営計画は、「本学の建学の精神と教育理念に基づき本学の使命を実現するために」（「第5次中長期経営計画書」2頁）策定するものである。

令和6（2024）年度は第4次中長期経営計画における中期の最終年度となるため策定検討委員会において、第5次中長期経営計画の原案を作成した。検討委員会の構成員は、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長、教務部長、研究支援部長、学生部長、図書館長、各事務部長、各課長である。作成した原案は、理事長の諮問機関である長期計画研究委員会の審議を経て、部局館長会、課長会、各学部教授会、大学協議会で報告され、評議員会、理事会で審議し決定した【6-2-5】 【6-2-c】。

事業計画には、本学の建学の精神、目的、理念、使命・目標、3つのポリシーを掲げた上で、大学運営の基本姿勢、基本目標、基本方針、事業方針が明示され、各部署が取り組む事業内容が記載されている。事業計画策定調整会議を開催し、各部署と調整を重ね、原案を作成している。同調整会議の構成員は、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長、

教務部長、研究支援部長、学生部長、図書館長、各事務部長である。作成した原案は、部局館長会の調整を経て、評議員会、理事会で審議し決定している【6-2-d】。

毎年度作成する事業報告書は、本学の建学の精神、目的、理念、使命・目標、3つのポリシーに照らした上で、各部署において、事業計画の進捗状況を点検し、その点検結果について、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長、総合企画室が検証を行い、各部署と調整しながら、原案を作成している。作成した原案は、部局館長会、課長会、教授会で報告され、評議員会、理事会で審議し決定している【6-2-e】。

以上のように、中長期経営計画書、年次事業計画、年次事業報告の策定に全学的な体制で継続的に取り組むことで、本学の使命・目的の達成に努めている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

① 法人の意思決定の円滑化

② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関は理事会であるが、本学は創立以来、法人と大学の管理を分離することなく有機的に連携した運営に努めてきた。このことは、法人の組織及び運営を定めた「寄附行為」において「理事長は学長をもってあてること」（旧「寄附行為」第 8 条）【6-3-a】、学部の運営に関する校務を統括する学部長を理事会の構成員としていること（旧「寄附行為」第 6 条第 1 項第 3 号）【6-3-a】によって実質化されており、本学の大学経営と教学運営を両立し、円滑で良好な管理運営を行うための基本体制となっている。このような管理運営の方針・方向性は、現在も引き継がれている。

令和 7（2025）年 4 月 1 日に「寄附行為」が改正され、前述のように、理事会は理事選任機関である評議員会で選任された学長、副学長、学部長 4 人、事務局長、学識経験者等 8 人（学外者 7 人を含む）計 15 人で構成されている（「寄附行為」第 7 条）【資料 F-1】。

また、評議員会については、「寄附行為」第 5 条第 2 項で評議員会を組織することを定めており、「寄附行為」第 38 条第 2 項では、理事会が評議員会の意見を聞かなければならない事項として、(1)重要な資産の処分又は譲受け、(2)多額な借財、(3)予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更、(4)役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準の策定又は変更、(5)私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更、(6)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(7)寄附金品の募集に関する事項、(8)その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの、が明記されている【資料 F-1】。

評議員会は、従来、理事長（学長）、副学長、常務理事、各学部から選任された者、事務職員、本学卒業者、学識経験者の中から理事会で承認された者等、学外者 17 人を含む計 32 人で構成されていたが（旧「寄附行為」第 24 条第 1 項）【6-3-a】、令和 7（2025）年 4

月 1 日以降の「寄附行為」改正後は、各学部から選任された者、事務職員、本学卒業生、学識経験者の中から理事会で承認された者等、学外者 13 人を含む計 19 人で構成されている（「寄附行為」第 33 条第 1 項）【資料 F-1】 【資料 F-11】 【6-3-1】。

また、「寄附行為」第 49 条に基づき、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は評議員会へ出席し、評議員から説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をすることで、理事会と評議員会は意思疎通と連携を適切に行っている【資料 F-1】。理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、さらに審議を尽くすために再度評議員会を招集することができ、招集された評議員会は理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行うこととした（「寄附行為」第 51 条第 1 項及び第 3 項）【資料 F-1】。

なお、教職員の提案をくみ上げる仕組みとしては、教職員電子提言箱を本学ウェブサイトには設置している【6-3-b】 【6-3-c】 【6-3-d】。加えて、教授会・課長会・各種委員会等において出された意見が議事録に記載され、部局館長会でその意見に対する対応が検討されている【6-3-e】。

以上のように、意思決定機関である理事会、諮問機関である評議員会という基本的な枠組みは維持され、理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、議論しあい、充実した学校法人運営を目指すものとなっている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員会は学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関であり、「寄附行為」第 38 条第 2 項の定めで、重要な資産の処分又は譲受け、多額の借財、予算及び事業計画並びに中期的な計画の作成又は変更等について、「理事会においては、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」ことに基づき開催している【資料 F-1】。また、「寄附行為」第 38 条第 1 項では評議員会の具申等について定めており、評議員会は法人の健全な運営に資する任務を担っている【資料 F-1】。

昨年度までは、評議員会は理事の人数 15 人の 2 倍以上の 32 人で構成され、評議員の選任は、旧「寄附行為」第 24 条第 1 項に基づいて行われていた。評議員 32 人の内訳は学内の教職員等が 15 人、学外の者（卒業生、学識経験者）が 17 人となっており、職責によるもの以外の評議員の任期は 3 年である（再任は妨げない）。学内の評議員は、理事長（学長）、副学長、常務理事、各学部教授会で選任された教員 8 人、理事長が推薦し理事会が承認した事務職員 4 人である【6-3-a】。議長は、評議員の互選により開催する都度ごと決めることとしている（旧「寄附行為」第 28 条）【6-3-a】。

令和 7（2025）年 4 月 1 日の「寄附行為」改正後、評議員の選任については、学校法人のガバナンスにおける評議員会の位置付け、役割がより一層重要なものとなったことを受け、改正「私立学校法」の評議員の構成に関する規制を踏まえ、各属性の割合の上限規制に抵触することのないよう、適切に選任手続を行っている。また、評議員の選任にあたっては、各評議員について、「本学の設立の経緯、教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者」（「私立学校法」第 61 条第 1 項）であることに留意し、選任手続を行っている。現在、評議員会は各学部から選任された者、事務職員、本学卒業生、学識経験者の中から理事会で承認された者等、学外者 13 人を含む計 19 人で構成されている（「寄附行為」第 33 条第 1 項）【資料 F-1】 【資料 F-11】 【6-3-1】。

評議員会の運営については、評議員会の招集時期として、毎会計年度の終了後6月の評議員会を「定時評議員会」と称する。招集権者は理事長とするが、一定数以上の評議員が請求した場合に評議員会を招集することができることとなっている（「寄附行為」第42条第1項及び第2項）【資料 F-1】。議長は評議員の互選によって定める。評議員会の開催状況や評議員の評議員会への出席状況は適切な状況であり【資料 F-11】、令和6（2024）年度は9回開催している。

「寄附行為」改正により、前述のように、理事と評議員の兼任が禁止されるため、理事会メンバーと評議員会メンバーが全員異なることからすれば、両者の考えに乖離が生じる可能性も少なくない。そのため、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事の評議員会への出席を必須とすることで連携を密に図っており、適宜、必要な説明を行うこととしている（「寄附行為」第49条）【資料 F-1】。

また、監事については、従来、「評議員会の承認を得て理事長が選任する」（旧「寄附行為」第20条第1項）【6-3-a】こととしていたが、監事の監査対象である理事及び理事会からの独立性を高めるため、令和7（2025）年4月1日の「寄附行為」改正後は、「寄附行為」第24条第1項に基づき、評議員会の決議によって選任することとした【資料 F-1】【資料 F-11】【6-3-2】。

監事の職務は、「寄附行為」第30条で、(1)この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること、(2)この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること、(3)理事会及び評議員会に出席して意見を述べること、(4)この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学省に報告すること、(5)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること、(6)前各号に掲げるものの他、法令又はこの寄附行為により監事が行うことと明記されており、「学校法人沖縄国際大学監事監査規程」（以下、監事監査規程という）【6-3-4】に基づき適正に執行されている。任期は3年となっている（「寄附行為」第26条第1項）【資料 F-1】。

上記の職務に加え、「寄附行為」改正により、新たに「評議員会への出席の明確化（「寄附行為」第49条第1項）、「評議員会に提出される議案等の調査義務（「寄附行為」第31条第3項）」等を規定し、監事監査の充実を図った【資料 F-1】。昨年度の監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切な状況である【資料 F-11】。

監事による監査に加えて行われる内部監査については、規程を設け、内部監査担当者を参事と定めている（「学校法人沖縄国際大学内部監査規程」（以下、「内部監査規程」と記す）第2条第2項）【6-3-f】。年度初頭に監査計画書を作成し【6-3-5】、監査を行い、監査終了後、報告書を理事長宛に提出している【6-3-g】【6-3-h】。

内部監査は、前期（8月頃実施）に公的研究費（科学研究費補助金）の使用状況の監査及びリスクアプローチ監査を行い、後期（10月頃実施）には、例えば、外部機関からの指摘事項の対応状況や危機管理対応等、テーマを決めて業務監査を行っている。また、公的研究費の不正防止計画に基づくモニタリング監査を前期・後期に行っている。監事、会計監

査人（公認会計士）及び内部監査人は相互に密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的且つ的確な監査を実施するため意見交換の場を設け【6-3-i】、その結果を理事会へ報告している。

6-4. 財務基盤と収支

① 財務基盤の確立

② 収支バランスの確保

③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学の収入の大半を占めるのは学生生徒等納付金収入であり【資料 F-12】、安定した財務基盤の確立には、志願者及び入学者の確保が必須である。そのため、入試センター職員による高校進路部への訪問、教員による高校での大学説明会の実施、複数回にわたるオープン・キャンパスの開催に加え、令和 6（2024）年度から Weekday Campus Visit（高校生が普段の大学キャンパスで、一日大学生になるプログラム）を実施している。その結果、表 6-4-①-1 のとおり、入学定員に見合った志願者・入学者を確保できている。

表 6-4-①-1 入学定員と志願者・入学者

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
入学定員	1,145 人				
志願者	2,427 人	2,710 人	2,790 人	2,330 人	2,720 人
入学確定者	1,282 人	1,321 人	1,298 人	1,246 人	1,352 人

6-4-② 収支バランスの確保

本学における財政運営の基本方針は、「第 5 次中長期経営計画書」（令和 7（2025）年度～令和 14（2032）年度）に明記されているとおり、かねてより、①収支バランスのとれた財政運営を図る、②借入金に依存しない財政運営を図る、③自己資金で調達できる限度内での施設設備投資を行う、の 3 点である【資料 F-9】。この基本方針を堅持した財政運営を行ってきた結果、平成 11（1999）年度以降、消費収支差額（平成 27（2015）年度以降は学校法人会計基準の改正により、基本金組入前当年度収支差額に変更）は 20 年以上にわたって収入超過の状態が維持されてきた。

しかし、令和 5（2023）年度決算では、教育活動収入の増加額以上に教育活動支出が増加し、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は支出超過となった【資料 F-12】。この支出超過を一時的なものとするべく、令和 6（2024）年度の予算執行に当たっては、必要性や規模等を改めて精査することを求めた。

また、令和 7（2025）年度予算の編成に際しては、平日と比べて著しく受講者数の少な

い土曜日講義の廃止（令和6（2024）年度前期平日の受講者数平均9,976名に対し、土曜日の受講者数は448名で、平日の4.49%に過ぎない）、研究費及び研究所事業費の削減（暫定的措置）に加え、各課の経常予算要求額をゼロベースで、厳しく、徹底的に検討し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うことを求めた【6-4-1】。その結果、人件費及び光熱費等の高騰にもかかわらず、令和7（2025）年度予算は前年度予算と比べ、支出超過額を大幅に減少することができた【6-4-a】。

財務状況を定量的に評価するための財務比率（日本私立学校振興・共済事業団『私立学校運営の手引き』掲載）の5年間の推移を示せば、以下のとおりである。

表 6-4-②-2 各種財務比率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支差額比率	3.44%	2.66%	2.75%	-2.17%	-0.19%
人件費比率	50.95%	51.42%	51.03%	53.27%	52.24%
教育活動資金収支差額比率	12.39%	10.04%	10.12%	2.60%	5.58%
積立率	151.92%	147.11%	143.94%	138.34%	133.97%
流動比率	558.93%	539.05%	519.67%	485.77%	472.24%

運用資産の保有状況を表す積立率及び資金流動性（短期的な支払能力）を判断する流動比率は、目安以上の値を保っていることから、短期的・長期的な安全性に問題はないと考えられる。しかし、経常的な事業活動の収支バランスを表す経常収支差額比率と、学校法人の本業である教育活動でキャッシュ・フローが生み出せているかを測る教育活動資金収支差額比率が大きく低下している。人件費の経常収入に占める割合を示す人件費比率が上昇傾向にあることが、その要因と考えられる。

適切な収支バランスを確保するためには、経費の削減に加え、多様な収入源を確保することが必要である。そこで、外部資金の獲得と資産の運用が重要となる。外部資金のうち、過去5年間の寄付金と国庫補助金の推移を示せば、以下のとおりである【6-4-3】。

表 6-4-②-3 寄付金の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別	64,170,000円	53,220,000円	54,520,000円	57,120,000円	153,220,000円
一般	10,000円	510,000円	10,020,000円	50,000円	150,000円

表 6-4-②-4 国庫補助金の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常費補助	190,677,000円	273,436,000円	299,157,000円	294,549,000円	319,107,000円
減免交付金	610,441,800円	638,999,800円	671,357,700円	688,719,900円	697,808,800円
その他	—	—	101,560円	429,833円	452,880円

注) 経常費補助：私立大学等経常費補助金、減免交付金：授業料等減免交付金

寄付金は本学後援会及び校友会からの特別寄付が中心を占め、個人及び企業等からの寄付は令和 4（2022）年度を除き著しく少ない。そこで、今後の寄付金募集の強化を図るため、令和 6（2024）年度に「寄付金取扱規程」を制定した【6-4-b】。私立大学等経常費補助金は令和 3（2021）年度に増加したものの、その後は大きな変動は見られない。

資産運用についても、令和 6（2024）年度に「資産運用管理規程」を策定し（それに伴い、「資産運用内規」を廃止）、資産運用の基本方針、理事会・理事長・担当理事など資産運用関係者の権限と責任を明確化した【6-4-4】。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学では、令和 6（2024）年度に「第 5 次中長期経営計画書及び実行スケジュール（令和 7（2025）年度～令和 14（2032）年度）」を策定した【資料 F-9】【6-4-2】。本計画は、大学を取り巻く社会経済情勢が急速に変容していく中で本学の将来展望を示しつつ、本学が抱える課題等に迅速かつ的確に対応していく方策を事業計画として明確に示すことを目的としている。

中長期経営計画は 4 年ごとに作成され、過去 5 年間の財務データを基礎として計画期間における事業を計画し、今後の環境的要因を考慮しつつ、計画を精査し、予算の積算を行っている。提出された計画案及び実行スケジュール案（予算額を含み、財務計画を兼ねる）は、各部署担当者の説明を常務理事、事務局長、総合企画室事務部長、総合企画室課長が聴取・確認し、問題点や留意点を指示する仕組みとなっている。その後、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長の精察を経て作成された中長期経営計画案は、長期計画研究委員会で専門的・総合的な検討が行われ、部局館長会での調整後、評議員会及び理事会での決議を経て決定される。

なお、中長期経営計画書及び実行スケジュールを基礎として、各年度の事業計画が策定され、部局館長会での調整を経て、評議員会及び理事会で審議・承認される。その後、事業計画と連動した予算案が作成され、予算に基づいた執行が行われる。

以上のように、本学では中期的な計画及び財務計画に基づく財務運営が行われている。

6-5. 会計

① 会計処理の適正な実施

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、出納業務を含め財務部会計課が一元的に管理・執行しており、「学校法人会計基準」、「経理規程」、「経理規程細則」、「予算統制規程」などに基づき適切な処理が行われている【6-5-1】【6-5-a】。予算執行の際は、各部署よる会計システムへの入力後、証憑書類・支出伝票が会計課に提出され、システム担当者、出納担当者のチェックを経て、会計課にて最終処理が行われている。なお、処理判断の難しい案件等については、必要に

応じ、本学と監査契約を取り交わしている公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言を受けて適切に処理している。

予算の執行管理に当たっては、「職務権限規程」及び「調達規程」に基づき一定額以上の支出については、入札あるいは数社の見積もりを徴した上で比較検討を行い、理事長の承認を得ることとしている。また、執行段階で、再度、予算計上金額・執行目的やその効果等について再確認している【6-5-b】。

なお、年度途中に発生した追加的要因についてやむを得ない場合は、「経理規程」第 57 条に従い補正予算を編成して対応している【6-5-1】。補正予算案は通常の予算と同様に、評議員会に諮問し、これを踏まえて理事会で決議する。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、会計監査人（公認会計士）による監査、監事による監査及び内部監査人（以下、監査担当者という）による内部監査の三様で行っている。

会計監査人は従来、部局館長会での調整を経て、理事会の決議により選任していたが、令和 7（2025）年 4 月 1 日以降の「寄附行為」改正後は、評議員会の決議により選任される（「寄附行為」第 52 条）【資料 F-1】【6-5-2】。

会計監査人による監査は、「私立学校法」第 104 条第 2 項（従来は「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項）に従い、監査責任者（公認会計士）及び監査補助者（公認会計士 2 人、その他業務補助者 1 人）が、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査を行っている。令和 6（2024）年度は年間を通じて 82 日の監査日程が計画されており、期中監査、期末監査及び実査・確認・立合を行うことで、会計処理の妥当性、規程との整合性、計算根拠の妥当性並びに理事会及び評議員会での学内手続方法などが厳正に監査されている【6-5-c】。また、会計監査人による会計処理の指摘に対しては、その趣旨を理解した上で、会計課に止まらず関係部署へ周知し、改善するよう迅速に対応している【6-5-3】。決算監査終了後、会計監査人によって作成された「独立監査人の監査報告書」は、監事及び理事会へ提出されている【6-5-d】。

監事監査は、「寄附行為」第 30 条に従い、2 人の非常勤監事が、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況等を監査している【資料 F-1】。監事は毎年度、「監事監査報告」を作成し、理事会及び評議員会に提出するとともに、理事会及び評議員会に出席し、法人の運営について意見を述べている【6-5-e】。また、監事によって作成された「監事監査報告」は、計算書類とともに本学ウェブサイトで公開されている【6-5-f】。

会計監査人と監事は、監査期間中に意見・情報交換を行い、本学の業務内容及び財務状況について情報の共有を図り、監査終了後、その結果を報告するとともに、本学への指摘・提言を行っている【6-5-3】。

内部監査は、参事を監査担当者に充て、業務監査及び会計監査を行っている。監事監査による報告・指摘・提言は、理事長・学長、常務理事、副学長、事務局長に対して行われるとともに、監査担当者にも情報共有されている【6-5-3】。これを内部監査に活かし、指摘事項の改善に向けた取組みを行っている。

なお、監事による監査及び監査担当者による内部監査は、それぞれ「監事監査規程」、「内部監査規程」に基づき、厳正に実施されている【6-5-g】【6-5-h】。

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・理事会、評議員会の開催回数及び良好な出席率は、本基準における最大の特色ある取組みである。これは、経営の規律と誠実性維持の観点から、審議決定すべき事項を丁寧にそして細目に上程することで、各案件の理解、把握、周知の深化を目的とした方策であり、理事会、監事、評議員会による管理運営の円滑化はもちろん、チェック機能としても十分に機能した運営体制である。なお、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日施行の「寄附行為」改正手続きにおいて、正式な議案上程前に改正「私立学校法」の趣旨及び留意点等の説明を理事会、評議員会でそれぞれ 2 回行うことで、理事、監事、評議員の理解が深められ、スムーズに決定に至った点は成果といえる。
- ・本学では学生環境委員会を中心として、学生が主体的に環境保全活動に取り組んでいる。ビーチクリーン活動、イベントにおけるごみ分別等のエコ活動、省エネチャレンジカップへの参加、他大学のエコ関連学生団体の交流など、活動内容は多岐にわたる。また、学生環境委員会は環境目標、環境活動計画、実績及び評価等を「環境レポート」として取りまとめ、本学ウェブサイトで公表している。さらに、教職員、学生及び学外有識者により構成される企画・検証チーム会議は、当該年度の環境保全活動を検証し、次年度の活動を企画している。このような学生を中心とした環境保全活動は本学の特色ある取組みといえ、エネルギー投入及び物資投入の削減はその成果である。
- ・本学の中長期経営計画策定プロセスも特色ある取組みである。本計画は長期計画研究委員会に理事長が諮問し、長期計画研究委員会に付置されている 4 つの部会（財政計画研究部会、教学研究部会、施設研究部会、事務組織研究部会）に審議が付託された上で策定される。多くの教職員が本計画の策定に関わっていることから、本学の現状及び課題、経営の方向性等の理解に繋がり、教職員一人ひとりが目標の達成に向けて行動することを可能にしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・本法人の予算は、平成 30 (2018) 年度予算以降、基本金組入前当年度収支差額が支出超過となっている。それでも、令和 4 (2022) 年度までは決算で収入超過に転じることができていたが、令和 5 (2023) 年度は決算の段階でも支出超過となってしまった。したがって、支出抑制はもとより、収入増加の方策を模索・検討する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・支出超過を一時的なものとすべく、令和 7 (2025) 年度予算では研究費及び研究所事業費の削減（暫定的措置）に加え、各課の経常予算要求額をゼロベースで、厳しく、徹底的に検討し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うことを求めた。その結果、人件費等の高騰にもかかわらず、令和 7 (2025) 年度予算は前年度予算と比べ、支出超過額を約 4 億 5,000 万円減少することができた。
- ・今後の予算編成に当たっても、さらなる経費削減策を講じていくとともに、寄付金募集の強化及び積極的な資産運用など、収入源の多様化を図ることで収入を増加させ、予算段階での基本金組入前当年度収支差額の収入超過を令和 9 (2027) 年度予算で実現する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献を目的とした本学の地域連携

A-1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために、社会貢献を目的とした地域連携に関する方針を明示しているか。

- ① 大学の使命・目標、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献を目的とした地域連携に関する方針の適切な明示
- ② 大学経営に係る中長期計画等における社会貢献を目的とした地域連携に関する方針の適切な明示

(1) A-1 の自己評価

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の使命・目標、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献を目的とした地域連携に関する方針の適切な明示

本学は、「真の自由と、自治の確立」を建学の精神とし、また、理念として「沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える学術文化を創造する。そして豊かな心で個性に富む人間を育み、地域の自立と国際社会の発展に寄与する」ことを謳っている。この建学の精神及び理念に基づいて、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標を設定し、本学ウェブサイト等で以下の通り公開している【A-1-1】。

○本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標

【本学の使命】

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- (1) アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁（※）の魁（さきがけ）となる人材を育成します。
- (2) 沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

※「万国津梁」：「世界の架け橋」という意。1458年に尚泰久王が鑄造させ、首里城正殿に掲げていたという鐘に刻まれた銘文の一部。

【教育目標】

- (1) アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。
- (2) 「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。
- (3) 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

【地域連携・研究目標】

- (1) 地域協働、産学官連携を推進します。
- (2) 地域における生涯学習の拠点にします。
- (3) 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

とりわけ、本学の使命に掲げる「(2)沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います」は、本学の教育研究活動の重要な指針となっている。この本学の使命に基づいて設定された教育目標及び地域連携・研究目標は、地域連携・地域協働の視点を明示するとともに、その具現化に向けた目標設定を行っている。

また、令和3(2021)年2月17日に、「沖縄国際大学の社会貢献〔地域協働・産学官連携〕推進に関する基本方針について」を発出し、社会貢献の多面的な展開を推進するための基本方針を定め、本学ウェブサイト等に公開した。自治体や産業界との間で締結された包括的な連携協定をより一層充実させるために、「2. 地域社会との連携の推進」、「3. 産業界との連携の推進」、「4. 生涯学習の拠点としての機能強化」の項目を立て、【具体的な目標】を設定した【A-1-2】。さらに、「基本方針」に基づき、社会貢献(地域協働・産学官連携)担当の理事長・学長補佐を配置している【A-1-3】。

○社会貢献〔地域協働・産学官連携〕推進に関する基本方針(抜粋)

2. 地域社会との連携の推進

自治体等と大学の双方が有する資源を活用し、地域社会の発展に貢献する。

【具体的な目標】

- 自治体との包括連携協定を締結する
- 中学校等での学習支援プログラムを実施する
- 地域社会の課題解決に向けた研究・提言を行う
- 自治体等の審議会・委員会へ参画する
- 学術研究振興のため相互協力を行う

3. 産業界との連携の推進

人的・知的資源の活用を図り、教育・研究等の分野において協力し、地域社会の発展と人材育成に貢献する。

【具体的な目標】

- 産業界と連携し寄付講座を開講する
- 人材育成・キャリア形成に関する支援を行う
- 教員の研究成果を産業界の課題解決に活用する
- 学術研究振興のため相互協力を行う

4. 生涯学習の拠点としての機能強化

生涯学習の高まりという社会変化に対応し、地域に根差し世界に開かれた大学として、日頃の教育・研究を地域の皆さまに還元する。

【具体的な目標】

- 公開講座、公開科目を提供する
- 市民講座やシンポジウムを開催する

A-1-② 大学経営に係る中長期計画等における社会貢献を目的とした地域連携に関する方針の適切な明示

「第5次中長期経営計画書」では、「IV. 大学経営基盤拡充に関する事業計画」の「5 効率的経営組織体制の強化事業」の1つとして「3) 監査機能及び自己点検・自己評価活動の拡充と体制強化」を掲げ、「(2) ⑥本学の使命、教育目標、地域連携、教育目標について社会情勢の変化への対応状況検証」を行うことを明記している。つまり、地域連携に関する社会状況の検証の実施が、大学経営基盤の拡充を図る観点から、自己点検・自己評価活動の重要な事業として位置づけられている。また、「5 効率的経営組織体制の強化事業」の「4) 社会貢献・地域連携に関する組織体制及び取組みの強化」は、以下のように述べている【資料 F-9】。

○社会貢献・地域連携に関する組織体制及び取組の強化

- (1) 「沖縄国際大学の社会貢献 [地域協働・産学官連携] 推進に関する基本方針」に基づき、地域、産業界や各種団体との連携強化を推進する。
- (2) ウェブサイトを活用した積極的な情報展開など、その他地域貢献・連携にかかる事業を推進する。

以上のように、大学経営に係る中長期計画等において、社会貢献を目的とした地域連携に関する方針は適切に設定されており、また具体的な実行を進める部署として、総合企画室において実行することが明示されている。

A-2 社会貢献を目的とした地域連携に関する方針に基づき、社会貢献・地域連携に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

① 学外組織との適切な連携体制

② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

(1) A-2 の自己評価

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 学外組織との適切な連携体制

本学は、①宜野湾市教育委員会、②沖縄税理士会、日本税理士連合会、③日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアコンピューター株式会社、④宜野湾市、⑤一般社団法人東京中小企業家同友会、⑥金武町、法務省那覇保護監察所、⑦東村、⑧沖縄県中小企業診断士協会と包括連携協定等の締結を行い、それぞれの連携内容に応じた取組みを行っている。

いずれの包括連携協定においても、互恵平等かつ適切な連携体制が協定書等において明示されている【A-2-1】。

A-2-② 地域連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

地域連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について、一部の事例を提示しながら活動内容を紹介する【A-2-2】。

○宜野湾市教育委員会（「沖縄国際大学と宜野湾市教育委員会との連携・協力に関する協定書」平成29（2017）年5月）

連携内容は、(1)教育についての調査・研究に関すること、(2)嘉数中学校への学習支援活動、教育相談及び学生のインターンシップに関することである。

本協定に基づき、教職課程に所属する学生が宜野湾市内の中学校において、学習支援活動を行っている。「学校ボランティア実習プログラム」（平成29（2017）年5月）として始まった連携事業は、「学習支援実習」（資格科目）の名称で、教育職員免許法に基づく「大学が独自に設置する科目（選択1単位）」として開講されており、現在、宜野湾市内の全ての中学校を対象として、20名前後の学生が学習支援活動を行っている。

○沖縄税理士会、日本税理士連合会（「沖縄国際大学と沖縄税理士会との包括的連携に関する協定書」平成29（2017）年6月）

連携内容は、(1)沖縄税理士会及び会員に対する研修、講演会等の実施等に関すること、(2)本学と沖縄税理士及び会員による税に関する共同研究活動の実施に関する事項、(3)本学における租税法に関する教育活動に関する事項、(4)次世代を担う税理士の輩出・育成に関する事項、(5)租税教育に関する事項、(6)税務・会計分野における国際協力に関する事項である。

上記(3)を具体化するため、令和3（2021）年8月に日本税理士会連合会と「沖縄国際大学と日本税理士会連合会との寄付に基づく講座開設及び運営に関する覚書」、沖縄税理士会と「沖縄国際大学と沖縄税理士会との寄付講座（日本税理士会連合会提供）に係る費用負担に関する合意書」を交わした。そこでは、講座を法学部「租税実務論」（2単位）の名称で正規授業科目として実施し、その単位を卒業所要単位とすること、講座に係る講師謝金等の費用を沖縄税理士会が負担することなどが明記されている。協定書、覚書及び合意書に基づき、「租税実務論」（法学部法律学科専門科目）の名称で寄付講座を開設し（令和4（2022）及び令和5（2023）年度）、沖縄税理士会に所属する税理士が講義を担当した。

○日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアコミューター株式会社（「学校法人沖縄国際大学と日本トランスオーシャン航空株式会社及び琉球エアコミューター株式会社との包括連携に関する協定書」令和元（2019）年9月）

連携内容は、(1)教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること、(2)本学の学生及び教職員と日本トランスオーシャン航空及び琉球エアコミューターの社員の相互交流に関すること、(3)本学の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること、(4)日本トランスオーシャン航空及び琉球エアコミューターの業務に本学の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと、(5)地域社会の発展・活性化に関することである。

本協定に基づき、「沖縄の航空事業と地域振興」（産業情報学科専門科目）の名称で寄付講座を開設している（令和2（2020）年度～現在）。本講義は、①航空産業の基礎的な知識を習得・理解する（専門性）、②航空産業による地域振興をグローバル・地域の視点から捉えられるようになること（地域性・国際性）、③沖縄の航空産業における地域振興策や課題を発見し、その解決に向けて提案することができる（コミュニケーション・スキル、問題

解決力) の3つを到達目標として、日本トランスオーシャン航空及び琉球エアコミューターで活躍する講師が講義を担当している。

○宜野湾市(「宜野湾市と学校法人沖縄国際大学との包括連携協力に関する協定書」令和2(2020)年2月)

連携内容は、(1)地域の人材育成に関する事、(2)環境にも配慮した暮らしやすいまちづくり・地域づくり推進に関する事、(3)教育、文化、スポーツの振興に関する事、(4)健康福祉社会づくりに関する事、(5)防災対策、災害時の相互協力に関する事、(6)地域活性化のための学術調査・研究に関する事である。

本協定に基づく取り組みの成果としては、本学沖縄経済環境研究所によるプロジェクトがあげられる(アフターコロナを見据えた事業者アンケート、令和3(2021)年)。同プロジェクトでは、宜野湾市と沖縄経済環境研究所が共同で宜野湾市内の事業者等にアンケート及びインタビューを実施し、アフターコロナを見据えた産業活性化のための提言を行った。

○一般社団法人東京中小企業家同友会(「一般社団法人東京中小企業家同友会と学校法人沖縄国際大学との産学連携に関する協定書」令和3(2021)年3月)

連携内容は、(1)学内で開催するキャリア教育講座及び業界セミナーへの講師派遣、(2)授業への社会人特別講師派遣、(3)工場見学会、現場見学会及び施設見学会などの実施、(4)職業実務の業務体験、(5)県外インターンシップの実施、(6)視覚教材作成(動画コンテンツなど)に対する素材提供、(7)企業及び団体が実施する事業への参画(サービスラーニング)、(8)その他企業、団体及び大学が必要と認めたものである。

本連携に基づき、中小企業の社長を講師として招いた講話の実施、合同企業説明会の開催や採用試験(1・2次審査)の県内開催など、学生のニーズに応じた取組みを行っている。本学の学生はIT企業を中心に、所在の多くを占める首都圏への就職ニーズは高い一方、沖縄県は東京と地理的に離れており、移動の費用等就職活動においては不利な状況にある。こうした取組みは首都圏での就職を希望する学生の経済的負担を軽減することに寄与しており、以来一定数の学生が東京での就職を決めている。

○金武町、法務省那覇保護監察所(「金武町と学校法人沖縄国際大学及び法務省那覇保護監察所の連携に関する協定書」令和6(2024)年10月)

連携内容は、(1)金武町の再犯防止施策の推進に関する事、(2)教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関する事、(3)地域社会の発展・活性化に関する事、(4)地域の人材育成に関する事、(5)暮らしやすいまちづくり・地域づくり推進に関する事、(6)地域活性化のための学術調査・研究に関する事、(7)本学の人材育成・キャリア形成に資する支援に関する事、(8)その他、協定の目的を達成するために必要と認められる事である。

本協定に基づき、金武町内で活動する保護司や地域住民、保護監察官の協力を得ながら総合文化学部人間福祉学科の学生がフィールドワークを行い、令和7(2025)年度中に金武町の再犯防止計画を立案することを目指している。学生が、自治体の再犯防止計画に関与する取組みは、県内初となる。

○東村（「東村と学校法人沖縄国際大学との包括連携協力に関する協定書」令和 6（2024）年 12 月）

連携内容は、(1)地域の人材育成に関すること、(2)環境にも配慮した暮らしやすいまちづくり・地域づくり推進に関すること、(3)教育、文化、スポーツの振興に関すること、(4)健康福祉社会づくりに関すること、(5)防災対策、災害時の相互協力に関すること、(6)地域活性のための学術調査・研究に関すること、(7)前各号に掲げるものの他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関することである。

本協定に基づき、村内の中学生を対象とした、ものづくり IoT 体験教室を令和 7（2025）年 2 月に開催した。体験教室では、教育用小型コンピュータ「Raspberry PI」とプログラミング言語「Scratch」を用いたロボット作成と操作を体験することで IoT 技術に触れる機会となるとともに課題解決に対する思考を養う場となった。また、産業情報学部産業情報学科の学生もサポーターとして関わることで、実践的な学びの場ともなっている。

○沖縄県中小企業診断士協会（「学校法人沖縄国際大学と沖縄県中小企業診断士協会との包括連携協定書」令和 6（2024）年 12 月）

連携内容は、(1)経営学、経済学関連の授業への実務家講師の派遣、(2)学生向けの経営診断・コンサルティング実習の実施、(3)地域活性化のための学術調査研究、(4)地域企業と連携したインターンシップ・プログラムの開発と実施、(5)学生参加型の地域企業経営課題解決プロジェクトの実施、(6)本学教員と中小企業診断士による共同研究の推進、(7)地域企業向けセミナー・ワークショップの協働開催、(8)キャリア教育プログラムの共同開発と実施、(9)その他、両者が必要と認める事項である。

本協定に基づき、地元企業（有限会社ハッピーモア）協力のもと、「商品企画コンテスト」を開催した。29名の学生が5チームに分かれ、沖縄の伝統菓子「サーターアンダギー」を使用したレシピの開発を行い、令和 7（2025）年 4 月 25 日に開催された「沖縄県中小企業課題解決フェア（主催：沖縄県プラットフォーム推進協議会）」内でプレゼンを行った。商品企画にあたっては、地元企業での実際の職業体験や、中小企業診断士協会所属の診断士から商品企画に関する調査法等についてアドバイスを受けるなど、実践的な学びの場となった。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学は、「社会貢献を目的とした本学の地域連携」について、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標において、適切に目標設定を行っている。この目標に基づき、「沖縄国際大学の社会貢献〔地域協働・産学官連携〕推進に関する基本方針」を策定し、具体的な目標を設定することによって、地域連携の実質化に取り組んでいる。
- ・大学経営に係る中長期計画においても、地域連携を促進するために総合企画室を中心とした組織体制を明示している。
- ・現在、11 組織と連携協定を結んでおり、それぞれの目標に応じて、個性豊かな地域連携が取り組まれている。各連携先と連絡を密にとり、諸課題を共有することによって、個に応じた成果を得ており、十分満足のいく取組みとして判断できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 本学ではこれまで公的・民間の機関をあわせて 11 組織と連携協定を結んでおり、とりわけ共同調査研究の分野では、報告書の作成や当該組織に対する政策提言を行うなど目に見える成果が表れている。他方で、地域連携に関わる取組みのなかには、効果の発現に一定期間を要する取組み（後年度効果）もあることから、現時点で評価、検証が行われていない取組みも存在する。今後はそうした後年度効果を発揮する取組みについても、エビデンスに基づいた検証を行い、地域連携の成果を可視化していく必要がある。
- 本学の地域連携業務は総合企画室が担っている。同部署は他の業務（IR や各種企画）と地域連携業務を同時並行的に進めている状況にあり、業務の効率性や機動性という点で課題が残る。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 本学では、社会貢献（地域協働・産学官連携）担当の理事長・学長補佐を配置しており、上述した課題については同補佐による各種地域連携事業の分析、検証を行う予定である。具体的には、同補佐による当該年度の地域連携事業の現状分析とその分析結果の報告（報告書の提出）を行う。これら年度ごとの分析の蓄積によって、後年度効果が発揮される取組みについてもその成果を把握することが可能となり、またそうした成果（報告書）を学内外に周知することで、本学の地域連携・社会貢献に関する活動を可視化していく予定である。
- 本学では地域連携推進室などの地域連携に特化した事務部署がなく、現在は総合企画室が担当部署となっている。そのため、今後は事務効率や産学官連携の機動性を考慮した組織を検討する。

V. 特記事項

学生のキャリア形成を支援するための制度について

(1) 単位制インターンシップ

本学では大学独自の単位制のインターンシップ・プログラムを県内大学に先駆けて平成15（2003）年度より設けており、夏期休業中を利用して企業や官公庁においてインターンシップ実習を実施している。実習体験は就職先を選ぶ上での参考だけではなく、職業観の育成や就職活動への自信にも繋がり、就職活動を有利にすすめることができる。また、県内で大きな問題となっているミスマッチに対応し、県内企業における早期離職率問題にも効果的に対応できると考えられる。

(2) キャリアサポート助成金

本学の学部にて在籍する学生が、正課内科目の延長線上に位置づけられる各種資格や各種検定試験等について正課外における自主的な学習により合格した場合、より高度な資格や技能を身につけることを奨励するため、所定の学生補助金を支給している（難易度の区分によって、該当資格受験料～10万円まで設定されている）。

(3) 県外就職活動補助金

沖縄県外で就職活動を行う学生に対して、航空運賃・宿泊費の一部を負担している。県外で就職活動（合同企業説明会・会社訪問・就職試験・インターンシップ等）を行う学生に対して実費分（年度内の上限額3万円まで）を補助し、地理的不便性がある県外就職希望者をサポートしている。

(4) 学部学科個別のキャリア支援

- ① 法学部のキャリア支援科目としては法律学科の「法律実務論」、「法務研究I～IV」、地域行政学科の「行政実務論I・II」、「公務研究I・II」が挙げられる。「法律実務論」、「行政実務論I・II」は、たとえば前者が弁護士、司法書士など、後者が沖縄県知事、宜野湾市長などを講師として招聘し、法律及び行政の実務の最前線を知る機会を提供している。
- ② 経済学部のキャリア支援科目としては両学科の「キャリアデザイン論」、地域環境政策学科の「地域セミナーI・II」が挙げられる。前者は民間企業と、後者は各地の観光協会と協働でPBL（Project Based Learning）を展開している。後者については学科 BLOG において詳細を広報している。
- ③ 産業情報学部では、教育研究活動を側面より支援すると共に、産学官の連携事業及び学術研究などを推進することを目的に設立された沖縄国際大学産業情報学部産学協力会において会員企業が抱えている業務上の課題解決に導くプロジェクトを企業・学生・教員の3者で取り組んでいる。
- ④ 総合文化学部では各学科様々な取り組みをしている。一例として日本文化学科では、卒業生（国語教師、司書、日本語教師、民間企業、公務員）を招聘し、大学時代の生活、就職活動、職場の様子などを具体的事例に基づいて紹介してもらい、具体的なキャリアイメージを持ってもらうことを目指している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記し教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 83 条の 2	—	専門職大学ではないため法令対象外。	1-1
第 85 条	○	学部設置している。学則第 3 条で明記している。	1-1
第 87 条	○	修業年限は 4 年。学則第 5 条で明記している。	4-1
第 88 条	○	学則第 5 条で明記している。	4-1
第 88 条の 2	—	専門職大学ではないため法令対象外。	4-1
第 89 条	○	学則第 6 条で明記している。	4-1
第 90 条	○	入学資格を学則 40 条に定め、法令遵守している。	3-1
第 92 条	○	学則第 5 節（職員組織）で明記している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 36 条で明記している。	5-1
第 104 条	○	学則第 7 条、大学院学則第 44 条及び学位規程で明記している。	4-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、法令対象外。	4-1
第 108 条	—	短期大学は 1999 年を以て廃止した。	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条で明記しウェブサイトで公表している。	2-2
第 113 条	○	ウェブサイトで公表している他、紀要を刊行している。	4-2
第 114 条	○	事務組織規程及び就業規則で明記している。	5-1 5-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学資格は、学則第 44 条第 1 項第 2 号及び、「編入学の関する規程」第 2 条第 1 項第 2 号に定め、認めている。	3-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程を修了した者に対する編入学資格は、学則 44 条 4 項及び、「編入学の関する規程」第 2 条第 1 項第 3 号に定め、認めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則で明示している。	4-1 4-2
第 24 条	—	指導要録法令対象外。ただし学籍、成績等適正に管理している。	4-2

沖縄国際大学

第 26 条 第 5 項	○	学則第 66 条で明示している。	5-1
第 28 条	○	各担当部局において備えている。	4-2
第 143 条	○	休暇期間中等に学部長、学科長のみでの審議承認を行う場合がある。(その場合は事前に構成員へ通知し了承を得ると共に休暇後の教授会において速やかに報告し承認を得ている)	5-1
第 146 条	—	科目等履修生に編入学資格がないため、法令対象外。	4-1
第 147 条	○	学則第 6 条第 2 項、産業情報学部履修ガイドで明示し、HP 等で公表している。	4-1
第 148 条	—	本学の修業年限は全学部 4 年であるため、法令対象外。	4-1
第 149 条	—	「3 年以上在学したものに準ずる者」の設定はしていないため、法令対象外。	4-1
第 150 条	○	入学者資格は、学則 40 条に定め、法令遵守している。	3-1
第 151 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	3-1
第 152 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	3-1
第 153 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	3-1
第 154 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	3-1
第 161 条	○	編入学のための入学資格は、「編入学に関する規程」第 2 条に定め、法令遵守している。	3-1
第 162 条	—	外国からの編入学制度がないため、法令対象外。	3-1
第 163 条	○	学則第 16 条で明記している。	4-2
第 163 条の 2	○	学則 58 条及び科目等履修生に関する規程第 10 条にて、単位修得証明書等を発行することを定めている。	4-1
第 164 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、法令対象外。	4-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体及び学科、研究科毎で定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価委員会規程で明示している。	2-2
第 172 条の 2	○	本学のウェブサイトにて教育研究活動等の状況を公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 6 条第 3 項で明示している。	4-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学希望者の 3 年次としての編入は、「編入学に関する規定」第 2 条第 1 項第 2 号に定め、認めている。	3-1

沖縄国際大学

第 186 条	○	専修学校修了者の編入学希望者の 3 年次としての編入は、「編入学に関する規定」第 2 条第 1 項第 4 号に定め、法令遵守している。	3-1
---------	---	---	-----

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 3 条第 2 項に規定（別途定める）し、履修ガイド、事業報告書、大学案内、ウェブサイトの人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を明記している。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者選抜委員会の設置及び事務組織としての入試センター設置によって適切な体制で行っている。	3-1
第 3 条	○	本学の各学部は、教育研究上、適当な規模内容であり教員組織、教員数も適当である。（学則第 3 条）	1-1
第 4 条	○	学部には専攻により学科を設けている。（学則第 3 条）	1-1
第 5 条	○	資格取得に関する課程（教職、図書館司書、博物館学芸員等）を設置している。	1-1
第 6 条	—	学部以外の基本組織を置いていないため、法令対象外。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	必要な教育研究実施組織を置いている。（学則第 5 節） また、教育研究や大学運営における各種委員会等の規程も別途定め、必要な組織を置いている。職務権限規程により各職位の責任の所在を明確にしている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	—	改正大学設置基準の経過措置に依り、法令対象外	4-2 5-2
第 9 条	○	学長以外の教員は、授業担当時間について専任教員担当時間規程で定められている。学長については、同規程で授業担当時間を免除することを明記している。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	改正大学設置基準の経過措置に依り、基幹教員を専任教員と読替えた上で、基準数を満たしており、法令を遵守している。	4-2 5-2
第 11 条	○	事業計画に則り毎年、研修年間計画を定め必要に応じた研修を実施している。 また、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程を定め、教育の充実を図る組織的な改善方策の検討を実施している。	4-2 4-3 5-3

沖縄国際大学

第 12 条	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	5-1
第 13 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	4-2 5-2
第 14 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	4-2 5-2
第 15 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	4-2 5-2
第 16 条	—	助教は置いていないため、法令対象外。	4-2 5-2
第 17 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 14 条で明示している。	3-1
第 19 条	○	学則第 19 条で明示している。	4-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設しおらず、法令対象外。	4-2
第 20 条	○	学則第 20 条で明示している。	4-2
第 21 条	○	学則第 21 条で明示している。	4-1
第 22 条	○	学則第 17 条で明示している。	4-2
第 23 条	○	学期を前期、後期としていて、それぞれの授業期間は 15 週単位で行われている。	4-2
第 24 条	○	時間割編成方針等で教育効果を十分にあげられるようにより適切な人数としている。	4-2
第 25 条	○	学則第 20 条、第 21 条で明記している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	全教員へシラバス（共通様式）作成を義務づけており、学内ポータルで明示している。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制はとっていないため、法令対象外。	4-2
第 27 条	○	学則第 27 条、第 28 条、第 29 条で明示している。	4-1
第 27 条の 2	○	学部履修規程第 10 条で明示している。	4-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設しおらず、法令対象外。	4-1
第 28 条	○	学則第 23 条で明示している。	4-1
第 29 条	○	学則第 24 条で明示している。	4-1
第 30 条	○	学則第 26 条で明示している。	4-1
第 30 条の 2	—	学部の長期履修制度はとっていないため、法令対象外。	4-2
第 31 条	○	学則第 58 条及び第 63 条で明示している。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 6 条及び第 22 条で明示している。	4-1
第 33 条	—	医学、歯学学科設置してないため法令対象外。	4-1

沖縄国際大学

第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	3-5
第 35 条	○	学生の教育、厚生補導に必要な運動場、体育館その他スポーツ施設、厚生補導施設等を大学敷地内に設置している。	3-5
第 36 条	○	第 36 条第 1 項～第 3 項までの校舎等施設は全て備えている。第 4 項（夜間学部）は適用外。	3-5
第 37 条	○	校地面積は、共通基礎様式 1 のとおりであり、十分満たしている。 (大学設置基準必要面積：4,716 m ²)	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、共通基礎様式 1 のとおりであり、十分満たしている。 (大学設置基準必要面積：22,124.9 m ²)	3-5
第 38 条	○	第 38 条で備えるべき資料、人員等すべて備えている。	3-5
第 39 条	—	第 39 条の学部学科の設置はないため、法令対象外。	3-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部学科の設置はないため、法令対象外。	3-5
第 40 条	○	パソコン、教室設置のプロジェクター、実験機械、器具等十分備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	1 キャンパスのため、法令対象外。	3-5
第 40 条の 3	○	毎年度、例外なく教育研究費を予算化している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程を設置しておらず、法令対象外	4-2
第 42 条	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	1-1
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	3-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	5-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	4-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	4-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	4-2
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	4-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	4-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置しておらず、法令対象外。	3-5
第 43 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	4-2
第 44 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	4-1
第 45 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	4-1
第 46 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	4-2 5-2
第 47 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-5
第 48 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-5
第 49 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-5

沖縄国際大学

第 49 条の 2	—	工学に関する学科を設置しておらず、法令対象外。	4-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学科を設置しておらず、法令対象外。	5-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学科を設置しておらず、法令対象外。	5-2
第 58 条	—	外国に学部等を設置しておらず、法令対象外。	1-1
第 59 条	—	学部を置いているため、法令対象外。	3-5
第 61 条	—	新たに大学等、薬学課程を設置していないため、法令対象外。	3-5
			4-2
			5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 7 条で明示している。	4-1
第 2 条の 3	—	専門職大学を設置しておらず、法令対象外	4-1
第 10 条	○	学則第 7 条及び学位規程第 3 条で明示している。	4-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置しておらず、法令対象外	4-1
第 13 条	○	学則及び学位規程で定めており、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	寄附行為第 8 条、25 条、34 条、就業規則第 8 条（禁止行為）に明記し、またガバナンス・コード 4-4 (2) でも危機管理及び法令遵守の体制整備を定めている。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 77 条にて明記し、ウェブサイトで公表している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条で明記している。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 7 条、9 条、10 条、11 条、14 条 1 項、22 条で明記している。	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 8 条で明記している。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 12 条、13 条、14 条、21 条、22 条、51 条で明記している。	2-1
			2-3
			6-1
第 37 条	○	寄附行為第 14 条、15 条、16 条、17 条で明記している。	6-1
			6-2
第 39 条	○	寄附行為第 18 条、49 条で明記している。	6-1
			6-2
			6-3

沖縄国際大学

第 43 条	○	寄附行為第 23 条で明記している。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 24 条で明記している。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 25 条で明記している。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 30 条で明記している。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 31 条で明記している。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 49 条で明記している。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 30 条で明記している。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 33 条で明記している。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 34 条で明記している。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 38 条で明記している。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 48 条で明記している。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 52 条で明記している。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 57 条で明記している。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 59 条で明記している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 60 条及び役員報酬規程にて明記している。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 70 条で明記している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 30 条、57 条、70 条で明記している。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 30 条、57 条、70 条で明記している。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 71 条で明記している。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 71 条で明記している。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 73 条で明記している。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 5 条で明記している。	6-5
第 145 条	—	常勤監事設置対象法人でないため、法令対象外。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 7 条、8 条、18 条で明記している。	6-2
第 148 条	○	学則第 2 条、寄附行為第 59 条で明記している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 77 条、78 条で明記している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に大学院の目的を明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条で明示している。	1-1
第 102 条	○	大学院学則第 17 条で明示している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 17 条及び大学院入学試験要項で明示している。	3-1
第 156 条	○	大学院学則第 17 条及び大学院入学試験要項で明示している。	3-1
第 157 条	○	大学院学則第 17 条及び大学院入学試験要項で明示している。	3-1
第 158 条	○	大学院学則第 3 条で明示し、自己点検・評価委員会規程や自己点検・評価報告書及び事業報告で公表している。	3-1
第 159 条	○	大学院学則第 17 条及び大学院入学試験要項で明示している。	3-1
第 160 条	○	大学院学則第 17 条及び大学院入学試験要項で明示している。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	大学院履修ガイド、事業報告書、大学院案内、本学ウェブサイトにて教育研究上の目的を明記している。	1-1
第 1 条の 3	○	公正かつ妥当で適切な体制で実施している。(学則第 18 条～20 条)	3-1
第 2 条	○	修士課程をおいている。	1-1
第 2 条の 2	○	専ら夜間において教育を行う修士課程をおいている。	1-1
第 3 条	○	大学院学則第 2 条、第 4 条、第 14 条、14 条の 2 及び長期履修規程で明示している。	1-1
第 4 条	—	博士課程はおいていないため法令対象外。	1-1
第 5 条	○	大学院学則第 4 条、第 5 条、第 6 条で明示している。	1-1
第 6 条	○	大学院学則第 4 条で明示している。	1-1
第 7 条	○	学部に基礎をおき適切に連携している。	1-1
第 7 条の 2	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	1-1 4-2 5-2

沖縄国際大学

第7条の3	—	研究科を設置しているため、法令対象外。	1-1 4-2 5-2
第8条	○	大学院学則第6条で明示している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	大学院学則第6条及び大学院開設科目担当基準に関する規程で明示している。	4-2 5-2
第9条の3	○	事業計画に則り毎年、研修年間計画を定め必要に応じた研修を実施している。 また、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程を定め、教育の充実を図る組織的な改善方策の検討を実施している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	大学院学則第5条で明示している。	3-1
第11条	○	大学院学則第32条で明示している。	4-2
第12条	○	大学院学則第30条、第35条及び各研究科履修規程で明示している。	3-2 4-2
第13条	○	各研究科履修規程で明示している。	3-2 4-2
第14条	○	大学院学則第36条及び各研究科履修規程で明示している。	4-2
第14条の2	○	シラバス、大学院学則第41条の2で明示している。	4-1
第15条	○	大学院学則第56条で明示している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	○	大学院学則第42条及び各研究科履修規程で明示している。	4-1
第17条	—	博士課程を設置していないため、法令対象外。	4-1
第19条	○	大学院関連施設等を13号館5F・6Fに配置している。	3-5
第20条	○	パソコン、教室設置のプロジェクター、実験機械、器具等十分備えている。	3-5
第21条	○	図書等系統的に備えている。	3-5
第22条	○	大学院関連教室等施設を13号館5F・6Fに配置しているが図書館等学部、大学院共同使用施設もある。	3-5
第22条の2	—	1キャンパスのため、法令対象外。	3-5
第22条の3	○	毎年度、例外なく大学院関連予算を予算化している。	3-5 5-4

沖縄国際大学

第 22 条の 4	○	研究科名及び専攻名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	学部をおいているため、法令対象外。	1-1
第 24 条	—	学部をおいているため、法令対象外。	3-5
第 25 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	4-2
第 26 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	4-2
第 27 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	4-2 5-2
第 28 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育課程をおいていないため、法令対象外。	3-5
第 30 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程を置いていないため、法令対象外。	4-2
第 31 条	—	1つの大学院のため、法令対象外。	4-2
第 32 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	4-1
第 33 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	4-1
第 34 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を置いていないため、法令対象外。	4-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を置いていないため、法令対象外。	5-2
第 42 条	—	博士課程を設置しておらず、法令対象外。	3-3
第 43 条	○	大学院学則第 46 条、大学院研究奨励奨学金規程で明示し、大学院入学者選抜要項や担当する事務部署にて案内している。	3-4
第 45 条	—	外国に大学院を設置していないため、法令対象外。	1-1
第 46 条	—	新たに大学院設置していないため、法令対象外。	3-5 5-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 44 条及び学位規程で明示している。	4-1
第 4 条	—	博士課程を設置していないため、法令対象外。	4-1
第 5 条	○	大学院学則第 43 条及び各研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項で明示している。	4-1
第 5 条の 3	—	専門職大学院を設置していないため、法令対象外。	4-1
第 12 条	—	博士課程を設置していないため、法令対象外。	4-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	寄附行為（令和 7 年 4 月 1 日施行）	
【資料 F-2】	大学案内	
	沖縄国際大学大学案内 2026 大学院案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大学学則、沖縄国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 8（2026）年度沖縄国際大学入学者選抜試験要項 令和 8（2026）年度大学院入学者選抜試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2025 年度版_学生便覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	沖縄国際大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和 7 年度事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和 5 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人 沖縄国際大学 第 5 次中長期経営計画書	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	沖縄国際大学規程集アカウント（提供用）	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	令和 6 年度理事会の開催状況・令和 6 年度評議員会の開催状況・学校法人沖縄国際大学 会計監査人	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類、監事監査報告書、会計監査報告書（令和 2 年度～令和 6 年度）及び財産目録（最新のもの）	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	2025（令和 7）年度法学部履修ガイド	
	2025（令和 7）年度経済学部履修ガイド	
	2025（令和 7）年度産業情報学部履修ガイド	
	2025（令和 7）年度総合文化学部履修ガイド	
	2025 年度大学院履修ガイド 2025（令和 7）年度講義概要（シラバス）	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	平成 30 年度受審時

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則	部局館長会規程
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	令和 5 年度第 43 回部局館長会記録	
【1-1-b】	令和 6 年度第 1 回評議員会議事録及び令和 6 年度第 2 回理事会議事録	
【1-1-c】	令和 7 年度入学式リーフレット	
【1-1-d】	令和 6 年 11 月 4 日開催 Weekday Campus Visit 高校生配布資料	
【1-1-e】	令和 6 年度第 25 回総合文化学部教授会議事録	
【1-1-f】	平成 14 年度第 10 回理事会議事録	
【1-1-g】	平成 22 年度第 3 回理事会議事録	
【1-1-h】	沖縄国際大学の社会貢献〔地域協働・産学官連携〕推進に関する基本方針について	(学長裁定第 24 号・令和 3 年 2 月 17 日)
【1-1-i】	沖縄国際大学における社会貢献〔地域協働・産学官連携〕の推進に係る体制について	(学長裁定第 44 号・令和 6 年 5 月 15 日)

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	内部質保証に関する全学的な方針	内部質保証に関する全学的な方針を示す URL / 令和 6 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証のための組織図	沖縄国際大学内部質保証体制図
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	内部質保証に責任を持つ会議体の規則	沖縄国際大学自己点検・評価委員会規程 / 令和 6 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
	なし	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	自己点検・評価に関する規則	沖縄国際大学自己点検・評価委員会規程 / 令和 6 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録

沖縄国際大学

直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	直近の自己点検・評価の報告書	令和5年度自己点検・評価報告書
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	自己点検・評価を担当する会議体の議事録	自己点検・評価委員会議事録(令和6年度第1回～第4回)
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書	自己点検・評価結果を学内に掲示したことを示す資料(写し)／大学の自己点検・評価活動を示す URL／令和5年度第43回部局館長会記録及び資料
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	IRなどを検討する会議体の規則	事務組織規程／沖縄国際大学組織図／学校法人組織機構図(令和6年度学校法人実態調査表より抜粋)／令和5年度事業報告書抜粋／大学のIR活動について示す資料(ウェブサイト写し)／業務事務分掌規程(抜粋)
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	自己点検・評価結果を公開している URL	
【2-2-b】	各種アンケート URL	授業についてのアンケート／卒業年次への満足度アンケート(4年次)／大学卒業生に関する企業へのアンケート調査(卒業生)
【2-2-c】	授業についてのアンケートが全学的に検討されていることを示す資料	令和6年度第10回大学協議会議事録
【2-2-d】	大学卒業生(OB・OG)ならびに大学卒業生(4年生)に関するアンケート調査の改善について(諮問)	
【2-2-e】	令和6年度第2回内部質保証・自己点検・評価調整会議議事録及び令和6年度第3回キャリア支援委員会議事録	
【2-2-f】	令和6年度第4回キャリア支援委員会議事録及び大学卒業生(OB・OG)ならびに大学卒業生(4年生)に関するアンケート調査の改善について(答申)	
【2-2-g】	令和6年度第5回キャリア支援委員会議事録	
【2-2-h】	教員の諸活動に係る自己点検・評価の集計結果を示す資料及び公表を示す URL	令和6年度第1回自己点検・評価委員会議事録／令和6年度第15回部局館長会記録／教員の諸活動に係る自己点検・評価結果を示す URL
【2-2-i】	令和6年度IR関連研修参加・実施実績	
【2-2-j】	令和7年度第2回理事会議案書及び入学者選抜試験志願者動向の調査資料	
【2-2-k】	2024年度 Weekday Campus Visit 実施案	

2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など	沖縄国際大学内部質保証体制図／沖縄国際大学教学マネジメント体制図／沖縄国際大学の学生一人ひとりの成長を促すための教学マネジメント(参考イメージ図)
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など	沖縄国際大学内部質保証体制図
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則	令和6年度内部質保証/自己点検・評価調整会議記録(第1~4回)／令和6年度教学マネジメント推進のための調整会議記録(第1~2回)／「自己点検・評価ならびに内部質保証に係る体制について」(学長裁定第39号・令和7年2月12日)／「沖縄国際大学における教学マネジメント確立のための体制について」(学長裁定第43号・令和7年2月12日)
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録	令和6年度大学協議会議事録(第1~第21回)
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録	令和6年度自己点検・評価委員会議事録(第1回~第4回)
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など	自己点検・評価結果を学内に掲示したことを示す資料(写し)／自己点検・評価結果を示すURL／授業についてのアンケート結果を示すURL

沖縄国際大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	各種アンケート結果を示す URL	各種アンケート結果を示す URL/数字で見る 沖国大・新入生アンケート結果を示す URL/卒業生アンケート結果を示す URL/授業についてのアンケート結果を示す URL/「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査結果を示す URL
【2-3-b】	授業についてのアンケート通知及び実施要領	
【2-3-c】	令和6年度第1回学生支援室運営委員会議事録及び令和5年度学生支援室活動報告	
【2-3-d】	後援会拡大役員会記録及び校友会意見交換会記録	
【2-3-e】	奨学金給付、学外ゼミ費補助及び学食補助等の実績	
【2-3-f】	沖縄県高等学校校長協会との懇談会の次第	
【2-3-g】	企業と大学との就職懇談会案内状及び開催要項	
【2-3-h】	ナンバリング表	
【2-3-i】	令和5年度第6回FD委員会議事録及び令和6年度第2回FD委員会議事録	
【2-3-j】	教員の諸活動に係る自己点検・評価に関する資料	令和2年度第2回自己点検・評価委員会議事録/令和4年度自己点検・評価委員会議事録(第1回～第2回)/教員の諸活動に係る自己点検・評価および年度目標の提出依頼(メール写し)

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	アドミッション・ポリシーを示す URL	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則	各学部教授会規則/大学院各研究科会規程
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	入試方法の検討と検証を行う会議体の規則	入学者選抜試験委員会規程/大学院委員会規程
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	令和6年度大学説明会及びガイダンス参加実績一覧	
【3-1-b】	令和7年度第1回大学協議会審議結果	
【3-1-c】	入試問題作成に係る専門委員の選出が教授会の議を経ていることを示す資料	各学部教授会審議結果(令和7年4月4日開催)

沖縄国際大学

【3-1-d】	問題作成者連絡会（令和4年度～令和6年度）	一般選抜試験問題作成者連絡会記録（令和4年度～令和6年度）／小論文問題作成者連絡会記録（令和4年度～令和6年度）
【3-1-e】	2025年度一般選抜試験問題、回答用紙及び模範解答の再点検結果について	
【3-1-f】	入試問題 出題の意図を示す URL	
【3-1-g】	ループリックをウェブサイトで公表している箇所を示す資料 (URL)	
【3-1-h】	ループリックを教授会で審議していることを示す資料	各学部教授会審議結果（令和7年4月18日開催）
【3-1-i】	令和6年度第1回大学院委員会審議結果及び令和6年度各研究科会審議結果	
【3-1-j】	学生募集 PT 報告書	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学修支援に関する方針・計画	令和4年度～令和6年度 FD 関連活動計画（案）
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	学修支援に関する会議体の規則	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程／沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程／教務委員会規程／共通教育協議会規程／共通教育運営委員会規程
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	TA、SA などに関する規則	沖縄国際大学教育支援者（TA・SA）制度に関する規程
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	オフィス・アワーを学生に周知したことを示す文書	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況	沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領／令和6年度学生支援室活動計画／令和6年度第1回学生支援室運営委員会議事録／令和5年度学生支援室活動報告／令和7年度学生支援室活動計画（案）

沖縄国際大学

退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則	学生数報告書(令和7年5月1日現在)／学生数報告に関する掲示／各学部教授会規則／「教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの(学長裁定)」(理事長・学長裁定第6号・平成27年9月1日)／「学生募集不振に関する対策の検討及び対応の方針について」(学長裁定第38号・令和6年1月10日)／第11回学生募集対応PT会議記録／令和6年度第39回部局館長会記録／「中退予防策に関する意見聴取のお願い」(事務連企発第66号・令和7年2月21日)
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	令和6年度第6回理事会議事録	
【3-2-b】	事務組織規程	
【3-2-c】	業務事務分掌規程(抜粋)	
【3-2-d】	学務課、図書課、グローバル教育支援センター及び学生課が所管する委員会を示す資料	教務委員会規程／共通教育運営委員会規程／教職課程委員会規程／博物館実習実施委員会規程／図書委員会規程／グローバル教育支援センター規程／厚生補導委員会規程
【3-2-e】	TA・SAに関するアンケート調査及び教育支援者実績報告書	
【3-2-f】	専任教員担当時間規程	
【3-2-g】	合理的な配慮を行うための体制を示す資料	バリアフリーマップ
【3-2-h】	中退者等についての情報提供及び対応を促す通知(メール)	
【3-2-i】	キャンパス相談室を設置していることを示す資料	沖縄国際大学ハラスメントに防止等に関する規程／学生相談室規程
【3-2-j】	キャンパス相談室の実績がハラスメント人権委員会や教職員向け研修会で共有されていることを示す資料	令和6年度第1回ハラスメント人権委員会議事録及び資料／令和5年度及び令和6年度ハラスメント研修会資料／令和6年度第10回部局館長会記録／令和6年度第15回部局館長会記録

3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	キャリア支援に関する方針・計画	令和 7 年度事業計画／ 令和 7 年度第 1 回キャリア支援委員会議事録
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア支援に関する授業科目名一覧	学則別表第 I (共通科目)／キャリア教育科目群各科目のシラバス／学則別表第 II (各学科のキャリア教育に関する専門科目)／インターンシップなどキャリア教育に関する専門科目のシラバス
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	キャリア支援に関する会議体の規則	キャリア支援委員会規程／インターンシップ運営委員会規程
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧	令和 6 年度出張キャリア・ガイダンス一覧／令和 6 年度キャリアサポート助成交付件数一覧／令和 6 年度資格取得・試験等対策講座実施状況／キャリア支援課開催セミナー・イベント実施状況／令和 6 年度キャリア支援関係行事実施状況／令和 6 年度個別相談支援件数／令和 7 年度第 1 回キャリア支援委員会議事録／1 年次キャリア・ガイダンスに関する資料／学生団体「Bridge」に関する資料／令和 6 年度県外就職活動補助金に関する資料
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	キャリア教育に関して共通教育協議会の議を経たことが分かる資料	令和 6 年度第 5 回共通教育協議会記録
【3-3-b】	令和 6 年度キャリア教育科目群の各科目受講者数を示す資料	
【3-3-c】	令和 6 年度インターンシップの受講者数が分かる資料	令和 6 年度第 3 回インターンシップ運営委員会議事録
【3-3-d】	令和 6 年度インターンシップ報告書及び学科別報告会に関する資料	
【3-3-e】	公認心理師の合格者数が分かる資料	
【3-3-f】	沖縄国際大学キャリアサポート助成金規程	
【3-3-g】	YouTube での動画配信の視聴実績及びキャリア支援課インスタグラムを示す URL	

3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生生活支援に関する方針・計画	第5次中長期経営計画書(抜粋)／令和6年度事業計画(抜粋)／令和6年度キャンパス相談室業務計画／令和6年度学生支援室活動計画(案)／令和7年度学生支援室活動計画(案)
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生生活支援に関する会議体の規則	厚生補導委員会規程／学生相談室運営委員会規程／学生相談室規程／学生支援室運営規程
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	学生の課外活動の支援に関する規則	学生準則／体育会会則／文化会会則／全国スポーツ大会補助金給付基準内規／学生表彰選考基準内規／サークル棟管理運営規程／サークル棟管理運営使用細則
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	奨学金に関する規則	奨学金規程／特待奨学生選考基準／一般奨学生候補者選考基準／スポーツ奨学生候補者選考基準／文化活動奨学生候補者選考基準／研究生奨学生選考基準／国内協定校派遣留学奨学生選考基準／被災学生奨学生候補者選考基準／兄弟姉妹等支援奨学生選考基準／学校推薦型選抜試験タイプS奨学生選考基準／入学時離島遠隔地出身学生支援奨学生及び離島遠隔地出身学生支援奨学生選考基準／大学院研究奨励奨学金規程／国外協定校留学奨学生選考基準／外国人留学生奨学生選考基準／後援会奨学金規程／校友会奨学金規程／沖縄国際大学学生サポート奨学金規程／宮城勇ベストスポーツマン支援奨学金規程／金秀グループ奨学金規程／長濱眞徳博士記念大学院奨学金規程／特例授業修学支援奨学金規程

沖縄国際大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生課が学生サービス及び厚生補導を所管していることを示す資料	業務事務分掌規程（抜粋）
【3-4-b】	学生相談室の相談実績が分かる資料	令和6年度第1回学生相談室運営会議議事録
【3-4-c】	学生課が実施する学生の諸課題に対する研修に関する資料	
【3-4-d】	沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【3-4-e】	キャンパス相談室イベント（ティーアワー）に関する資料	
【3-4-f】	学生支援室生活支援（フードドライブ・生理用品設置）に関する資料	
【3-4-g】	借上げアパートに関する資料	
【3-4-h】	令和6年度学外ゼミ費、体育会及び文化会補助実績一覧	
【3-4-i】	令和6年度第8回厚生補導委員会議事録及び関連資料	
【3-4-j】	離島・遠隔地出身の学生向けの給付型奨学金制度を設置したことを示す資料	
【3-4-k】	コロナ禍におけるPC貸与等の学修支援を示す資料	令和2年度第6回及び第9回危機管理対策本部会議記録
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	施設・設備の管理に関する規則	業務事務分掌規程／沖縄国際大学情報センター規程
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	ICT環境について学生に周知したことを示す文書	沖縄国際大学ウェブサイト(情報センター運営ページ)／WEBシステムブック
図書館に関する規則		
【3-5-3】	図書館に関する規則	図書館規程／図書委員会規程／図書館4階施設利用内規／図書館研究個室利用内規／図書館スタジオ・編集室利用内規／図書館AV・PCコーナー利用内規／学外者の図書館利用内規／貴重図書指定基準／寄贈図書等取扱要領／図書管理規程／学術成果リポジトリ運用内規／図書館文献複写規程／図書館の意見ボックスの投書及び運用内規
図書館利用案内		
【3-5-4】	図書館利用案内	図書館利用案内・2025年版
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	建物の耐震化率を示す文書	耐震改修状況等調査票／診断結果総括表 A3（補強後）

臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	沖縄国際大学図書館を示す URL	
【3-5-b】	令和 6 年度ライティングサポート実施状況を示す資料	
【3-5-c】	合理的な配慮を行うための整備状況を示す資料	バリアフリーマップ
【3-5-d】	施設設備保守点検委託先一覧	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	ディプロマ・ポリシーを示す URL	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則	各学部教授会規則／大学院各研究科会規程
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など	各学部履修ガイド（抜粋）／大学院案内 2025（抜粋）
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	学位規則、学位審査基準	沖縄国際大学学位規程／各学部教授会規則／「教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（学長裁定）」（理事長・学長裁定第 6 号・平成 27 年 9 月 1 日）／各研究科「学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項」／沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等に係る行動指針について（大学院委員会申し合わせ）
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	進級、卒業、単位認定判定を行う会議体の規則	学則第 48 号第 4 条による除籍の取扱要領／各研究科「学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項」／沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等に係る行動指針について（大学院委員会申し合わせ）

沖縄国際大学

単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則	各学部教授会規則／「教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの(学長裁定)」(理事長・学長裁定第6号・平成27年9月1日)／大学院各研究科会規程
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準(専門職大学のみ)		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	学部履修規程及び大学院研究科別履修規程	
【4-1-b】	産業情報学部早期卒業に関する認定基準	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則	各学部教授会規則／大学院各研究科会規程
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など	カリキュラム・ポリシーを示した資料(本学ウェブサイト)／各学部履修ガイド(抜粋)／大学院案内(抜粋)
教育課程の体系的編成を示すカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーなど		
【4-2-4】	教育課程の体系的編成を示すカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーなど	ナンバリング表
履修に関する規則		
【4-2-5】	履修に関する規則	学部履修規程／各研究科別履修規程
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	教育課程を検討する会議体の規則	大学協議会規程／各学部教授会規則／学則(抜粋)／全学教授会規程／共通教育機構規程／共通教育協議会規程／共通教育運営委員会規程／教職課程委員会規程／大学院委員会規程／各研究科会規程
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	教養教育を検討する会議体の規則	共通教育機構規程／共通教育協議会規程／教職課程委員会規程／共通教育運営委員会規程
教育課程連携協議会の議事録(専門職大学のみ)		
	該当なし	

沖縄国際大学

授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性に関する資料	沖縄国際大学経営対策委員会議事録（平成 22 年 5 月 20 日）／平成 22 年第 9 回～第 10 回、第 12 回～第 13 回部局館長会記録及び資料／平成 22 年度第 3 回理事会議事録及び資料／平成 22 年度第 1 回、第 6 回～第 11 回 FD 企画・調査小委員会議事録／平成 22 年度第 5 回 FD 委員会議事録及び資料／平成 22 年度第 11 回大学協議会議事録及び資料／平成 23 年度第 1 回部局館長会資料／平成 23 年度各学部教授会議事録／平成 23 年度第 35 回部局館長会記録／平成 23 年度第 4 回大学院委員会議事録及び資料／平成 23 年各研究科会議事録／平成 23 年度第 7 回大学院委員会議事録及び資料／平成 23 年度事業報告書（抜粋）
【4-2-b】	令和 6 年度第 25 回総合文化学部教授会議事録	
【4-2-c】	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【4-2-d】	沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程	
【4-2-e】	FD 支援プログラムの成果を学内で共有していることを示す URL	
【4-2-f】	主な少人数科目一覧（演習抜粋）	
【4-2-g】	受講者数の適切性を示す資料	令和 7 年度前期 抽選科目一覧
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	大学が求める学修成果を示す文書	ディプロマ・ポリシーを示す URL／沖縄国際大学学修成果に関する方針（アセスメント・ポリシー）
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など	2025 講義概要（シラバス）を示す URL／各学部履修ガイド（抜粋）
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	学修成果の把握に関する方針	沖縄国際大学学修成果に関する方針（アセスメント・ポリシー）

沖縄国際大学

学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程／大学協議会規程
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果	沖縄国際大学に関する卒業年次への満足度アンケート／本学卒業生に関するアンケート調査／授業についてのアンケート
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録	令和6年度第1回～第5回 FD 委員会議事録／令和6年度第1回～第21回大学協議会議事録
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	本学の3つのポリシーを示す URL	
【4-3-b】	令和6年度第9回教職課程委員会議事録及び関連資料	
【4-3-c】	キャリアサポート助成金制度見直しの実績を示す資料	令和7年度第1回キャリア支援委員会議事録
【4-3-d】	授業についてのアンケート（ひな形）	※FD 学部専門部会資料
【4-3-e】	授業についてのアンケート個別結果の事例	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図	沖縄国際大学内部質保証体制図／沖縄国際大学組織図(事務組織規程抜粋)
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	大学の意思決定に関する会議体の規則	大学協議会規程／大学院委員会規程
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学長の職務権限に関する規則	職務権限規程
教授会に関する規則		
【5-1-4】	教授会に関する規則	学則第36条～第37条(抜粋)／各学部教授会規則／全学教授会規程
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会の開催日時・議題一覧	令和6年度各学教授会審議結果
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続が学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書	学則第47条、第66条(抜粋)

沖縄国際大学

事務局組織図		
【5-1-7】	事務局組織図	学校法人組織機構図(令和6年度学校法人実態調査表より抜粋)／事務局組織規程
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	事務分掌に関する規則	業務事務分掌規程
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	職員採用・昇任の方針・規則	事務職員昇任及び異動方針(部局館長会申合せ)
教育課程連携協議会の規則(専門職大学のみ)		
	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿(専門職大学のみ)		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	理事長・学長裁定第6号及び第8号～11号	
【5-1-b】	特命事項を担当する理事長・学長補佐を任命したことが分かる資料	(学長裁定第44号・令和6年5月15日)
【5-1-c】	副学長職務細則	
【5-1-d】	研究科会に関する規程	大学院学則第11条・第12条(抜粋)／各研究科会規程
【5-1-e】	教職員定数規程	
【5-1-f】	就業規則第27条(抜粋)	
【5-1-g】	令和6年度職員採用試験委員会議事録及び募集要項	
【5-1-h】	再任用職員規程	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	教員の採用・昇任の方針・規則	教員の任用及び昇任に関する規程
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	教員人事に関する会議体の規則	各学部教授会規則／全学教授会規程／共通教育協議会規程／大学協議会規程／共通科目担当を主とする教員等の任用委員会規程
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教職員定数規程	
【5-2-b】	沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	FDの方針・計画	令和4年度～令和7年度FD関連活動計画について
FDの実施報告書		
【5-3-2】	FDの実施報告書	令和4年度～令和6年度FD指定プロジェクト報告書／フレッシュマンテスト結果／FD・SD研修会の実施を示すURL

沖縄国際大学

SD の方針・計画		
【5-3-3】	SD の方針・計画	令和 4 年度～令和 7 年度事務職員研修年間予定
SD の実施報告書		
【5-3-4】	SD の実施報告書	令和 4～6 年度事務職員初任者研修、階層別研修
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【5-3-b】	令和 5 年度第 7 回 FD 委員会議事録	
【5-3-c】	沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程	
【5-3-d】	令和 6 年度第 6 回 FD 委員会議事録及び令和 6 年度第 2 回 FD 委員会議事録	
【5-3-e】	令和 7 年度第 2 回課長会記録	
【5-3-f】	令和 4 年度～令和 5 年度の SD 研修内容	令和 5 年度階層別ハラスメント研修／令和 5 年度若手職員研修／令和 5 年度新任職員研修／令和 4 年度マネジメント研修（階層別研修）／令和 4 年度階層別ハラスメント研修／令和 4 年度新任係長対象階層別研修／令和 4 年度新任職員研修
【5-3-g】	令和 6 年度事務職員研修に係る調整記録及び実施報告	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究環境に関する調査の結果	2023（令和 5）年度自己点検・評価報告書
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究環境整備の方針・計画	各研究所事業計画、予算案
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	研究倫理に関する規則	沖縄国際大学における研究者等の行動規範／沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程／研究活動の不正行為防止に関する規程／沖縄国際大学における公的研究費の取扱いに関する規程
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	研究費の適正利用に関するマニュアル	令和 7 年度版公的研究費学内使用ガイドブック（理事長・学長裁定第 45 号）

研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	研究活動への資源配分に関する規則	研究助成費交付規程／研究成果刊行奨励費交付規程／学会発表助成費交付規程／シンポジウム・学会等助成規程／沖縄国際大学受託研究取扱規程／学外研究員規程
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	研究活動に対する RA など人的支援に関する規則	研究支援助手任用規程／研究員の受入れに関する規程
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金応募・獲得の実績一覧	令和 7 年度科学研究費助成事業 [科研費] 応募者一覧／令和 7 年度科学研究費助成事業 採択状況／令和 7 年度科学研究費助成事業 分担金受入実績
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	沖縄国際大学総合研究機構規則	
【5-4-b】	研究支援部の業務内容を示す資料	業務事務分掌規程（抜粋）／事務組織規程（抜粋）
【5-4-c】	沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程	
【5-4-d】	令和 6 年度第 1 回研究倫理審査委員会議事録	
【5-4-e】	令和 7 年度第 1 回部局館長会記録	
【5-4-f】	令和 7 年度特別研究費被交付者・交付額一覧	
【5-4-g】	令和 7 年度特別研究費募集要項	
【5-4-h】	学外研究費獲得支援のための学内アドバイザー制度を示す URL	
【5-4-i】	科学研究費助成事業 採択状況（令和 3 年度～令和 6 年度）	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	組織倫理に関する規則	就業規則第 3 条、第 8 条、第 63 条（抜粋）／沖縄国際大学ガバナンス・コード／研究活動の不正行為防止に関する規程／公益通報に関する規程／沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程

沖縄国際大学

情報公表に関する規則		
【6-1-2】	情報公表に関する規則	沖縄国際大学ホームページ公開・運用規程／沖縄国際大学ホームページ公開・利用細則
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL	計算書類、改正寄附行為
内部統制システムの基本方針		
【6-1-5】	沖縄国際大学内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	内部統制の組織体制を示す図	沖縄国際大学 内部統制システム図
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	内部統制に関する規則	内部統制システム整備状況
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	ハラスメント防止に関する規則	沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程／ハラスメント相談運用規程／ハラスメント調停及び苦情申立手続規程
個人情報保護に関する規則		
【6-1-9】	個人情報保護に関する規則	個人情報保護に関する規程
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	危機管理に関する方針・規則	学校法人沖縄国際大学危機管理規程／防火・防災管理規程
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-11】	危機管理に関するマニュアル	令和 6 年 11 月 18 日防火防災訓練資料
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	ガバナンス・コード適合状況調査の目的と結果を公開した部分の URL	
【6-1-b】	教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に対応して公開した部分の URL	
【6-1-c】	沖縄国際大学環境方針及び環境経営マニュアルを示す URL	
【6-1-d】	エコアクション 21 の認証に関する資料	
【6-1-e】	2023 環境活動レポート	
【6-1-f】	危機管理対策本部会議記録（令和 2 年度～令和 3 年度）	
【6-1-g】	コロナウイルス感染症に対する本学が行った主な対応業務	
【6-1-h】	AED 設置状況	
【6-1-i】	AED 講習実績	
【6-1-j】	防犯カメラ運用規程	
【6-1-k】	衛生委員会規程	

6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	事務組織規程／学校法人組織機構図(令和6年度学校法人実態調査表より抜粋)
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	予算・決算を承認した際の理事会の議事録	第562回理事会決議録(令和6年度予算)／第564回理事会決議録(令和5年度決算)／第573回理事会(令和7年度予算)
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	理事を選任する会議体の規則	寄附行為(令和7年4月1日施行)
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	理事を選任した際の会議体の議事録	評議員会議事録(令和7年度第1回～第2回)
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録	第568回理事会決議録
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	旧「寄附行為」	
【6-2-b】	理事会上程議案及び添付資料について(申し合わせ)	
【6-2-c】	令和6年度第2回長期計画研究委員会議事録	
【6-2-d】	令和7年度事業計画策定会議議事録、令和6年度第26回部局館長会記録	
【6-2-e】	令和6年度第1回評議員会議事録、令和6年度第2回理事会議事録	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員を選任した際の会議体の議事録	令和7年度第1回理事会議事録／令和7年度第2回評議員会議事録／令和7年度各学部教授会議事録
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録	令和7年度第1回、第3回評議員会議事録
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算・決算を審議した際の評議員会の議事録	令和6年度第9回評議員会議事録(令和7年度予算審議)／令和7年度第3回評議員会議事録(令和6年度決算)
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	監事監査に関する規則	学校法人沖縄国際大学監事監査規程
監事監査計画書		
【6-3-5】	監事監査計画書	

沖縄国際大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	旧「寄附行為」	
【6-3-b】	教職員電子提言箱の実績を示す資料	
【6-3-c】	教職員電子提言箱設置	
【6-3-d】	教職員電子提言箱を示す URL	
【6-3-e】	教授会でも出された意見が部局館長会で報告されたことが分かる資料	令和6年度第40回部局館長会資料（抜粋）
【6-3-f】	学校法人沖縄国際大学内部監査規程	
【6-3-g】	令和6年度監査計画書（内部監査人）	
【6-3-h】	令和6年度監査報告書（内部監査人）	
【6-3-i】	監事による令和5年度業務監査ディスカッション主な内容	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	予算編成方針	令和7年度予算編成方針（案）／第569回理事会議事録〔令和6年11月27日開催〕
財務計画書		
【6-4-2】	財務計画書	第5次中長期経営計画実行スケジュール（PDCA、概算経費）／令和6年度第2回～第3回財政計画研究部会議事録／令和6年度第2回（通算第206回）長期計画研究委員会議事録
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	外部資金導入の実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	資産運用に関する規則	沖縄国際大学資産運用規程／第569回理事会議事録〔令和6年11月27日開催〕
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和6年度事業活動収支予算書及び令和7年度事業活動収支予算書	
【6-4-b】	沖縄国際大学寄付金取扱規程	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理に関する規則	経理規程／経理規程細則／予算統制規程
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	会計監査人の選任に関する規則	改正寄附行為第8章抜粋
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など	業務監査ディスカッション内容
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	業務事務分掌規程（財務部会計課 抜粋）	
【6-5-b】	職務権限規程及び調達規程	
【6-5-c】	令和6年度監査契約書案	
【6-5-d】	独立監査人の監査報告書	

沖縄国際大学

【6-5-e】	令和6年度第2回理事会議事録	
【6-5-f】	監事による監査報告書が示されている URL	
【6-5-g】	学校法人沖縄国際大学監事監査規程	
【6-5-h】	学校法人沖縄国際大学内部監査規程	

基準 A. 社会貢献を目的とした本学の地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために、社会貢献を目的とした地域連携に関する方針を明示しているか。		
【A-1-1】	本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標が示されている URL	
【A-1-2】	沖縄国際大学の社会貢献〔地域協働・産学官連携〕の推進に関する基本方針	(学長裁定第24号・令和3年2月17日)
【A-1-3】	沖縄国際大学における社会貢献〔地域協働・産学官連携〕の推進に係る体制について	(学長裁定第44号・令和6年5月15日)
A-2. 社会貢献を目的とした地域連携に関する方針に基づき、社会貢献・地域連携に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。		
【A-2-1】	連携協定に関する資料 (各協定書)	宜野湾市教育委員会／沖縄税理士会、日本税理士会連合会／日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアコミュニーター株式会社／宜野湾市／一般社団法人東京中小企業家同友会／金武町、法務省那覇保護監察所／東村／沖縄県中小企業診断士協会
【A-2-2】	協定に基づく取組み内容を示す URL	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。